

イタリアの地方自治

Le autonomie Locali in Italia



財団法人自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各国の地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を、海外事務所を通じて行っている。その成果は、各種の刊行物等によって日本の地方団体や地方自治関係者に紹介されている。

このたび「海外の地方自治シリーズ」の一環として、『イタリアの地方自治』を出版する運びとなった。本書は、当協会のパリ事務所において、文献資料の収集や実地調査を重ねることによって取りまとめたものである。イタリアについては、かつて1998年11月に「クレア・レポート NO.176 イタリアの地方自治」が当協会から出版されているが、このたび本書を作成するにあたっては、現地調査を重ねるとともに、イタリアの地方行財政制度に関する法令や関連文献等について、極力イタリア語の資料に直接あたり、できる限り最新の情報を収集し、記述するとともに、近年における制度改革の動向を追跡し、内容の深化に努めた。

調査には、言語面の制約をはじめとする様々な困難があるため、的確に調査・説明できていない部分も多々あると思われるが、イタリアの地方自治制度の概説書として、関係者の方々にご活用いただき、また不適切な部分については御指摘・御教示をいただければ幸いである。

本書の作成に当たり、在イタリア日本国大使館、ジェトロ・ミラノ・センター、またイタリア内務省のほか、イタリアの州および地方団体の方々に、様々なご教示を頂くと同時に大変な便宜を図っていただいた。本書の刊行にあたり、厚く感謝の意を表したい。

平成16年2月

(財) 自治体国際化協会
理事長 紀内 隆宏

目 次

図表目次	viii
索引	x

第1章 一般事情

第1節 国土と人々	1
1 位置・面積	1
2 気候	1
3 国民	3
第2節 歴史	3
1 統一以前の都市国家	3
2 国家の統一とファシズム	3
3 戦後	4
第3節 産業と経済	5
1 戦後経済の概要	5
2 イタリア経済の現状	5
3 南北格差	6
第4節 政体の構造	6
1 大統領	6
2 立法	7
(1) 国会 (2) 主要政治グループ・政党 (3) 国民投票	
3 行政	9
4 司法	9
(1) 概要 (2) 憲法裁判所	
第5節 国家財政	10

第2章 州および地方団体の概要

第1節 概要	11
1 地方制度の概要	11
(1) 憲法および地方自治法典 (2) コムーネ、県、州	
(3) 州と地方団体の数および規模	
2 地方制度の歴史	14
(1) 第二次世界大戦前 (2) 戦後憲法 (3) 近年の憲法改正	
3 イタリアの法体系	16
(1) 国による立法 (2) 地方団体の自治立法 (3) 州による立法	

4	地方自治に関連する法令の概要	17
	(1) 憲法 (2) 地方自治法典 (3) 州に関する法律 (4) その他の法律	
第2節	コムーネ	19
1	概要	19
	(1) 基礎的自治体 (2) 人口 (3) コムーネの自治	
	(4) コムーネの機関	
2	コムーネ議会	20
	(1) 概要 (2) コムーネ議会議員 (3) 権限 (4) 任期の終了等	
	(5) シンダコの不信任案の議決	
3	コムーネ理事会	23
	(1) 概要 (2) 構成 (3) 理事の指名・解任 (4) 任期・任務の停止	
	(5) 理事会の権限 (6) 理事の職務	
4	シンダコ(市町村長)	24
	(1) 概要 (2) 選出方法および任期 (3) 辞職 (4) 権限	
	(5) 国から委任された事務	
5	議会および理事会の運営	27
	(1) 概要 (2) 招集・開会 (3) 議事・投票 (4) 議事録の作成・公示	
6	コムーネの事務	28
	(1) 原則 (2) 補完性の原則 (3) 区域	
	(4) バッサニーニ法による権限の移譲	
7	コムーネの合併	29
	(1) 概要 (2) 交付金 (3) 州からの分離	
8	区・ムニシーピオ・フラジオーネ	30
	(1) 区 (2) ムニシーピオ (3) フラジオーネ	
第3節	県	31
1	概要	31
2	県議会	31
	(1) 概要 (2) 権限 (3) 任期の終了等 (4) 不信任案の議決	
3	県理事会	32
	(1) 概要 (2) 理事の指名・解任 (3) 任期・任務の停止	
	(4) 不信任決議 (5) 理事会の権限 (6) 理事の職務	
4	県知事	34
	(1) 概要 (2) 知事の辞職 (3) 権限	
5	県の事務	36
	(1) 概要 (2) コムーネとの協力 (3) 行政計画に関する事務	
	(4) バッサニーニ法による権限の移譲	
6	県議会および県理事会における議決過程	37
	(1) 概要 (2) 招集・開会 (3) 議事・投票 (4) 議事録の作成・公示	

7	郡の設置	38
	(1) 概要 (2) 郡の組織	
8	県行政区域の見直しと新たな県の設置	39
	(1) 概要 (2) 州による規程の制定	
第4節	州	39
1	概要	39
	(1) 沿革 (2) 概要 (3) 州の機関 (4) 州の権限	
2	州議会	42
	(1) 概要 (2) 権限 (3) 州議会の運営 (4) 州法律制定の手続き (5) 州理事会に対する監督 (6) 国家活動への参加	
3	州理事会	46
	(1) 概要 (2) 権限 (3) 理事の地位 (4) 理事会の議決手続き (5) 理事会の任務停止	
4	州知事	48
	(1) 概要 (2) 任期・不信任・辞任 (3) 執行機関の長としての権能 (4) 理事会運営に関する権能	
5	特別州	49
	(1) 概要 (2) 州理事会 (3) 特別州知事の閣議への参加	
6	区域の変更	51
第5節	その他	51
1	大都市	51
	(1) 概要 (2) 組織 (3) 区域 (4) 事務 (5) 大都市圏	
2	山岳部共同体	53
	(1) 概要 (2) 組織 (3) 事務 (4) 財源	
3	島嶼部共同体	55
4	コムーネ共同体	55
	(1) 概要 (2) 組織 (3) 事務	
第3章	地方行政	57
第1節	地方選挙制度	57
1	概要	57
	(1) 憲法に定められた原則 (2) 選挙制度改革 (3) コムーネおよび県の選挙における選挙権・被選挙権	
2	シンダコ（市町村長）およびコムーネ議会議員の選挙	58
	(1) 概要 (2) 人口 15,000 人以下のコムーネにおける選挙 (3) 人口 15,001 人以上のコムーネにおけるシンダコの選挙 (4) 人口 15,001 人以上のコムーネにおけるコムーネ議会議員の選挙	
3	県知事および県議会議員の選挙	64

4	州知事および州議会議員の選挙	66
	(1) 1999 年の憲法改正 (2) 選挙権・被選挙権 (3) 現行の選挙制度	
第2節	地方公務員制度	70
1	職員任用	70
	(1) 職員任用の地方分権化原則 (2) 職員の任用 (3) 多様な雇用形態	
2	職員の等級	72
	(1) 職員の等級 (2) 幹部職員	
3	事務総長	73
4	書記	73
第3節	地方行政サービスの供給方式	75
1	給付行政の供給方式	75
2	公営企業および公社	75
3	民間委託	76
4	公社の株式会社化 (混合会社)	76
	(1) 概要 (2) 地方団体が少数株主である場合	
5	その他	77
	(1) 料金の決定 (2) 都市開発公社 (3) 地方団体による債務保証	
第4節	地方団体の事務	77
1	概要	77
2	戸籍事務	78
	(1) 概要 (2) 戸籍事務所 (3) 戸籍証書	
3	住民登録事務および統計	78
	(1) 概要 (2) 住民票	
4	兵役および徴兵に関する事務	79
	(1) 憲法上の規定 (2) コムーネにおける事務	
5	選挙事務	79
	(1) 概要 (2) コムーネ選挙委員会 (3) 選挙人名簿・選挙権証明書	
6	経済政策および産業支援等に関する事務	80
	(1) 概要 (2) 手工業 (3) 工業 (4) エネルギー	
	(5) 鉱物および地下資源 (6) 見本市・商業等 (7) 観光	
	(8) 農業・漁業	
7	国土・環境・都市基盤等に関する事務	82
	(1) 都市計画 (2) 建築 (3) 公的住宅 (4) 自然保護 (5) 公害対策	
	(6) 水資源・内水面管理 (7) 公共工事 (8) 道路網 (9) 公共交通	
8	住民に関する行政サービス	84
	(1) 保健衛生 (2) 社会扶助 (3) 学校教育 (4) 職業教育	
	(5) 文化・スポーツ	
9	地方行政警察	85

(1) 概要 (2) コムーネ警察	
10 コムーネ文書センター	86

第4章 地方財政

第1節 地方財政の概況	87
1 歳入歳出の概要	87
2 州および地方団体の歳入	89
3 州および地方団体の歳出	90
(1) 地方自治法典上の分類 (2) 歳出の内訳	
4 近年の概況	92
第2節 予算・決算および会計	93
1 州	93
(1) 州の予算・会計原則の改革 (2) 予算の原則	
(3) 予算から決算への手続き (4) 歳入・歳出区分	
2 地方団体（県およびコムーネ）	96
(1) 概要 (2) 予算の原則 (3) 予算の編成 (4) 予算書の形式	
(5) 事業執行計画 (6) 予算の執行 (7) 決算	
3 地方団体財政・会計監視委員会	98
4 国内安定化協定	99
(1) 概要 (2) 国内安定化協定を遵守しない場合の罰則	
第3節 州および地方団体の歳入—その1（地方税）	100
1 主要な地方税	100
(1) 地方税の根拠 (2) 地方税改革の経緯	
2 コムーネの税	100
(1) 概要 (2) コムーネ固定資産税 (3) 都市固形廃棄物処理税	
(4) 公共掲示使用税およびコムーネ広告税 (5) 電力消費附加税	
(6) コムーネ所得税附加税 (7) 公共空間使用税	
3 県税	105
(1) 概要 (2) 県自動車登録税 (3) 県自動車保険税	
(4) 環境保護および環境衛生行政のための県税〔ごみ処理税〕	
(5) 公共空間使用および地下道建設に係る税	
(6) 県個人所得税附加税	
4 州税	107
(1) 概要 (2) 州生産活動税 (3) 州個人所得税附加税	
(4) 州公共空間使用税 (5) 州事業特許税 (6) メタンガス消費税州附加税	
(7) 州ガソリン税 (8) 州自動車税	
(9) 大学就学権にかかる州税 (10) 固形廃棄物処理特別税	
第4節 州・地方団体の歳入—その2（地方税以外）	109

1	移転収入	109
(1)	地方団体	
(2)	州	
2	地方債	111
(1)	概要	
(2)	地方団体	
(3)	州	
3	その他の自主財源	112
第5節	州および地方団体の歳出	113
第6節	特別州の財政	116
1	特別州の財政自治権	116
2	特別州の税制自治権	116
(1)	シチリア州	
(2)	サルデーニャ州	
(3)	トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州	
(4)	フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州	
(5)	ヴァッレ・ダオスタ州	
第5章	住民・中央政府・欧州連合との関係他	118
第1節	住民と地方行政	118
1	概要	118
2	請求・請願・提案	118
3	住民投票	118
(1)	概要	
(2)	地方住民投票	
(3)	州住民投票	
(4)	区域住民投票	
4	行政手続きへの参加	119
5	住民訴訟	120
6	地方団体の情報公開	120
(1)	概要	
(2)	1990 年法律第 241 号と地方自治法典の定めるアクセス権の関係	
(3)	アクセス権とプライバシー権	
7	ディフェンソーレ（市民保護者）	121
第2節	中央政府との関係	121
1	国と州・地方団体との関係	121
(1)	政府監察官等	
(2)	国による州議会の解散および州知事の解任	
(3)	憲法裁判所	
(4)	中央政府と地方政府の協議の場	
(5)	キャピナ	
(6)	地方団体財政・組織管理委員会	
2	国家行政等へ州の参加	125
(1)	国の立法活動への州の参加	
(2)	国民投票	
(3)	共和国大統領選挙	
(4)	州の区域の変更と新州の設置	
3	地方長官	126
(1)	概要	
(2)	中央政府地方局	
第3節	州および地方団体の相互関係	126
1	州と地方団体の関係	126
(1)	地方行政監督州委員会	
(2)	州と地方団体との間の協議機関	

2	地方団体間の相互協力	127
(1)	協約	
(2)	事務組合	
(3)	コムーネ共同体	
(4)	コムーネ事務の共同執行	
(5)	計画協定	
第4節	欧州連合との関係	129
1	概要	129
2	州委員会	129
(1)	概要	
(2)	任務	
3	欧州連合への州常任代表	130
4	国家・州会議の欧州連合への関与	130
(1)	概要	
(2)	特別会議	
第5節	州および地方団体の全国組織	131
1	イタリア全国コムーネ協会	131
(1)	概要	
(2)	組織	
(3)	情報誌	
(4)	ANCITEL	
(5)	その他	
2	イタリア県連合会	132
(1)	概要	
(2)	組織	
3	地方自治全国連盟	133
4	山岳部地方団体全国連合会	133
(1)	概要	
(2)	活動	
5	欧州地方自治体・州協議会イタリア協会	133
(1)	概要	
(2)	活動	
6	公役務イタリア連盟	134
(1)	概要	
(2)	概要	
第6節	外国の地方団体との関係	135
1	外国の地方団体との関係	135
2	日本の地方団体との関係	135
第6章	まとめ	137
1	三層制の地方制度	137
2	行政事務	137
3	内部組織	138
4	地方選挙制度	138
5	地方財政	138
6	地方行財政の監督	138
7	まとめ	139
巻末資料	2002年ジェノヴァ県知事・県議会選挙投票用紙	140
参考文献		145

図 表 目 次

図	1－1	イタリアの地図・・・・・・・・・・・・・・・・	2
図	2－1	イタリアの地方自治単位・・・・・・・・	12
図	2－2	イタリアの州の区域・・・・・・・・	40
図	3－1	人口 15,000 人以下のコムーネにおける投票用紙のイメージ例・・・・・・・・	60
図	3－2	人口 15,001 人以上のコムーネにおける投票用紙のイメージ例・・・・・・・・	62
図	3－3	ジェノヴァ県 2002 年県知事・県議会議員選挙で用いられた投票用紙・・	65
図	3－4	州選挙投票用紙のイメージ例・・・・・・・・	67
図	3－5	ピアチェンザ市の組織図・・・・・・・・	74
図	4－1	イタリアの州および地方団体の歳入構造・・・・・・・・	87
図	4－2	州および地方団体の歳入内訳・・・・・・・・	89
図	4－3	州および地方団体の歳出内訳・・・・・・・・	91
表	1－1	2001 年 5 月 13 日イタリア国会選挙後の上下両院議席配分・・・・・・・・	8
表	1－2	イタリアの政党・・・・・・・・	8
表	1－3	イタリア中央政府の歳入歳出・・・・・・・・	10
表	2－1	州および地方団体の数の変遷（特別州を含む）・・・・・・・・	13
表	2－2	州および地方団体の面積・・・・・・・・	13
表	2－3	近年のイタリア共和国憲法第 5 章改正の概要・・・・・・・・	15
表	2－4	コムーネ数および人口・・・・・・・・	20
表	2－5	コムーネ人口と議員定数の関係・・・・・・・・	21
表	2－6	コムーネ議会および県議会の解散原因および件数・・・・・・・・	22
表	2－7	コムーネにおける理事数の上限・・・・・・・・	23
表	2－8	県議会の議員定数・・・・・・・・	32
表	2－9	県における理事数の上限・・・・・・・・	33
表	2－10	各県ごとのコムーネ数・・・・・・・・	35
表	2－11	イタリア州制度関連年表・・・・・・・・	40
表	2－12	州別の県およびコムーネの数、ならびに各州人口・・・・・・・・	41
表	2－13	州議会議員定数・・・・・・・・	43
表	2－14	特別州の設立を定めた憲法的法律・・・・・・・・	50
表	4－1	州および地方団体の歳入・歳出内訳・・・・・・・・	88
表	4－2	移転収入とその割合・・・・・・・・	89
表	4－3	移転収支の内訳・・・・・・・・	91
表	4－4	州および地方団体の歳入の変化・・・・・・・・	92
表	4－5	普通州の会計に関する州法律制定状況・・・・・・・・	93

表	4－6	基礎予算単位の構造	94
表	4－7	州の歳入項目	96
表	4－8	地方団体の予算書の形式	98
表	4－9	コムーネの税収	101
表	4－10	長期使用に対する公共空間使用税の税率	105
表	4－11	短期使用に対する公共空間使用税の税率	105
表	4－12	県の税収	106
表	4－13	州の税収	107
表	4－14	IRAP 税率の経過措置	108
表	4－15	国から地方団体（広義）への移転収入一覧	110
表	4－16	州および地方団体における行政分野別支出	113
表	4－17	コムーネの行政分野別歳出	114
表	4－18	州（および自治県）の行政分野別歳出	115
表	4－19	特別州各州の会計原則を定めた州法律	116
表	5－1	国家・州会議が発した意見の数	123
表	5－2	国別の州委員会委員数	130
表	5－3	公役務イタリア連盟会員内訳	134
表	5－4	日伊姉妹・友好交流一覧	136
表	6－1	地方制度の根拠法令（一部）	137

索引

* 主要なイタリア語のみをあげている

ANCI (イタリア全国コムーネ協会)	131, 132
assessore (理事)	23, 33, 47
aziende speciale (公社)	75
buono ordinario (地方債)	111
circondario (郡)	38
circoscrizione (区)	30
città metropolitana (大都市)	51, 52
commissione permanente (常任委員会)	44, 45
comune (コムーネ: 市町村)	19
conferenza stato-regioni (国家・州会議)	123
consiglio comunale (コムーネ議会)	20
consiglio provinciale (県議会)	31
consiglio regionale (州議会)	42
decreto legislativo (委任立法令)	16
direttore generale (事務総長)	73
fédéralismo amministrativo (連邦的財政主義)	14
frazione (フラジオーネ)	30, 31
giunta (理事会)	23, 33, 46
ICI [imposta comunale sugli immobili] (コムーネ固定資産税)	101
IRAP [imposta regionale sulle attività produttive] (州生産活動税)	107
istituzione (公営企業)	75
legge (法律)	16
legge regionale (州法律)	17
municipio (ムニシーピオ)	30
patto di stabilità interno (国内安定化協定)	99, 100
piano esecutivo di gestione (事業執行計画)	97
prefetto (地方長官)	126
presidente della provincia (県知事)	34
provincia (県)	31
regione (州)	39
regolamento (条例)	17
segretario (書記)	73
sindaco (シンダコ: 市町村長)	24
statuto (憲章)	73
sussidiarietà (補完性)	28
UNCEM (山岳部地方治体全国連合)	133
UPI (イタリア県連合会)	132

第1章 一般事情

第1節	国土と人々	第2節	歴史
第3節	産業と経済	第4節	政体の構造
		第5節	国家財政

第1節 国土と人々

1 位置・面積

イタリア（正式国名：イタリア共和国〔*Repubblica Italiana*〕）は、地中海に突出するイタリア半島の他に、比較的大きなシチリア、サルデーニャの両島、およびエルバ島等約70の小島から成る南北1,200kmの長靴型の細長い半島国である。首都ローマ¹は札幌とほぼ同じ緯度にあり、最北端はサハリンのユジノサハリンスク、最南端は金沢とほぼ同緯度である。北はフランス、スイス、オーストリア、スロヴェニアと国境を接し、東はアドリア海に面し、南はイオニア海、西はティレニア海に臨んでいる。

面積は約30万1,341平方kmであり、日本の約8割にあたる。中央部をアペニン山脈が縦走し、ポー川流域のロンバルディア、トスカーナ等の平原地帯をはじめ、全土の約9割が農地および森林地で利用不能地の比率は低い。また、火山帯にまたがり、ベズビオ、エトナ等の活火山がある。

2 気候

年間を通して全般的に温暖で、雨は冬に多く、夏は少ない。大陸部の内陸性気候に対し、南部に行くほど地中海性気候の特色が強まる。夏にはイタリアのほとんどの部分が低緯度大陸気団の影響下に入り、気温は高くなり空気は乾燥する。また、冬になるとアペニン山脈の北部および東側は寒冷かつ湿潤になるが、中南部ではしばしば雨の降る不安定な気候となる。

またイタリアの気候は、地域ごとに様々な様相を呈しており、北イタリアはヨーロッパ大陸の他の国々と似ているが、南イタリアは北アフリカに近い。また冬でも晴天が多いシチリア州と、曇り空が続くロンバルディア州の違い、夏でも殺伐ともいえるほど乾燥したサルデーニャ州と、霧の多い北部の違いは、住民の地域性に影響を与えているともいわれる。

¹ 2001年憲法的法律第3号により、首都をローマとすることが憲法上に明記された（憲法第114条）。

図 1-1 イタリアの地図



(出典：欧州連合ホームページ)

3 国民

イタリアの人口は約 5,784 万人（2001 年現在の数値、以下同じ）であり、日本の約 46% にあたる。面積が日本の約 8 割であることから、人口密度は日本の半分を若干超える程度である。首都ローマは約 266 万人の人口を抱え、その他の主要都市としては、ミラノ（人口約 130 万人）、ナポリ（人口約 100 万人）、トリノ（人口約 90 万人）等がある。

住民はイタリア人が大部分であるが、他国の支配を受けた歴史的経緯のある北部ではドイツ系、フランス系、スラブ系の人々も居住し、また南部イタリアには中東・アフリカ系の住民も見られる。言語はイタリア語が中心である²。

ローマの教皇庁の影響もあり、歴史的にカトリック教徒が多く、現在も国民の 97% がカトリック教徒であるといわれる。他にプロテスタント、イスラム教、ユダヤ教、仏教の信者がいる。

第2節 歴史

1 統一以前の都市国家

古代ローマ帝国の発祥の地として古い歴史をもつイタリアであるが、紀元 476 年に西ローマ帝国が崩壊して以来、19 世紀に至るまで統一国家は形成されなかった。従って、長い間「イタリア」とは、特定の国をさすものではなく地域に対する呼称であった。しかしながら、イタリアは欧州の文化の中心地として、ヨーロッパ諸国の憧憬の対象であった。

12 世紀、ヴェネツィア、ジェノヴァをはじめとする都市国家が勃興し、14 世紀頃からこれらの都市国家を中心としてルネサンスが始まる。ルネサンスは、15、16 世紀に、中北部イタリア（フィレンツェ、ローマ、ヴェネツィア等）で全盛期を迎え、ヨーロッパ各地へ広まっていった。なお、これらの都市国家は現在のコムーネ（イタリアの市町村）の源流となり、この当時栄えたフィレンツェ、ジェノヴァ等は、現在もなおイタリアの主要都市である。

それ以降の近代化の歩みは、地域ごとに異なっており、ローマ教皇の支配下に置かれた教皇領、トスカーナ地方のようにひとつの国家（大公国）となった地域、また都市のまま自立した地域がある一方で、北部地域の一部（トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州、ヴェネト州）はオーストリアの領土になり、現在のピエモンテ州の州都トリノは、旧ピエモンテ王国の首都であったが、フランスの強い影響下にあった。

2 国家の統一とファシズム

² 2001 年憲法的法律第 3 号により、他言語が併用されている北部 2 州につき、イタリア語とドイツ語またはフランス語の二言語併用が認められた（憲法第 116 条）。

イタリアの国土統一は、日本の明治維新と概ね時を同じくする 1861 年である。

19 世紀初頭にイタリアはナポレオンの支配を受け、その法制度の影響を大きく受けることになる。地方制度についても全国で統一され、独自性を有していたいくつかの都市国家（フィレンツェ、ジェノヴァ等）は制度としては消滅し、全ての都市がコムーネとして同一の扱いを受けるに至った。

1861 年、イタリアはサルデーニャ国王ヴィットーリオ＝エマヌエーレ 2 世のもとにイタリア王国として統一された。統一の中心となったのは、すでに自ら近代化を推し進めていた北部イタリアであるといわれている。その後、徐々に民主化の歩みを進めたものの、カトリック勢力の統合や労働問題への対応をめぐり、国内での深い亀裂に苦しむこととなった。

第一次大戦後、経済状態が悪化し農民や労働者の争議が頻発する等、社会的混乱がみられる中で実施された普通選挙の結果、多くの政党が乱立し、政治的に不安定な時代が到来する。1922 年、国王は国家の統一と体制の維持のために、当時少数政党であったファシスト党のムッソリーニ党首を首相に任命した。国民投票による支持を背景に、ムッソリーニは一党独裁体制を築き、対内的にはローマ教皇庁とラテラノ条約を結び、教皇庁との間の領土問題等を解決する一方、対外的にはユーゴスラビアからフィウメを奪い、アルバニアに勢力を伸ばした。第二次世界大戦では同盟国（枢軸国）としてドイツ側に参戦したが、1943 年 7 月ムッソリーニはクーデターで失脚し、イタリア新政権は 9 月に連合国と休戦した。その後もムッソリーニと結びついたナチス・ドイツの支配によりイタリアは二分されるが、1945 年 4 月、ナチスの撤退により終戦を迎えた。

3 戦後

1945 年 12 月、キリスト教民主党首班の第一次デ・ガスベリ内閣が成立した。翌年国王エマヌエーレ 3 世が退位し、王子ウンベルト 2 世に譲位したが、同年 6 月の国民投票で王制は廃止された。1947 年 12 月、制憲議会は新憲法を採択し、1948 年 1 月に施行され、イタリア共和国が発足した。同憲法は 139 条からなり、基本的人権に関する規定が強化され、司法権の独立、議員によって選挙される大統領制等が導入された。ファシズム時代への反省に立ち、議院内閣制を基本としながら、特定勢力への権力集中を防ぐ多くの要素（上院、憲法裁判所の設置等）を加味した制度が採用された。

ファシズム時代の中央集権化の行き過ぎは、憲法上の地方自治制度に関する規定を強化する誘因となったともいわれている。従来からあった県、コムーネ（＝市町村）に加え、県の上位に州が新たに加えられて、地方制度は三層制となった。しかし、州、特に普通州に関する諸制度が整備されるのは、1970 年代以降であった。

1990 年以降、イタリアの政治・行政に関するいくつかの変化が見られた。政治面では、「キリスト教民主党」、「イタリア社会党」、「イタリア共産党」等の既存の政党が党名変更また解党し、代わってベルルスコーニによる「フォルツァ・イタリア」、北部各州の利益を

擁護する「北部同盟」、プロディーによって結党された政党連合「オリーブの木」等が登場した。この背景には、冷戦の終了による東西対立の解消が国内の既存政党の左右対立の意味を希薄化したこと、また 1990 年代に行われた汚職事件に対する大掛かりな捜査の影響等の理由が挙げられている。1993 年から 94 年にかけて、国および地方の選挙制度が改正され、1996 年 4 月の総選挙で中道左派連合の「オリーブの木」が勝利を収めてプロディー内閣が発足した。1997 年から、「バッサニーニ法」という法律による行政改革が行われ、国から地方への権限の移譲、行政手続きの簡素化等が進められた。近年、地方制度に関する 2 度の憲法改正が発議され、1999 年には州に関する制度改正、2001 年には地方制度全般に関する憲法改正案が審議、可決され、国民投票によってそれぞれ承認されている。

第3節 産業と経済

1 戦後経済の概要

1999 年の名目 GNP は主要 8 カ国（G8）中 6 位であり、一人当たり GNP は同 8 カ国中 7 位である。また GDP は欧州連合 15 カ国中、ドイツ、英国、フランスに次いで 4 位である。

イタリアは第二次世界大戦の敗戦国であったが、マーシャル・プランをはじめとする経済復興援助により、急速な立ち直りを見せた。1955 年からのバノーニ 10 カ年計画により、政府投資の拡大が民間投資を刺激し、対外輸出も著しく伸張した。50 年代の年平均成長率は 5.5% であり、特に 1958 年から 62 年までを「奇跡の成長」と呼ぶこともある。しかしながら 1960 年代中ごろには、消費者物価上昇率が急激に上昇し、国際収支も赤字に転じた。高いインフレ率が労働者の実質賃金の上昇を抑える中、1969 年には大規模な労働争議が発生した。

1973 年からの石油危機はこの国に大きな打撃を与えたが、それに続く不況下に行われた労働コストの切り下げや企業の利益率の上昇は、1980 年代の経済回復の一因となった。

1990 年代には、欧州経済通貨同盟に参加するために財政圧縮が進められ、公共投資は減少した。結果としてイタリアはユーロの当初参加に成功し、2002 年からはイタリア国内においてもユーロの流通が開始した。

2 イタリア経済の現状

ジェノヴァ、ミラノ、トリノを結ぶ北イタリアの三角地帯がイタリアにおける工業の中心部であるが、これにヴェネツィアを含めた北部の東西に長く延びる地域により、イタリア経済が牽引されている。特にミラノは、イタリア経済の中核であり、イタリアの経済的首都である。イタリア・ファッションで有名になった衣料をはじめ、革製品、家具・木製品等、伝統産業の競争力が極めて強い。鉄鋼、化学・医薬品、自動車等の産業も競争力が

ある。しかし電子産業やバイオテクノロジー等の先端産業が弱いといわれる。なお、1990年代以降の経済問題としては、技能労働者の不足、公共部門の非効率性、輸入石油への過度の依存、産業のエレクトロニクス化の遅れ等の構造的問題があげられる。

主な農作物は小麦、米、とうもろこしなどである。ワイン生産はフランスと並び称される。特に、イタリア南部の主な産業は農業である。

3 南北格差

イタリア経済の最大の問題は先進工業地帯の北部と、農業中心で経済的には立ち遅れた南部との地域格差である。両地域の失業率にも著しい格差があり、南部の発展は国内経済および社会政策の重要課題である。第二次世界大戦後、政府は南部地域の開発を優先課題とし、南部開発公庫の設置等を行ってきた。しかし公庫の非効率性をはじめとする問題により、1980年には南部開発公庫が機能を停止するが、1986年には南部開発庁が新設された。また1991年には第三次開発計画が実施される等、南部地域の発展のために様々な取り組みが行われてきている。

以上を通して、気候、歴史、経済の面で、イタリアにおいては地域性、特に南北格差が顕著に見られるといえることができる。

第4節 政体の構造

イタリアは大統領を元首とする共和国であり、議院内閣制を採用している。

1 大統領 (presidente)

大統領はイタリアの国家元首であり、国家の統一を代表する存在である。大統領は両院議員と州議会が選出する各州3名の代表（ヴァッレ・ダオスタ州は1名）により選挙される（憲法第82条）、任期は7年である（憲法第85条）。法律への署名、政府による議会への法律案提出の承認、憲法に定められた国民投票の公示、栄典の授与、恩赦の実施、両議院の議決の後に行う条約の批准等を行い、また軍隊の指揮権を有する（憲法第87条）。大統領はその議院の議長の見解を聞いた後に、議院を解散することができ（憲法第88条）、首相の任命および首相の提案に基づく各大臣の任命を行う（憲法第92条）。

大統領は形式的・儀礼的行為のみを行う名目的元首ではなく、国政に実質的な影響を及ぼす権限を保持している。しかし通常その権限は弱く、首相の任命権、議会の解散権も事実上政権与党の意向に沿って行使されている。また、憲法上も全ての大統領の行為は主務大臣の副署がなければ効力を持たないとされる（憲法第89条）。

しかし、政局の流動期には象徴的役割にとどまらず、首班指名や妥協案の提示等、仲裁

者として実質的役割を果たすことも多いといわれる。

2003 年現在の大統領は、1999 年 5 月に就任したカルロ・アゼリオ・チャンピである。

2 立法

(1) 国会

国会は二院制であり、対等の地位を有する下院と上院で構成されている³。下院 (Camera dei deputati) は 630 人の下院議員 (deputato) により構成され (憲法第 56 条)、上院 (Senato della Repubblica) は 315 人の上院議員 (senatore) で構成されている (憲法第 57 条)。選挙権は下院が 18 歳以上、上院が 25 歳以上の国民で、被選挙権は下院が 25 歳以上、上院が 40 歳以上の国民である。両院とも議員の任期は 5 年で、議長は議員の中から選出される。その定員の他に、上院には大統領経験者等の終身上院議員 (senatore a vita) が存在する (現在 5 名)。

政府は両議院の信任を得る必要がある。両議院とも大統領により解散される。立法に関しては、本会議の議決を経ずに委員会の議決のみで法律が成立するという委員会立法を、一定の場合に採用している (憲法第 72 条)。

国会は憲法裁判所の 15 名の判事のうち 5 名を選出する。また国会議員は州議会選出の代表者と共に大統領を選挙する。

(2) 主要政治グループ・政党

2003 年現在、上下両院においては、右派連合「自由の家」と左派連合「オリーブの木」の二つの連立政党により、議席の大部分が占められている。2001 年 5 月 13 日に行われた上下両院選挙では、「自由の家」が、「オリーブの木」を破り勝利を収めた。

「自由の家」は「フォルツァ・イタリア (FI)」、「国民同盟 (AN)」、「北部同盟 (Lega)」等の連合体である。一方「オリーブの木」は「左翼民主党 (DS)」、「イタリア人民党」、「緑の党」、「イタリア刷新 (RI)」等の各政治グループにより構成されている。このうち「自由の家」の中心である「フォルツァ・イタリア」は、大企業家でメディアの帝王とも称されるベルルスコーニを中心とする政党である。ベルルスコーニは同党を 1994 年に結成し、すぐに政権の座についたが、北部同盟の離脱等の要因により同政権は半年ほどで倒壊した。2001 年の選挙により、同年 6 月 11 日にベルルスコーニは再び首相となった。

(3) 国民投票

直接民主主義的制度として 5 万人以上の有権者による法律発案 (憲法第 71 条第 2 項) の国民投票と、50 万人以上の有権者による法律廃棄の国民投票の提案が認められている (憲法第 75 条)。租税および予算に関する法律等は国民投票の対象から除外されている。

³ 下院を「代議院」、上院を「元老院」と訳すこともある。

表 1-1 2001 年 5 月 13 日イタリア国会選挙後の上下両院議席配分

上院 (315 議席)		下院 (630 議席)	
政党名	議席数	政党名	議席数
自由の家	177	自由の家	367
フォルツァ・イタリア	(82)	フォルツァ・イタリア	(189)
国民同盟	(46)	国民同盟	(96)
キリスト教民主中道 ・統一キリスト教民主	(29)	キリスト教民主中道 ・統一キリスト教民主	(40)
北部同盟	(17)	北部同盟	(30)
共和党	(1)	新社会党	(2)
新社会党	(1)	無所属	(10)
トリコロレ社会運動	(1)	オリーブの木	248
オリーブの木	128	左翼民主党	(138)
左翼民主党	(62)	マルゲリタ	(76)
マルゲリタ (人民党など中道 4 党)	(42)	ジラゾレ	(18)
ジラゾレ (緑の党、民主社会党)	(16)	共産主義者党	(9)
共産主義者党	(3)	無所属	(7)
無所属	(5)	再建共産党	11
再建共産党	3	その他	4
その他	7		

(出典:「世界年鑑 2003」 共同通信社)

表 1-2 イタリアの政党

フォルツァ・イタリア (Forza Italia=FI)	実業家ベルルスコーニが 93 年「反左翼」と「自由経済の推進」を掲げ、右派連合の結集の軸として結成。「がんばれイタリア」の意。
国民同盟 (Alleanza Nazionale=AN)	46 年に旧ファシストの残党が創設したイタリア社会運動 (MSI-DN) の後身。95 年ファシズム路線から決別し中道・穏健化。
キリスト教民主中道 (Centro Cristiano Democratico) ・統一キリスト教民主 (Cristiani Democratici Uniti)	戦後長期にわたり政権を握ってきたキリスト教民主党 (DC) が、1994 年、キリスト教民主中道、イタリア人民党等に分裂し、その後、イタリア人民党を離党したグループが統一キリスト教民主を結成した。
北部同盟 (Lega Nord)	北部の税金が南部で無駄に使われているとして、北部の分離を要求し 91 年結成。現在は地方分権の強化、連邦制実現に重点を移している。
左翼民主党 (Democratici di Sinistra=DS)	1921 年に創設されたイタリア共産党の後身。91 年に左翼民主党と党名を変更し、社会民主主義を党の路線とする。この際、離党した左派が再建共産党 (Rifondazione Comunista) を結成。
イタリア人民党 (Partito Popolare Italiano)	キリスト教民主党 (DC) が分裂し、その一部がかつての人民党の名称を復活させた。マルゲリタを構成する。
民主主義者 (I Democratici)	プロディー元首相らが 99 年中道左派を結集する旧「オリーブの木」の再生を目指して結成。マルゲリタを構成する。
イタリア刷新 (Rinnovamento Italiano)	ディーニ元首相が結成した中道系新党など 3 グループで構成。「中道・穏健・改革」を掲げる。マルゲリタを構成する。
欧州民主連合 (Unione Democratica della Europa=UDEUR)	コシガ元大統領が 98 年 6 月、中道右派連合から離脱した DC 系の議員を中心に結成した「共和国民主連合」(UDR) の後身。マルゲリタを構成する。

3 行政

憲法第 92 条および第 95 条第 1 項により、共和国政府は首相（Presidente del Consiglio dei Ministri）と各大臣によって構成される。大統領が首相を任命し、首相の提案に基づいて各大臣を任命する。首相は政府の一般政策を指揮し、政治的・行政的指針の統一を保持すると規定されている。

イタリアは行政組織法定主義をとり、行政の組織、官職の設置およびその権限の範囲と職掌は法律によって定められる（憲法 97 条第 1 項、第 2 項）。

大臣は、各省担当大臣のほかに無任所大臣が存在する。2001 年の第 2 次ベルルスコーニ内閣において、北部同盟のボッシ書記長が就任した制度改革・地方分権相も無任所大臣である。政権により設置の有無や数が異なり、政権内で政治的バランスをとるための名目的な配置もあるが、内閣が重視する政策により配置することもある。

地方制度のうち州以外を担当するのは、内務省（Ministero dell'Interno）である。

4 司法

（1）概要

イタリアでは、裁判は行政事件、通常事件、会計事件、軍事事件、租税事件の 5 つに区別される。通常事件は民事（商事、労働を含む）と刑事である。

行政事件は、州行政裁判所（Tribunale Amministrativo Regionale: T.A.R.）とその上訴審としての国务院（Consiglio di Stato）が、会計事件は会計検査院（Corte dei Conti）が、軍事事件は軍事裁判所がそれぞれ管轄する。なお、行政事件については、多くの場合、各州に異なる法律が定められているため、州の法律（州法律）に基づいて判決が下される。その他の場合は、原則として国法に従って判決が下される。

（2）憲法裁判所

憲法裁判所（Corte costituzionale）は、任期 9 年の 15 人の裁判官で構成される。裁判官の 3 分の 1 は大統領によって選任され、3 分の 1 は国会により、残りの 3 分の 1 は通常裁判および行政裁判の最高司法機関によって指名される。主たる任務は、法律が憲法に違反しないように監視することであり、いわゆる違憲立法審査権を持つ。憲法第 134 条に基づいて、憲法裁判所は国と州の法律および行為の憲法上の適法性（＝合憲性〔legittimità costituzionale〕）についての訴訟、国と州および州相互間の権限に関する争い、そして大統領および大臣に対する弾劾に関して裁判を行う。

第5節 国家財政

イタリアの中央政府の歳入、歳出については 2001 年度の実績で見ると、歳入が 5641 億 2000 万ユーロ、歳出は 6135 億 4400 万ユーロである。予算は暦年で決められる。

1960 年代後半から、公務員給与、社会保障費等の急増で、財政事情が悪化した。近年、欧州経済通貨同盟第一陣参加を目指し、抜本的な歳出削減策をとってきたため、財政赤字の対国内総生産（GDP）比は 1995 年 7.4%、1996 年 6.8%、1997 年 2.7%と低下し、1999 年の欧州経済通貨同盟および欧州単一通貨ユーロ導入への参加に成功した。しかしながら、2001 年から景気減速が鮮明になり、ベルルスコーニ政権の下における財政政策の転換により、結果として財政赤字が増加しつつある。

表 1－3 イタリア中央政府の歳入歳出（2001 年実績）

経常部門歳入	355,351	経常部門歳出	379,316
税収	336,974	人件費	71,742
その他経常歳入	18,377	財・サービスの購入	13,137
		利払い	78,512
		経常移転支出	159,291
		その他	56,634
資本部門歳入	3,313	資本部門歳出	46,852
貸付金回収	486	直接投資	4,820
その他	2,827	資本移転支出	36,283
		その他	5,749
起債等	205,456	負債償還等	187,376
歳入総計	564,120	歳出総計	613,544

（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.1, ISTAT⁴）

⁴ イタリア国立統計局（L'Istituto Nazionale di Statistica）

第2章 州および地方団体の概要

第1節 概要	第2節 コムーネ
第3節 県	第4節 州
	第5節 その他

第1節 概要

1 地方制度の概要

(1) 憲法および地方自治法典

2001年10月18日付の憲法的法律 (legge costituzionale) によって改正された現行のイタリア共和国憲法第114条では、共和国を構成する要素はコムーネ (comune)、県 (provincia)、大都市 (città metropolitana)、州 (regione) および国であるとされる¹。また同条の規定では、コムーネ、県、大都市、州は独自の憲章 (statuto : 後述) を備えた自治団体 (ente autonomo) であると規定されている。

憲法第114条

- 第1項 共和国は、コムーネ、県、大都市、州および国から成り立つ (é costituita)。
第2項 コムーネ、県、大都市、州は固有の憲章 (statuti)、権限 (poteri)、職務 (funzioni) を有する自治団体である。
第3項 ローマは共和国の首都である。国の法律がその制度 (ordinamento) を定める。

また、イタリアにおける地方自治に関する基本法である地方自治法典² (Testo Unico degli Enti Locali³) では、同法典が適用される地方団体 (ente locale) としてコムーネ、県、大都市、山岳部共同体、島嶼部共同体、コムーネ共同体を列挙している (地方自治法典第2条)。従って、州は地方自治法典が適用される地方団体ではない (なお同法典には、州がコムーネおよび県に関与する場合に関する規定は存在する)。

地方自治法典第2条

- 第1項 この法典における地方団体とは、コムーネ、県、大都市、山岳部共同体、島嶼部共同体、コムーネ共同体をいう。

本書では、地方自治法典上の地方団体に対して、コムーネと県を「狭義の地方団体」と

¹ これ以前は単に「共和国は国、州、県、コムーネに区分される (si riparte)」と定められていた。

² 特別州およびトレント、ボルツァーノ自治県における地方団体には適用されない (地方自治法典第2条第2項)。

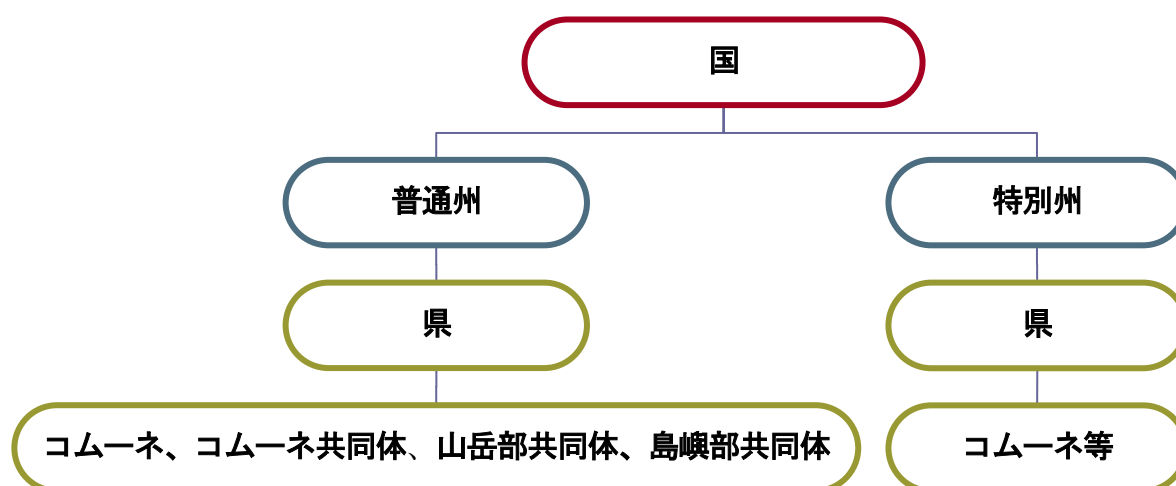
³ 略称として TUEL 等が用いられる。また「地方自治関連法規集」と邦訳されることもある。

し、特に断らない限り「地方団体」とは狭義の地方団体を指すものとする。

(2) コムーネ (comune)、県 (provincia)、州 (regione)

憲法上に規定はあるが設置されていない大都市を除外すると⁴、イタリアの地方制度はコムーネ、県、州の三層制になる。

図 2-1 イタリアの地方自治単位



* 大都市は県に代わって設置されるとされているが、未設置である。

コムーネ (comune⁵) は基礎的自治体であり、日本の市町村にあたる。執行機関であるシンダコ (市町村長:sindaco) とコムーネ理事会、議決機関としてコムーネ議会が存する。

「市町村」という邦訳が用いられる場合もあるが、イタリアでは日本のような人口規模等による市・町・村の区別がなく、原則としてコムーネの規模による権限の違いが存在しないため、本書では「コムーネ」と表記する。そのほか一般には「村」と邦訳される「フラジオーネ (frazione)」や、「都市」と邦訳される「市 (città)」等の用語が用いられることがあるが、基本的には地方自治法典上の地方団体を指す用語ではない (本章第2節参照)。いくつかのコムーネは都市国家からの長い歴史的・文化的伝統を受け継いでいるが、それら中世時代のコムーネと現在のコムーネの間には制度的な連続性はない。

県 (provincia) もまたサルデーニャ王国時代に起源を有する古い歴史を持つといわれる。現行制度下では、住民の直接選挙によって選ばれた県知事 (presidente) が、県知事によって任命される理事とともに執行権を担っている。総体的にコムーネおよび州と比べると、財政規模等が必ずしも大きくないこともあり、しばしば廃止論があったが現在まで存続し

⁴ 仮に大都市が存在する場合も、基本的に大都市は県に代わって設置されるため、全体としては三層制のままである。

⁵ この単語の複数形は comuni (コムニ) である。

ている。また、県には国の代表者である県地方長官（*prefetto* [本書第5章第2節参照]）が置かれ、地方団体に対する国の委任事務を監視するとともに、国の地方における事務を統括している。県は、教育、警察等における国家行政の単位でもある。

州（*regione*）の設置については1948年の憲法制定の際に明記されていたが、様々な理由により遅延され、普通州の行政組織の設置は1970年代に実現した。それ以降、国から州への財源移転は不十分ながら、産業政策、保健政策等、州の権限は徐々に広がった。従来から、特定の行政分野における立法権が州には認められていたが、2001年の憲法改正により、さらに広範な分野における立法権が認められている。住民の直接選挙で選ばれる州知事、執行機関である州理事会、議決機関である州議会が設置されている。このように州は比較的新しい行政単位であるが、地域的な広がりについては、1861年の国家統一以前にあった王国、諸公国のそれを基本的に踏襲しており、ある程度の歴史的な背景を有している。

（3）州と地方団体の数および規模

2003年現在8,101のコムーネが存在する（イタリア内務省による⁶）が、その平均人口は約7,000人であり、日本の市町村と比べると規模が小さくなっている。県の面積、人口の規模は日本の都道府県の平均より小さく、その平均的な人口および面積は日本の鳥取県を若干下回る程度である。州の人口規模は日本の都道府県のそれに近く、面積規模は日本の都道府県の平均の2倍を下回る程度⁷である。

表 2-1 州および地方団体の数の変遷（特別州を含む）

種別	1950年	1992年	2002年
州	19	20	20
県	91	95	103
コムーネ	7,781	8,100	8,101

（出典：1950年および1992年の数値は欧州評議会作成「Structure and Operation of Local and Regional Democracy, Italy, 2000」、2002年の数値はイタリア内務省）

表 2-2 州および地方団体の面積（1999年現在）

（単位：平方km）

種別	最大	最小	平均
州	25,708	3,262	15,063
県	7,520	212	3,205
コムーネ	1,508	0.1	37

（出典：「Structure and Operation of Local and Regional Democracy, Italy, 2000」 欧州評議会）

⁶ イタリア内務省によるコムーネ総数と、イタリア全国コムーネ協会（ANCI）およびイタリア国立統計局（ISTAT）の統計によるコムーネの総数は、期日の差のためか、若干異なっている。ANCIによれば2003年時点で8,102（2000年時点では8,103、以後合併あり）であり、ISTATによれば2000年時点で8,100である。

⁷ イタリアの州の平均面積は、およそ日本の岩手県程度である。

2 地方制度の歴史

(1) 第二次世界大戦前

イタリアにおいては、ローマ帝国以降 19 世紀まで統一国家が形成されず、全国で共通の地方制度が敷かれたのは、ナポレオンによるイタリア支配の時代にあたる。この地方制度においては、従来から存在した県に国の任命する地方長官が配置され、その地方長官が地方行政機関の長を務めたため、中央集権的色彩の強いものであったといわれている。

1861 年にイタリアが統一された際には、地域の多様性が著しいこの国には中央集権的な制度は適切でないとの議論もあり、分権的な地方制度を求める声もあった。しかし、統一国家として近代化を推し進め、行政システムを統一し、均一化する必要があったことから、中央集権的な制度が存続することとなった。第一次大戦後、ムッソリーニによるファシズム体制となり、1934 年に「コムーネ・県法典」が制定されたものの、地方自治は制度の枠組みを残したまま、実質的には消滅した。

(2) 戦後憲法

1946 年の国会で、行き過ぎた中央集権への反省から、共和国における地方分権が議論の対象となった。既存の県とコムーネによる制度を維持するとともに、新たに 3 つ目のレベルの地方行政単位として、州が憲法上に明記されることになった。

しかし、州の行政機構が整備されるには長い時間を要し、1945 年から 1963 年までの間に 5 つの特別州が憲法上に規定されたが、15 の普通州における行政組織の整備は 1970 年代を待たなければならなかった。1972 年と 1977 年の二度にわたり、州に対して国の権限の一部が移譲された。

その後、中央と地方レベルの間で権限の分担が新たに定められ、また地方団体（県・コムーネ）の行政システムを、それに適応させるための改革が行われ、これらの改革は地方自治法典⁸（1990 年法律第 142 号）の制定という成果を生むこととなった。これによりコムーネと県に内部組織と権限の行使に関する条例制定の自由が認められるなど、その自治権が強化された。

中道左派政権（1996 年～2001 年）の期間には、バッサニーニ法（1997 年法律第 59 号他）をはじめとする一連の改革で、「行政的連邦主義」（*fédéralismo amministrativo*）⁹という新しい行政システムを導入する行政改革が行われた。また近年、地方自治に深く関わる 2 回の憲法改正が行われている。

(3) 近年の憲法改正

⁸ 「新地方自治法」とも呼ばれる。

⁹ 国と地方団体の間の行政および立法の権限配分について、行政分野において州は大きな権限を有しているが、立法分野については必ずしもそうではないという制度をいう（出典：「*nuovo ordinamento regionale*」SIMONE）。ただし、後述のように、イタリアでは州が立法権を有する行政分野が存在する。

近年行われた2回の憲法改正の概要は以下のとおりである。

ア 1999年憲法的法律第1号

1999年9月、国会は州の自治権を強化することを目的として、憲法第2編第5章「州、県、コムーネ」の第121条から第123条および第126条の4箇条の改正、および2000年4月に行われる普通州選挙における経過規定を盛り込んだ憲法改正案を可決した。2001年5月に憲法改正の住民投票が行われ、これが可決された。

これにより州知事直接選挙制が導入され、また歴史的、地理的、民族的理由により特別の自治が認められている特別州以外の普通州にも州憲章の制定が認められた。

イ 2001年憲法的法律第3号

さらに引き続く2001年10月18日の憲法改正により、地方自治に関する15の条文にわたる改正および廃止が行われた。変更後の憲法第114条は、「共和国は、コムーネ、県、大都市、州および国から成り立つ」と定めた。この条文は地方行政のそれぞれの主体が、憲法上同じ地位を有し、他のレベルの地方団体、州および国と関係を結んでいることを明示したものであると解されている。また、県とコムーネは新しい憲法の条文で「固有の憲章、権限、職務を有する自治団体」と定義された（憲法第114条第2項）。また、州は立法権（憲法第117条）と組織自治権（憲法第123条）を持ち、さらに予算に関する一定の自治権も持つこととなった（憲法第119条）。

表 2-3 近年のイタリア共和国憲法第5章改正の概要

	条 項 の 概 要	1999年憲法 改正法第1号	2001年憲法 改正法第3号
114条	地方制度の原則		改正
115条	州の権限と権能		廃止
116条	特別州		改正
117条	州の立法権		改正
118条	州の権限と県・コムーネ等の権限、行政事務の委任		改正
119条	州の財政自治権、州の固有税と国税の移譲等		改正
120条	州際課税の禁止、州際的自由な交通、州による市民の職業制限の禁止等		改正
121条	州の機関とその権限	改正	
122条	州知事、州議会議員の選挙制度等	改正	
123条	州憲章	改正	改正
124条	政府監察官		廃止
125条	州に対する適法性の監督、行政裁判機関		第1項廃止
126条	州議会の解散	改正	
127条	州法律制定手続き、州行政裁判所		改正
128条	県、コムーネ		廃止
129条	県・コムーネの区域、郡		廃止
130条	県・コムーネ等に対する適法性の監督		廃止
131条	州の設置		
132条	州の合併・新設、県・コムーネ帰属州の変更		改正
133条	県の区域変更・新県の設置、新コムーネの設置等		

3 イタリアの法体系

イタリアの地方自治制度の概要を知るために必要なイタリアの法令形式を、以下のとおり概説する。

(1) 国による立法

ア 法律

法律を発議する権限は、政府、国会両議院の各議員、憲法的法律で定められた機関および団体にある。法律は国会両議院の議決を経て制定され、公布される。なお5万人以上の有権者による草案の提出により、一定の分野の法律を発議することができる。イタリア語では法律は「legge」であり、しばしば「L.」と略される。

イ 委任立法令

憲法には「立法権の行使は、原則と指針が定められており、かつ期間が限定され、対象が特定されていなければ、政府に委任することができない」とされる（憲法第76条）。さらに「政府は両議院の委任がなければ、通常 of 法律の効力を有する命令を制定することができない」とし（憲法第77条第1項）、一定の制限内の政府の立法権（委任立法令）について定めている。委任立法令は、イタリア語では「decreto legislativo」であり、「D.Lgs.」もしくは「D.lg.」と略される。

ウ 暫定緊急措置令

また、緊急の必要がある場合には、政府は暫定緊急措置令により緊急措置をとることができる。この暫定緊急措置令は大統領令として公布され、その日の内に、法律に転換するために、両院に提出される（憲法第77条第2項ほか）。暫定緊急措置令は、イタリア語では「decreto legge」であり、「D.L.」と略される。

エ 表記等

これらの法令は一般に「略号・法律番号／制定年（月日）」と記載され、例えば L.142/90 は「1990 年法律第 142 号」を示す。略号には、上記の他に、大統領令 D.P. (decreto presidenziale)¹⁰、省令 D.M. (decreto ministero) 等がある。

(2) 地方団体の自治立法

県およびコムーネが定める法規として、憲章¹¹ (statuto：地方自治法典第6条) および条例 (regolamento：地方自治法典第7条) がある。

ア 憲章

コムーネと県は固有の憲章を有する。憲章は地方自治法典の規定する原則の中で定められる地方団体の組織の根本規程であり、議会によって可決され（原則として3分の2以上

¹⁰ イタリア共和国大統領令 DPR (decreto del presidente della repubblica) と表記することもある。

¹¹ 「規約」と訳されることもある。また、「基本規約」とも邦訳しうる。

の賛成が必要)、その後に州公報への掲示等の手続を経て有効となる。憲章は、主として地方団体法典が求める以下の事項について規定する。

①組織の構成 ②議会および理事会の権限 ③理事の人数 ④裁判等における地方団体の法律上の代表者 ⑤行政情報および行政手続きへの住民の関与 ⑥他のコムーネおよび県との協力 ⑦住民参加 ⑧少数派の権利の保障および参加の形式 ⑨理事会および組織における男女間の平等な参加機会の保障¹² ⑩地方団体の紋章および旗

イ 条例 (regolamento)

法律および憲章に基づいて決められた原則の下で、コムーネおよび県はその組織における事務および権限の行使に関して条例を定めることができる。

また、地方自治法典第 42 条第 2 項 a の規定により、条例は第 48 条第 3 項の定める場合を除いて議会が定めることとされている。第 48 条第 3 項では、議会が定める一般的基準 (criterio generale) の範囲内で、理事会は組織および事務に関する条例を定めるとしている。

従って日本のように、条例と規則という二つの自治立法形式は存在せず、地方団体の定める個別法規について「regolamento」という同一の呼称が用いられ、その内容により議会の議決を要する場合と、要しない場合がある。

(3) 州による立法

州が制定する法規には、憲章、州法律 (legge regionale)、州条例 (reglamento regionale) がある。州は、憲法の定めに従って、州法律を制定することができる。憲法は、国のみが立法権を有する分野と、国と州が共同して立法を行う分野を列挙しており、それ以外の分野における立法権は州に属するとされる (本書第 2 章第 4 節参照)。

州が定める憲章については共和国憲法に定められ、憲法第 121 条第 2 項は州の立法権、第 123 条は州憲章について規定している。州憲章は、地方団体におけるそれと同様に州組織の根本規程であり、州議会の特別多数決で可決されなければならない。なお、地方自治法典上には州の憲章および条例に関する規定は原則として存在しない。また州条例は、法律の範囲内で州議会もしくは州理事会によって決定される。

4 地方自治に関連する法令の概要

(1) 憲法

憲法第 5 条において、「一にして不可分の共和国は、地方自治を承認し、かつ促進する。共和国は、国の事務において、最も広範な行政上の分権を行い、その立法の原則および方法を、自治および分権の要請に適合させる。」と宣言し、共和国の地方分権の原則を述べている。憲法第 2 編第 5 章「州、県、コムーネ」(第 114 条～第 133 条)において地方制度の原則が規定されている。

¹² この規定にもかかわらず、多くの地方団体では女性の理事は少数である。

憲法の地方自治に関するこれまでの主要な改正法は次のとおりである。

ア 特別州（憲法的法律）

特別な自治権を有する自治州については憲法で定められている。

- ・1948 年憲法的法律第 2 号 シチリア州に関する規定
- ・1948 年憲法的法律第 3 号 サルデーニャ州に関する規定
- ・1948 年憲法的法律第 4 号 ヴァッレ・ダオスタ州に関する規定
- ・1948 年憲法的法律第 5 号 トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州に関する規定
- ・1963 年憲法的法律第 1 号 フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州に関する規定
- ・1971 年憲法的法律第 1 号 トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州に関する改正等
- ・1972 年憲法的法律第 1 号 特別州議会の会期の変更
- ・1986 年憲法的法律第 1 号 サルデーニャ州の州議会議員の定数に関する改正
- ・1989 年憲法的法律第 1 号 特別州議会の議員任期に関する改正および追加条項
ヴァッレ・ダオスタ州の特別規約の改正

イ 州に関する規定の改正

- ・1999 年憲法的法律第 1 号 州選挙法改正、州知事の直接公選

ウ その他の改正

- ・2001 年憲法的法律第 3 号 地方自治に関する全般的な改正

（２）地方自治法典

地方団体の組織・財政について定める法律が地方自治法典である。正式な名称は 1990 年法律第 142 号である。同法は 2000 年委任立法令第 267 号等によって改正されている。

（３）州に関する法律

国の法律は州の制度の枠組みについて規定している。主なものとして以下のようなものがあげられる。州に関する国の法律を法典化したものは、現在のところ存在しない。

- ・1953 年法律第 62 号 （州機関の設立と運営）
- ・1968 年法律第 108 号 （普通州議会議員選挙）
- ・1995 年法律第 43 号 （普通州の選挙制度の改正）
- ・2000 年委任立法令第 76 号 （普通州の会計制度）

（４）その他の法律

各行政分野において、地方行政に関わる法律が定められている。多くの場合、これに伴い地方自治法典が改正される。

ア 行政改革関連法

- ・1997 年法律第 59 号¹³（国から州、県、コムーネの各レベルに行政機能および権限を移す改革、および行政手続きの簡素化のための改正）

¹³ 一般に「バッサニーニ法」と呼ばれる。

- ・1998 年委任立法令第 112 号
- ・1999 年委任立法令第 443 号

イ 選挙関連法

- ・1951 年法律第 122 号（県議会選挙）
- ・1960 年法律第 570 号（コムーネ議会選挙）
- ・1992 年法律第 16 号（州、県、コムーネ議会議員の選挙）
- ・1993 年法律第 81 号（シンダコ、県知事の直接選挙）
- ・1994 年法律第 30 号（州、県、コムーネの地方選挙）
- ・1996 年大統領令第 197 号（欧州連合市民のコムーネ選挙における選挙権等）
- ・1999 年法律第 120 号（地方団体の選挙および選挙事務）

ウ 住民参加に関する法律

- ・1990 年法律第 241 号（行政手続き）

第2節 コムーネ (comune)

1 概要

（1）基礎的自治体

日本の市町村に当たる基礎的自治体をイタリアではコムーネ (comune) という。一般にコムーネは「市町村」とも邦訳されることもあるが、イタリアでは日本のように人口規模等による市・町・村の区別はないため、本書では「コムーネ」と標記する。コムーネの中には、中世からの長い伝統を受け継いでいるものもあり、地域共同体としてのアイデンティティは強いといわれ、住民の間の愛郷心（カンパニリスモ：campanilismo）が強調されることもある。しかし、中世のコムーネと現在のコムーネとの間には制度的な継続性はない。

コムーネは法人格を有する。コムーネのアイデンティティを象徴するものとして、その憲章にコムーネの紋章が定められている¹⁴。また、歴史的な重要性がある、歴史的記念物が存する、また現在においてもその重要性が認められる等の条件に該当するコムーネに対しては、内務省提案に基づく大統領令をもって、「市」(città) の称号が付与される（地方自治法典第 18 条）。

（2）人口

イタリア内務省によれば、コムーネは 8,101 を数え（2003 年現在）、コムーネの平均人口は約 7,000 人である。人口 5,000 人未満のコムーネが約 72% を占め、人口 10 万人以上

¹⁴ 例：ヴェネツィア市憲章第 3 条第 1 項は「サンマルコの獅子」を同市を象徴する紋章として定めている。

のムーネは全体のわずか0.5%（41 団体）であり、日本の市町村に比べてその人口規模は小さい。

（3）ムーネの自治

ムーネは以下の自治を有する（地方自治法典第3条第4項）。

- ①憲章に関する自治（autonomia statutaria）
- ②規範に関する自治（autonomia normativa）
- ③組織・管理面の自治（autonomia organizzativa ed amministrativa）
- ④課税・財政面の自治（autonomia impositiva e finanziaria）

「憲章に関する自治」により、法律の範囲内において、ムーネ自身が自らの行政組織の根本規範である憲章を定めることができる。「規範に関する自治」とは、ムーネ内において住民等が従わなければならない規範をムーネ自らが定め、それに従わせる権限を有するという意味である。また、自らの組織をムーネ自身が定めることができ（「組織・管理面の自治」）、法律の範囲内で独自の課税権限等を有する（「課税・財政面の自治」）。

表 2-4 ムーネ数および人口

人 口		ムーネ数
	500 人未満	828
500 人以上	～ 1,000 人未満	1,141
1,000 人以上	～ 2,000 人未満	1,662
2,000 人以上	～ 3,000 人未満	1,017
3,000 人以上	～ 5,000 人未満	1,180
5,000 人以上	～ 10,000 人未満	1,178
10,000 人以上	～ 20,000 人未満	616
20,000 人以上	～ 60,000 人未満	382
60,000 人以上	～ 100,000 人未満	56
100,000 人以上	～ 250,000 人未満	28
250,000 人以上	～ 500,000 人未満	7
500,000 人以上	～	6
合計		8101

（出典：イタリア内務省 2003 年）

（4）ムーネの機関

ムーネの機関は、議会（consiglio comunale）、理事会（giunta comunale）、シンダコ（sindaco）からなると規定されている（地方自治法典第36条）。

2 ムーネ議会（consiglio comunale）

（1）概要

ムーネ議会は、地方団体であるムーネの方針を決定する議決機関である（地方自治法典第42条第1項）。その管轄する事項を決議するにあたり、執行機関であるムーネ理

事にそれを委ねることは、原則として認められない。地方自治法典は、その権限に属する事項をコムーネ議会のみ専属するものとし、他の機関は、原則として緊急時にのみこれらの事項に関する決定を議会に代わって行うことが認められている（地方自治法典第 42 条第 4 項）。

コムーネ議会議員の選挙、任期、議席数は地方自治法典において定められる（地方自治法典第 38 条第 1 項）。議会は憲章に定められた原則の中で、自ら定めた議会規程に従って運営される（地方自治法典第 38 条第 2 項）。

（2）コムーネ議会議員

コムーネ議会の議員定数はコムーネの人口に応じて規定されている（地方自治法典第 37 条）。

人口 15,000 人以下のコムーネでは、議会はシンダコ（市町村長：後述）が招集し、シンダコが議長を務めることになっているが、コムーネ憲章の定めにより議長を別に置くことができる（地方自治法典第 39 条第 3 項）。人口 15,000 人を超えるコムーネでは、選挙後第 1 回の議会において議員の中から議長を互選する。議長はコムーネ議会の招集および議事進行等を行う（地方自治法典第 39 条第 1 項）。なお、議長が議会招集義務を果たさなかった場合には、事前の警告の後に、県地方長官が代わってこれを行うことができる（地方自治法典第 39 条第 4 項）。

コムーネ議会議員の任期は 5 年である（地方自治法典第 51 条）。

表 2-5 コムーネ人口と議員定数の関係（地方自治法典第 37 条）

人口			議員定数 ¹⁵
	～	3,000 人以下	12 人
3,000 人超	～	10,000 人以下	16 人
10,000 人超	～	30,000 人以下	20 人
30,000 人超	～	100,000 人以下	30 人
100,000 人超	～	250,000 人以下	40 人
250,000 人超	～	500,000 人以下	46 人
500,000 人超	～	1,000,000 人以下	50 人
1,000,000 人超	～		60 人

（3）権限

議会は地方自治法典第 42 条第 2 項に定める権限を有し、主として以下のようなものがある。

- ・ コムーネの憲章および公社（本書第 3 章第 3 節参照）の定款の制定
- ・ 行政組織および事務に関する一般的基準の制定
- ・ コムーネの計画、財政計画、公共事業の多年度計画、単年度また多年度の予算の決定および修正、地域都市計画等の決定等

¹⁵ 議会は上記の人数にシンダコを加えて運営される。

- ・ コムーネ間、もしくはコムーネと県との協約 (convenzione [本書第 5 章第 3 節参照]) の締結
- ・ 公営企業および公社の設立、公役務の外部委託、企業への (資本) 参加に関すること
- ・ 税に関する決定、公共施設および公役務の利用料金に関する一般的基準の制定
- ・ 地方債の発行等に関すること
- ・ 次年度以降の予算に含まれるべき経費支出の決定 (建物賃借料、物品購入費等を除く)
- ・ 不動産の取得、譲渡、交換のうち一定の条件を有するものの承認
- ・ 他の団体 (公社等) においてコムーネを代表する者の指名等に関する方針の決定

(4) 任務の終了等

ア 任務の終了

新しい議員が選出された時点で、前任議会の任務が終了する。選挙告示後は、議会は緊急かつ延期することができない性格を有する決議事項のみを採択することができる (第 38 条第 5 項)。

イ シンダコの辞職等に伴う解散

シンダコの辞職、死去、解任などの場合は、それに伴って議会は解散する (地方自治法典第 52 条第 2 項他)。

ウ 大統領令による解散

以下のような場合は、内務大臣の提案を受け、閣議によって審議された後、大統領令によって、コムーネ議会は任期満了を待たずに解散される (地方自治法典第 38 条第 5 項、第 141 条、第 143 条)。

(ア) 憲法に違反する行為があったとき、または重大で継続的な法律違反があった場合

(イ) 主として次のような理由により組織が通常の機能を果たすことができず、事務の執行に著しい支障をきたしている場合

- ・ 恒久的な議事妨害
- ・ 半数以上の議員が辞職した場合等

(ウ) 予算を期限内に成立させないとき等

表 2-6 コムーネ議会および県議会の解散原因および件数

解 散 理 由	1999 年	2000 年
予算案の期限内不成立	5	9
議員の半数以上の辞職	83	82
重大かつ継続的な法律違反	0	0
不信任動議の議決	13	9
議事の恒常的な妨害	1	0
シンダコもしくは県知事の失職	4	35
シンダコもしくは県知事の死去	11	26
シンダコもしくは県知事の辞任	19	25
マフィア関係者の関与による解散	6	4
合 計	142	190

(出典: 「amministrazione civile 2002, gennaio」 p.15, イタリア内務省)

エ コムーネ区域の変更に伴う選挙

コムーネの区域が変更された結果、その人口が4分の1以上増減した場合、新たにコムーネ議会議員の選挙を行わなければならない。

(5) シンダコの不信任案の議決

議会はシンダコの不信任案を議決することができる（後述）。

3 コムーネ理事会（giunta comunale）

(1) 概要

コムーネ理事会は、法律や憲章によって特定の機関が明確に規定されている場合を除き、コムーネ行政の全ての部門において独立した権限を有するコムーネの執行機関である。

(2) 構成

理事会はシンダコと理事（assessore）によって構成され、理事の人数は議員の人数の3分の1を超えない範囲で憲章に定められる。なお、3分の1の数が偶数にならない場合は、1人追加することができる。シンダコは政策および行政執行上の必要に応じて、任期中においても理事の人数を変更することができる。

表 2-7 コムーネにおける理事数の上限（地方自治法典第47条）

コムーネ人口			理事数の上限
10,000 人以下			4 人
10,000 人超	～	100,000 人以下	6 人
100,000 人超	～	250,000 人以下	10 人
250,000 人超	～	500,000 人以下	12 人
500,000 人超	～	1,000,000 人以下	14 人
1,000,000 人超			16 人

(3) 理事の指名・解任

理事はシンダコによって任命され、シンダコは選挙直後に行われる議会でこれを報告すると同時に、理事の中から副シンダコ（通常1名）を任命する。

また、人口 15,000 人以上のコムーネにおいては、議員の被選挙権資格を備えていること等の必要な条件を満たすコムーネ住民であれば、シンダコは議会議員以外からも理事を任命することができる。人口 15,000 人以下のコムーネにおいては、その旨を憲章に定めることができる¹⁶。

シンダコは理事を解任することができる。理事の解任後、シンダコは議会に報告し、そ

¹⁶ 理事に選ばれた議員は、議員を辞職しなければならない、その場合、選挙における同一名簿の次点の順位の者が繰り上げ当選する。

の決定についての説明を行わなければならない¹⁷。

（４）任期・任務の停止

理事はシンダコの任期終了もしくは辞職等とともにその職を終えるため、結果的にシンダコと同じく５年の任期を有することとなる（地方自治法典第 51 条）。理事の任期は５年であるが、次の場合には全ての理事は辞職し理事会は解散する。

- ・シンダコの辞職、業務執行不能、死亡等の場合（地方自治法典第 53 条）
- ・中央政府によるシンダコの解任等（地方自治法典第 142 条、第 143 条他）
- ・議会の過半数の意思表示により不信任案が採択された場合

これらの場合には、理事会が機能を停止するのみでなく、議会も解散される（地方自治法典第 53 条）。その場合、新たなシンダコおよび議員が選出されるまでの間、前議会および前理事会が引き続き任務を行い、前任シンダコの職務は副シンダコが代わって行う。

（５）理事会の権限

理事会の代表的な権限としては以下のようなものがあげられる（地方自治法典第 48 条）。

- ・議会の定めた行政の一般方針をシンダコと共に実施する。
- ・毎年その活動内容を議会に報告する。
- ・議会に対して予算案等の提案を行う。
- ・事業執行計画〔本書第 4 章第 2 節参照〕を定める（地方自治法典第 169 条）。
- ・議会の議決した基本方針に基づいて貸付契約を締結する。
- ・議会の定める一般的基準に基づいて、行政組織および事務内容に関する規則を定める。

（６）理事の職務

理事はコムーネの行政における事務事業の管理について、合議の上、シンダコに協力する（地方自治法典第 48 条第 1 項）。

理事は通常、特定の分野においてシンダコの授権の範囲内で権限を有し、行政組織の指揮等を行う。多くの場合、理事は行政組織の各部局（例えば都市計画、教育等）の長として憲章および条例に定められた原則等に従って、事務事業を指揮する。また、理事はその任期の間、都市計画、建築、公共事業を職務上担当する場合は、コムーネの区域内において、これらの分野で職業活動を行ってはならない。

4 シンダコ（sindaco：市町村長）

（１）概要

¹⁷ シンダコと理事会の関係は議院内閣制における首相と内閣の関係に近いといえる。理事は基本的にはシンダコを補佐する機関であり、シンダコと理事の意見の対立により、理事会における議事が多数決で決まることは、一般にはないといわれる。

コムーネの首長、すなわち日本における市町村長は、イタリアではシンダコ (sindaco) とよばれる。シンダコにはコムーネ行政の指導者、および国家行政の地方における代表者という二つの役割がある。

(2) 選出方法および任期

シンダコは直接選挙で選ばれ、任期は5年（地方自治法典第 51 条第 1 項）となっており、任期満了後に行われる選挙によって再選されうる¹⁸。但し、任期を2度継続して満了した者は、3度目における被選挙資格を喪失する。なお、2度の任期のうちどちらかが、自発的辞任以外の理由によるもので、かつ2年6ヶ月を超えない期間であった場合、連続3度まで就任可能であるとされている（地方自治法典第 51 条第 3 項）。また連続する2度の任期を終えたシンダコであっても、1期をおいて、再びシンダコの選挙に立候補することができる¹⁹。

(3) 辞職

ア 一般規定

シンダコは以下の場合に、任期終了を待たずに辞職する。なお、この場合、コムーネ理事会およびコムーネ議会も解散する。

- ・自らの意思による辞職
- ・病気等により職務を遂行することができなくなったとき
- ・重大な違法行為等を理由に内務省令によって解任されたとき²⁰
- ・重罪判決を受け失職したとき
- ・死亡したとき

イ 不信任決議

シンダコは、議会において不信任動議が提出され、採択された場合、その任務を停止する（地方自治法典第 52 条）。不信任動議は、出席議員の5分の2以上の賛成により提出され、不信任理由の陳述の後に、総議員数の過半数によって可決されれば成立する。この議決は不信任動議の提出から30日以内に行われなければならない。

動議採択後、議会の解散が決定されると同時に、地方自治法典第 53 条に基づき理事会も解散される。

(4) 権限

シンダコの権限および役割には、主として以下のものがある（地方自治法典第 50 条）。

- ・コムーネの代表者

¹⁸ シンダコの選挙は、従来コムーネ議会議員による間接選挙であったが、地方選挙法の改正（1993年法律第81号）により住民による直接選挙が導入された。

¹⁹ その間にコムーネ議会議員等を務めている例もある。

²⁰ 当該条文は、県知事、事務組合および山岳部共同体の長にも適用される。

- ・ コムーネ理事会および議会（自らが議会の議長も務める場合）の招集、その議長
- ・ コムーネの事務および議決事項の執行
- ・ コムーネに委任された国および州の事務の執行
- ・ コムーネ議会の議決した方針をもとに行う、公共機関、コムーネ関連団体等（コムーネの出資法人）におけるコムーネの代表者の任免
- ・ コムーネの憲章および条例に従って行う、各部局等の責任者の任命等
- ・ 消防活動の監督・調整²¹
- ・ 法律、憲章および条例により付与されたその他の権限

（５）国から委任された事務

ア 概要

シンダコは国の機関として、自らのコムーネの区域内において、以下に述べる権限を有している（地方自治法典第 14 条および第 54 条）。これらの事務の一部については、適切な措置が必要でありながらシンダコがこれを完遂しない場合、県地方長官が監督権を行使して調査を行った後、シンダコに代わる特別管理委員（*commissario*）を任命し、コムーネの経費負担により職務を遂行させる。

- ・ 出生、婚姻、死亡登録等にかかる戸籍登録および住民登録、関連する証明書の発行
- ・ 国勢調査および統計データの収集
- ・ 軍人募集ポスターの掲示および兵役義務がある者のリストの作成
- ・ 選挙関係事務
- ・ コムーネに警察署がない場合、シンダコにコムーネ区域内における警察権が帰属
- ・ 公共の秩序を脅かしうる事態に関する県地方長官への報告、秩序を保持または回復するために必要な措置
- ・ 外務大臣の指定代理人としてパスポートの交付・更新
- ・ コムーネにおける国の代表として、国法の一般原則に従って、市民の安全を脅かす重大な危険を予防し、抑止するために、保健、衛生、地方警察等に係わる緊急措置を講ずる。そのため、シンダコは必要に応じて警察の出動を県地方長官に要請する。

イ 特定地域の事務に関する再委任

シンダコはこれらの事務のうち特定地域に関する事務を、特定の区（後述）に関するものは区長に、特定のフラジオーネ（＝集落〔後述〕）に関するものはコムーネ議会議員に対して、委任することができる。

²¹ 1999 年法律第 265 号第 12 条により、1981 年大統領令第 66 号第 36 条（1970 年法律第 996 号の執行規定）に定める自然災害の危険を住民に知らせる場合に関し、県地方長官の権限が特例としてシンダコに移管された。この改正により、「危険あるいは消火活動の必要がある事態を住民に通告しなければならない場合」には、県の緊急時対応計画に定める手段を用いて、シンダコが通告を行う。

5 議会および理事会の運営

(1) 概要

理事会および議会における議決は、次のような過程によって行われる。

①招集 ②開会 ③議事 ④投票 ⑤議事録の作成 ⑥公示

(2) 招集・開会

ア 議会

議会の招集は議会議長によって行われる。議会の選挙の後、第一回目の招集は議長選出までの間、シンダコがこれを行うが、第一回目の招集に関して憲章により別の定めがある場合にはこれに従う。議会は新任期の開始から 10 日以内に第一回目の招集を行い、会議は招集から 10 日以内に開催されなければならない。招集および議事進行に関する権限が、議長に付与されており、議会招集の方法は憲章の定めに基づいて議会規程によって定められている。

さらに議長は、議員の 5 分の 1 以上あるいはシンダコからの要請があった場合、20 日以内を期限として議会を招集し、要請のあった事案を議事として取りあげなければならない。

イ 理事会

シンダコは理事会の招集権と会議運営権を有する（地方自治法典第 50 条第 2 項）。招集の方法については同法に定める以下のような規定に従う。

- ・理事に対し、会議の日時と議題を記載した招集通知を送付する。この通知は開催する日の 5 日前に出されることを要するが、緊急の場合は 24 時間前までに送付される。
- ・議事日程を作成し、コムーネ書記（本書第 3 章第 2 節参照）による管理のもと、招集日の最低一日前に公共掲示板に掲示する。

(3) 議事・投票

ア 議会の議事

会議が成立するために必要な定足数は議会規程において定められる。いかなる場合も議員数の 3 分の 1 以上（シンダコは含まない）の出席を必要とする。

特定の重要な議題を議決する場合については特別な定めがあり、例えば、憲章を決するには、出席議員の 3 分の 2 以上による賛成が必要である（地方自治法典第 6 条第 4 項）。

イ 理事会の議事

コムーネ理事会における議決は多数決による。ただし、構成員の半数以上が欠席しかつ賛成が 3 人に満たない場合は無効とされる。

ウ 投票

投票は議題の内容等により、公開投票（氏名点呼、挙手、起立等）および秘密投票（無記名投票、白黒の玉による投票）など、様々な方式が用いられる。

（４）議事録の作成・公示

コムーネの議決機関（議会および理事会）が表明した意思は、地方自治法典第 97 条に基づき、コムーネ書記（本書第 3 章第 2 節参照）のもとで議事録として文書化される。議事録は一般に公開される。また、議決事項等は行政掲示板に公示される。

6 コムーネの事務

（１）原則

コムーネは、地域住民および地域社会にかかわる行政事務のうち、国法あるいは州法律によって他の行政主体が管轄することが指定されている場合を除き、全ての事務を担う（地方自治法典第 13 条）。すなわち、コムーネが権能を有する分野は、法令上で列举されたものに限定されない。

地方自治法典第 13 条

第 1 項 国の法律または州の法律の上で帰属が明確に規定されている事務を除いて、住民サービス、地域コミュニティ、地域整備および土地の利活用、経済発展に関する行政事務は、主としてコムーネに属する。

（２）補完性の原則

2001 年の憲法改正により、県、大都市、州、国に属するものとされるもの以外の全ての行政事務は、「補完性の原則（*principio di sussidiarietà*）」²²によりコムーネに属することとされた（憲法第 118 条）。1999 年法律第 265 号によって改正された地方自治法典第 3 条第 5 号もまた「コムーネと県は、補完性の原則に従い、固有の事務、ならびに国法および州法律によって与えられた事務を行う（以下略）」と定めている。補完性の原則が、憲法上においても明記されたことにより、国および州による地方団体への関与および監督の余地を残しつつも、より住民に密接な行政当局に対して多くの行政事務が割り当てられることとなったといわれている。

またコムーネが、住民および民間団体の自治的で自発的な活動についての調整に関する事務を担うと定めている。すなわち、コムーネもまた民間に属する事項を補完する役割を持つとされている（地方自治法典第 3 条第 5 項）。

（３）区域

コムーネの行政事務を行う際は、多くの場合、その人口および区域の規模が考慮される。すなわち面積、人口面で規模の大きなコムーネについては、コムーネ内における行政区域

²² 欧州地方自治憲章においては、以下のように述べられている。「公的な責務は、一般に、市民に最も身近な行政主体に優先的に帰属するべきである。他の行政主体への権限配分は、任務の規模と性質および効果性と経済性を考慮して行うべきである」。これを「補完性の原則」と呼ぶ。

の分割に関する定めがある（地方自治法典第 13 条第 2 項、第 16 条、第 17 条〔後述〕）。また規模の小さなコムーネについては、複数のコムーネによる事務共同処理組織の設置に関する規定がある（本書第 2 章第 5 節参照）。

（４）バッサニーニ法による権限の移譲

行政改革関連法である 1997 年法律第 59 号に基づいて定められた、行政事務の地方分権に関する 1998 年委任立法令第 112 号および 1999 年委任立法令第 443 号により、従来は国や州に帰属していた多くの任務が、コムーネに属することとなった（これらの 3 つの法令を「バッサニーニ法」ということがある）。

以下に、権限が移譲された分野を例示する。

- ・生産活動の統制（支店の設置、工業施設の設置、拡大および閉鎖に関する手続、建設許可等）
- ・地域見本市（出展資格の確認と出展の許可）
- ・都市建造物および土地の登記（20,000 人以上の住民が住むコムーネについては登記事務および登記事項証明書の発行）
- ・公共事業
- ・住民の安全（コムーネ区域内の緊急措置の適用、単一または複数のコムーネ間の緊急時対応計画の準備、初期救急措置の実施、ボランティア消防団の組織化）
- ・保健衛生（緊急時における地域の保健衛生問題等に関する対応、州の計画への参加）
- ・社会福祉（各種サービスの供給、また年少者、青年、高齢者、家族、身体障害者、薬物依存者、社会福祉に関する協同組合、公共慈善救済施設、福祉ボランティア等に関する事務の全てまたは一部）
- ・職業教育
- ・文化活動（コムーネに属する文化財の再評価、文化活動の促進）
- ・行政警察（地域レベルで行う自転車等の競技開催許可、刃物類行商資格、代理人資格、花火業者資格、一般行商資格、射撃インストラクター資格、アパート賃貸申請の受付、その他コムーネにかかる行政警察措置全般）

7 コムーネの合併

（１）概要

憲法第 117 条および第 133 条に基づいて、州法律に定めた規定により、その人口規模等を理由として、コムーネの区域を州が修正することができる（地方自治法典第 15 条）。また、合併の場合を除いて、人口 10,000 人を下回るコムーネを新たに設置することはできない。

コムーネの合併に関する州法律においては、合併以前のコムーネ区域住民の適切な方法によるコムーネ行政への参画、およびその区域に対する公共サービスに関する権限の分散を保障しなければならない（地方自治法典第 15 条第 2 項）。

（２）交付金

コムーネの合併を推進するために、州法律の規定により、交付金が交付される。また州からの交付金に加えて、合併が行われた年から継続して 10 年間、合併したコムーネに対して国から臨時交付金が交付される（地方自治法典第 15 条第 3 項）。

（３）州からの分離

コムーネが現在属している州から分離し、新たに別の州に帰属するためには（憲法第 132 条第 2 項）、住民の過半数の承認を得なければならない。その際には、住民投票等の法律に定められた方法による。またこの場合、関係する州の意見を聞かなければならない。

8 区・ムニシーピオ・フラジオーネ

（１）区（*circoscrizione*）

区はその正式名称を「コムーネ内分権のための地区」（*circoscrizione di decentramento comunale*）という。コムーネの意思決定をできる限り住民側に近づけることを目的として設置されている（地方自治法典第 17 条）²³。区は法人格を有しない。コムーネは区に対してその事務の一部を委ねることができる。現在の地方自治法典上の規定では、人口 10 万人以上のコムーネでは区の設置は義務とされ、人口 3 万人以上 10 万人未満のコムーネでは任意である。

区の組織および事務については、コムーネ憲章または条例によって定められる。区の代表者である区長（*presidente del consiglio circoscrizionale*）は、憲章または条例によって定められた方法によって選出され、地域住民の要求を代表する。また区議会を設置し、区議会議長および区議会議員を普通直接選挙によって選出する旨を定めることもできる。コムーネ議会議員は区議会議員を兼ねることはできない（地方自治法典第 65 条第 3 項）。

なお、人口 30 万人以上のコムーネについては、区がより広い範囲の自治を行うことが認められている。

（２）ムニシーピオ（*municipio*）

コムーネの合併の後に、合併前のコムーネの区域をムニシーピオとして定めることができる。ムニシーピオは法人格を持たない。コムーネは憲章または条例によって、直接投票によって選出されるムニシーピオの組織に関して定めることができる。その場合、ムニシーピオの行政運営については、ムニシーピオの人口と等しい人口規模のコムーネの行政に関する規定が適用される（地方自治法典第 16 条）。

（３）フラジオーネ（*frazione*）

²³ 1960 年代にいくつかのコムーネで任意組織として設置されたのが始まりといわれている。

フラジオーネはコムーネの一部であるが、通常、コムーネの中心部から地理的、歴史的、経済的に離れている集落である。フラジオーネはコムーネ内の一行政区画であり、それ自身は法人格を有するものではない。シンダコは、コムーネ議会議員に対して、フラジオーネにおける行政事務の執行についての権限を委任することができる（地方自治法典第 15 条第 4 項ほか）。

第3節 県 (provincia)

1 概要

イタリア全土には、特別州内も含め 103 の県が存在する。県の首長は県知事 (*presidente della provincia*) であり、議決機関としての県議会 (*consiglio provinciale*) および執行機関としての県理事会 (*giunta provinciale*) が設けられている。この他に、各県ごとに国の機関として、内務省から派遣される地方長官 (*prefetto*) が置かれている。

県の財政規模をみると、総体としてはコムーネや州よりも小さい。しばしば廃止論があったが、現在もなお存在している。近年の行政改革でも、いくつかの事務が州から県に移譲されている。県はその区域において所管の事務を行うとともに、区域内のコムーネ間の調整に関する事務も行う。

県に対しても、コムーネ同様に、「憲章に関する自治」、「規範に関する自治」、「組織・管理面の自治」、「課税・財政面の自治」が認められる。従って、県は独自の憲章および条例を定めることができ、財政および内部組織等に関しても自律性を有する。

2 県議会 (*consiglio provinciale*)

(1) 概要

県議会は、県の政治および行政の方針を決定する議決機関であり（地方自治法典第 42 条第 1 項）、それによって県行政を推進する審議・決定機関である。地方自治法典は、その権限に属する事項を県議会に専属するものとしており、執行機関である県理事会にそれを委ねることは、原則としてできない。他の機関は、原則として緊急時にのみ、これらの事項に関する決定を議会に代わって行うことが認められるのみである（地方自治法典第 42 条第 4 項）。

県議会議員の選挙、任期、議席数は、地方自治法典において定められる（地方自治法典第 38 条第 1 項）。議会は憲章に定められた原則の中で、その自ら定めた規程に従って運営される（地方自治法典第 38 条第 2 項）。

県議会の定数は県の人口に応じて異なっている。県議会議員は直接選挙により選ばれ、その任期は 5 年である。

表 2-8 県議会の議員定数（地方自治法典第 37 条）

県の人口			議員定数
～	300,000 人以下		24 人
300,000 人超	～	700,000 人以下	30 人
700,000 人超	～	1,400,000 人以下	36 人
1,400,000 人超	～		45 人

（2）権限

県議会は地方自治法典第 42 条第 2 項に定める主として以下のような権限を有する。

- ・ 県の憲章および公社（本書第 3 章第 3 節参照）の定款の制定
- ・ 行政組織および事務に関する一般的基準の制定
- ・ 県の総合計画、財政計画、公共事業の多年度計画、単年度また多年度の予算の決定等
- ・ 県とコムーネの間の協約（convenzione [本書第 5 章第 3 節参照]）の締結
- ・ 公営企業および公社の設立、公役務の外部委託、企業への（資本）参加に関すること
- ・ 税に関する決定、公共施設および公役務の利用料金に関する一般的基準の制定
- ・ 次年度以降の予算に含まれるべき経費支出の決定（建物賃借料、物品購入費等を除く）
- ・ 不動産の取得、譲渡のうち一定の条件を有するものの承認

（3）任期の終了等

新しい議員が選出された時点で、前任議会の任務が停止する。選挙告示後は、議会は緊急かつ延期することができない性格を有する決議事項のみを採択することができる（地方自治法典第 38 条第 5 項）。

以下のような場合は、内務大臣の提案を受け、閣議によって審議された後、大統領令によって、県議会は解散される（地方自治法典第 38 条第 5 項、第 141 条、第 143 条）。

ア 憲法に違反する行為があったとき、または重大で継続的な法律違反があったとき等

イ 主として次のような理由により組織が通常の機能を果たすことができず、事務の執行に著しい支障をきたすようになった場合

（ア）恒久的な議事妨害

（イ）半数以上の議員が辞職した場合等

ウ 予算を期限内に成立させないとき

（4）不信任案の議決

県議会は、出席議員の 5 分の 2 以上の賛成により、県知事に対する不信任案を発議し、総議員の過半数によって、それを可決することができる。その場合、県知事は、自ら辞職するとともに、通常これを受けて県議会は解散される。

3 県理事会（giunta provinciale）

(1) 概要

県理事会は、法律や憲章によって特定の機関が明確に規定されている場合を除き、県行政の全ての分野において独立した権限を有する県の執行機関である。県理事会は、県知事（presidente）および理事（assessore）からなり、県知事によって運営される。県理事会の定数は県議会の議員数の4分の1を超えてはならないと定められ、また人数は常に偶数とされる。県知事は政策および行政執行上の必要に応じて、任期中においても理事の人数を変更することができる。

表 2-9 県における理事数の上限（地方自治法典第 47 条）

県の人口		理事数の上限
～	300,000 人以下	6 人
300,000 人超	～ 700,000 人以下	8 人
700,001 人超	～ 1,400,000 人以下	10 人
1,400,001 人超	～	12 人

(2) 理事の指名・解任

理事（assessore）は理事会の構成員であり、県の行政における事務事業の管理を、合議を通じて県知事と共に実施する。（地方自治法典第 48 条第 1 項）。理事は県知事によって任命され、県知事は選挙直後に行われる議会でこれを報告する。また、理事の中から副知事（通常 1 名）を任命する。議員の被選挙権資格を備えていること等の必要な条件を満たす県民であれば、県知事は議会議員以外からも理事を指名することができる。

また県知事は理事を解任することができる。この場合、県知事は議会に通知し、この決定について説明しなければならない。理事は連続する 2 期を超えて務めることはできない。

(3) 任期・任務の停止

理事は、県知事の任期終了もしくは辞職等とともにその職を終えるため、結果的に県知事と同じく 5 年の任期を有することとなる（地方自治法典第 51 条）。任期終了後も、県知事および理事は新たな執行機関が決定するまでの間、同職務に留まるものとされる。

理事の任期は 5 年であるが、以下の場合には全ての理事は辞職し、理事会は解散する。

- ・ 県知事の辞職、業務執行不能、死亡等の場合（地方自治法典第 53 条）
- ・ 中央政府によるシンダコの解任等（地方自治法典第 142 条）
- ・ 議会の過半数の意思表示により不信任案が採択された場合（後述）

これらの場合には、理事会が機能を停止するのみでなく、議会も解散される（地方自治法典第 53 条）。その場合、新たな県知事および議員が選出されるまでの間、前議会および前理事会が引き続き任務を行い、前任県知事の職務は副知事が代わって行う。

(4) 不信任決議

県知事ならびに理事会は、不信任動議が採択された場合、その任務を停止する（地方自治法典第 52 条）。不信任動議の提出は以下の条件を満たさなければならない。

- ・ 議会の過半数による意思表示

- ・ 不信任理由の陳述
- ・ 動議を提示した日から数えて 30 日を超えない期間に決定

動議採択後、理事会の解散が決定されると同時に、地方自治法典第 141 条に基づき議会が解散される。

（５）理事会の権限

理事会の代表的な権限としては以下のようなものがあげられる（地方自治法典第 48 条ほか）。

- ・ 議会の定めた行政の一般方針を県知事と共に実施する。
- ・ 年に一度、議会に対して活動を報告する。
- ・ 議会に対して予算案等の提案を行う。
- ・ 議会の議決した基本方針に基づいて貸付契約を締結する。
- ・ 議会の定める一般的基準に基づいて、行政組織および事務内容に関する規則を定める。

（６）理事の職務

理事は県行政における事務事業の管理について、合議を通じて県知事とともに実施する（地方自治法典第 48 条第 1 項）。

各々の理事は通常、特定分野において県知事からの授権の範囲内で権限を有し、行政組織の指揮を行う。多くの場合、理事は行政組織の各部局（例えば都市計画、教育等）の長として、憲章および条例に定められた原則に従って事務事業を指揮する。

また理事は、その任期中、都市計画、建築、公共事業を職務上担当する場合は、県の区域内でこれらの分野で職業活動を行ってはならない。

4 県知事 (presidente della provincia)

（１）概要

県知事は、直接選挙で選ばれる。任期は 5 年（地方自治法典第 51 条第 1 項）となっており、任期満了後に行われる選挙によって再選されうる²⁴。但し、任期を 2 度継続して満了した者は、それに引き続く 3 度目における被選挙資格を喪失する。なお、2 度の任期のうちどちらかが、自発的辞任以外の理由により終了した場合で、その期間が 2 年 6 ヶ月を超えないものであった場合は、連続 3 度まで就任可能であるとされている。（地方自治法典第 51 条第 3 項）。

（２）知事の辞職

県知事は以下の場合に、任期終了を待たずに辞職する。なおこの場合、県理事会およ

²⁴ 県知事選挙は、従来間接選挙であったが、地方選挙法の改正（1993 年法第 81 号）により、住民による直接選挙が導入された。

表 2-10 各県ごとのコムーネ数（2001 年 3 月 31 日現在）

001	Torino	315	033	Piacenza	48	061	Caserta .	104
002	Vercelli	86	034	Parma	47	062	Benevento	78
096	Biella	82	035	Reggio nell'Emilia	45	063	Napoli	92
103	Verbano-Cusio-Ossola	77	036	Modena	47	064	Avellino	119
003	Novara	88	037	Bologna	60	065	Salerno	158
004	Cuneo	250	038	Ferrara	26	15 CAMPANIA 州計		551
005	Asti	118	039	Ravenna	18	071	Foggia	64
006	Alessandria	190	040	Forlì-Cesena	30	072	Ban	48
01 PIEMONTE 州計		1206	099	Rimini	20	073	Taranto	29
007	Valle d'Aosta	74	08 EMILIA-ROMAGNA 州計		341	074	Brindisi	20
02 VALLE D'AOSTA 州計		74	045	Massa-Carrara	17	075	Lecce	97
012	Varese	141	046	Lucca	35	16 PUGLIA 州計		258
013	Como	163	047	Pistoia	22	076	Potenza	100
097	Lecco	90	048	Firenze	44	077	Matera	31
014	Sondrio	78	100	Prato	7	17 BASILICATA 州計		131
015	Milano	188	049	Livorno	20	078	Cosenza	155
016	Bergamo	244	050	Pisa	39	101	Crotone	27
017	Brescia	206	051	Arezzo	39	079	Catanzaro	80
018	Pavia	190	052	Siena	36	102	ViboValentia	50
098	Lodi	61	053	Grosseto	28	080	Reggio di Calabria	97
019	Cremona	115	09 TOSCANA 州計		287	18 CALABRIA 州計		409
020	Mantova	70	054	Perugia	59	081	Trapani	24
03 LOMBARDIA 州計		1546	055	Temì	33	082	Palermo	82
021	Bolzano	116	10 UMBRIA 州計		92	083	Messina	108
022	Trento	223	041	Pesaro e Urbino	67	084	Agrigento	43
04 TRENTINO-ALTO ADIGE 州計		339	042	Ancona	49	085	Caltanissetta	22
023	Verona	98	043	Macerata	57	086	Enna	20
024	Vicenza	121	044	Ascoii Piceno	73	087	Catania	58
025	Belluno	69	11 MARCHE 州計		246	088	Ragusa	12
026	Treviso	95	056	Viterbo	60	089	Siracusa	21
027	Venezia	44	057	Rieti	73	19 SICILIA 州計		390
028	Padova	104	058	Roma	120	090	Sassari	90
029	Rovigo	50	059	Latina	33	091	Nuoro	100
05 VENETO 州計		581	060	Frosinone	91	095	Oristano	78
093	Pordenone	51	12 LAZIO 州計		377	092	Cagliari	109
030	Udine	137	066	L'Aquila	108			
031	Gorizia	25	067	Teramo	47			
032	Trieste	6	068	Pescara	46			
06 FRIULI-VENEZIA GIULIA 州計		219	069	Chieti	104			
008	Imperia	67	13 ABRUZZO 州計		305			
009	Savona	69	094	Isernia	52			
010	Genova	67	070	Campobasso	84			
011	La Spezia	32	14 MOUSE 州計		136			
07 LIGURIA 州計		235					総計	8100

（＊県名の前の数字は県番号）

（出典：ISTAT）

び県議会も解散される。

- ・ 自らの意思による辞職
- ・ 病気等により職務を遂行することができなくなったとき
- ・ 重大な違法行為等を理由に内務大臣によって解任されたとき
- ・ 重罪判決を受け失職したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 不信任案が可決されたとき

(3) 権限

県知事の権限および役割には主として以下のものがある（地方自治法典第 50 条）。なお県知事には、シンダコのように国の事務の一部を国の機関として行う役割はない。

- ・ 県の代表者
- ・ 県理事会および議会（自らが議会の議長も務める場合）の招集、その議長
- ・ 県の事務および議決事項の執行
- ・ 県に委任された国および州の事務
- ・ 県の憲章および条例に従って行う、各部局等の責任者の任命等
- ・ 法律、憲章および条例により付与されたその他の権限

5 県の事務

(1) 概要

県は以下の分野において、県全域に係る行政事務、またはその所属するコムーネ間の調整などに関する行政事務を行う（地方自治法典第 19 条第 1 項）。

- ・ 環境保護および環境影響評価
- ・ 防災
- ・ 水資源およびエネルギー資源の保全等
- ・ 公園、自然保護区等、自然環境および生息する動植物の保護
- ・ 狩猟および釣りに関する規制
- ・ 県の規模で行われる、廃棄物処理、水質汚濁および大気中排気ガス、騒音の測定・規制・監視
- ・ 国および州から委任された公衆衛生および予防等の保健サービス
- ・ 国および州から委任された学校建設、および高等教育・職業教育に係る事務
- ・ 統計情報の収集および分析、コムーネ等の地方団体²⁵の運営に関する技術的な支援

(2) コムーネとの協力

県は、各コムーネとの協力およびその提案に基づいて定められた計画に基づいて、経済、

²⁵ コムーネ共同体等も含めた広義の地方団体を指す。

産業、商業、観光、社会、文化、スポーツの各部門において、県域における行政上の事務事業の調整・推進を行う（地方自治法典第 19 条第 2 項）。

（３）行政計画に関する事務

県は、主として州レベルの行政計画の策定および実現に関して、コムーネと州との間における調整等を行う（地方自治法典第 20 条）。

- ・ 州の経済計画、環境計画、その他地域計画を円滑に行うため、区域内コムーネの要望を聴取し、とりまとめを行う。
- ・ 州法律の定めるところに従い、州の開発計画その他の諸計画に参加する。
- ・ 州開発計画の目的と見通しに基づき、県独自の多年度計画を策定し、コムーネ間における社会経済活動の調整を行う。

（４）バッサニーニ法による権限の移譲

バッサニーニ法により、行政警察、消防および各種許認可等にかかる事務が、州から県に移譲された。

6 県議会および県理事会における議決過程

（１）概要

県議会および県理事会における議決は、次のような過程によって行われる。

①招集 ②開会 ③議事 ④投票 ⑤議事録の作成 ⑥公示

（２）招集・開会

ア 県議会

県議会の招集は、県議会議長 (*presidente del consiglio provinciale*) によって行われる。県議会の第一回目の招集は議長選出までの間、県知事 (*presidente della provincia*) がこれを行うが、第一回目の招集に関して別の規定が存在する場合には、これに従う。議会は新任期の開始から 10 日以内に第一回目の招集を行い、会議は招集から 10 日以内に開催されなければならない。議長に、招集と議事進行に関する権限が付与されており、議会招集の方法は県憲章の定める範囲で、議会規程によって定められている。

さらに、議長は、議員の 5 分の 1 あるいは県知事からの要請があった場合、20 日以内を期限として議会を招集し、要請のあった事案を議事として取り入れなければならない。

県議会議長によって招集義務が遵守されない場合、県地方長官が警告し、さらに招集を代行する（地方自治法典第 39 条 5 項）。

イ 県理事会

県知事に招集権と理事会運営権を付与している（地方自治法典第 50 条第 2 項）。

- ・ 理事に対し、会議の日時と議題を記載した招集通知を送付する。この通知は開催する日の 5 日前に出されることを要するが、緊急の場合は 24 時間前までに送付される。

- ・議事日程を作成し、県書記による管理のもと、招集日の最低一日前に公共掲示板に掲示する。

(3) 議事・投票

ア 県議会の議事

会議が成立するために必要な定足数については、議会規程において定められる。いかなる場合も議員数の最低の3分の1（県知事は含まない）の出席を必要とする。

特定の重要な議題を議決する場合については特別な定めがあり、例えば、憲章を決するには、出席議員の3分の2以上による賛成が必要である（地方自治法典第6条第4項）。

イ 県理事会の議事

県理事会における決議は多数決による。構成員の半数が欠席しかつ賛成が3人に満たない場合は無効とされる。

ウ 投票

投票は議題の内容等により、公開形式（氏名点呼、挙手、起立等）および秘密形式（無記名投票、白黒の玉による投票）など様々な形式が用いられる。

(4) 議事録の作成・公示

県の議決機関が投票をもって表明した意思は、地方自治法典第97条に基づき、県書記のもと議事録として文書化される。議事録は一般に公開される。また、議決事項等は行政掲示板に公示される。

7 郡(circondario)の設置

(1) 概要

県はその区域を郡に分割することを憲章に定め、それぞれの郡において県支所を設置し、その区域ごとに公共サービスの提供および住民参加のための組織の編成等を行うことができる。

郡を設置するために考慮される条件は次のとおりである。

- ・当該地域の面積と特性
- ・住民の要請
- ・公役務提供の効率性

郡は、県の行政機関であるとともに、地域行政への住民参加を保障する手段でもあるとされている。行政区域を郡に分割することで、県の提供する行政サービスが利用者にとって身近なものとなり、県行政としても住民の要望により容易に応じることができるようになるといわれている。

(2) 郡の組織

郡に係る州憲章および州法律等の定めに従い、県の憲章上に定めることにより、各郡に

において諮問、提案、調整の権能を持つ「郡内シンダコ会議 (assemblea dei sindaci del circondario)」を設置することができる（地方自治法典第 21 条第 2 項）。郡内シンダコ会議は、郡内のシンダコ等によって構成される。また、郡内シンダコ会議においては、多数決により郡長を選出することができる。郡長の職務は、郡内シンダコ会議構成員が務めることもできる。郡長は郡を代表し、活動の促進および調整に関する機能を有する。

その組織は、県の憲章に基づいて設立される。

8 県行政区域の見直しと新たな県の設置

(1) 概要

県の領域が、行政サービスの提供を保障し、住民の要請に十分に応じるために不適当な場合、県行政区域を見直し、新たに県を設置することができる。これは郡による区域の分割が行われた後においても可能である。

県行政区域の見直しと新たな県の設置は、コムーネの発議により、所属する州の意見を聞いた上で、国の法律によって実施される（憲法第 133 条）。これに基づいて、地方自治法典は以下をはじめとするいくつかの要件を定めている（地方自治法典第 21 条第 3 項）。

- ア 区域…各区域の文化的・経済的・社会的均衡を促進するための県および州の計画について、それを実施することが可能な人口規模と経済規模を備えていなければならない。また、ひとつのコムーネの区域は同一の県に所属するものとする。
- イ 人口…区域修正後の県において 20 万人を下回らないと規定されている。

なお、県行政区域の見直し等における県の役割については、州法律等に定められている。

(2) 州による規程の制定

憲法第 117 条第 2 項により、州は県の区域見直しおよび新たな県の設置に係るコムーネの発議を支持、調整するための諸規程を定める。新たな県における財政上または行政上の理由により必要とされる場合には、国家行政機関の支部が県庁所在地または別のコムーネに設置される（1999 年法律第 265 号第 9 条）。

第 4 節 州 (regione)

1 概要

(1) 沿革

州は地方団体と国の間に位置する行政単位である。その制度の概要は共和国憲法に定められているが、地方自治法典上にいう地方団体ではない。

現在、15 の普通州 (regione a statuto ordinario) と 5 の特別州 (regione a statuto speciale) が設けられている。第 2 次大戦後まもなく制定された共和国憲法に、州に関する

規定が定められたが、特に普通州の設置は様々な理由により遅延された。普通州の組織・事務に関する法律は1970年代になってようやく制定された。

州の区域は、1861年の国家統一以前にあった王国および諸公国の領土を基本的に踏襲しており、一定の歴史的背景を有している。

州の設置の目的は、国と県の間には行政単位を置き、そこに国の権限を移譲することで、より住民に近い行政を行うというものであった。州域ごとに異なる行政需要に対応しうる行政を実現し、特に特別州においては、住民の民族および言語の特徴、およびその経済的・社会的発展の段階を考慮する等の理由もあった。また、一方で中央政府の負担を軽減するという要因も指摘されている。

表 2-11 イタリア州制度関連年表

年	事 項
1948 年	共和国憲法制定 4つの特別州設置（シチリア州など）
1963 年	フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア特別州の設置
1970 年	普通州に関する法律（1970 年法律第 281 号）の制定
1972 年	政令による権限移譲
1975 年	権限移譲に関する法律の制定
1999 年	州組織に関する憲法改正
2001 年	州権限等に関する憲法改正

図 2-2 イタリアの州の区域



(出典：Documentation Française)

(2) 概要

州は、一定の分野における法規範制定権を有している。しかし、独自の憲法を制定し、連邦国家を形成する単位ではない。平均的な州の人口は、ほぼ日本の都道府県の平均に等しく、その面積は日本の都道府県の平均のほぼ2倍に等しい。

2001年の憲法改正により、州の組織に関する自律性が認められるとともに、より広い範囲での州の活動が認められた²⁶。州の行政組織がその新たに認められた権限に基づき、その役割を十分に果たしうるか、また権限の移譲に伴った財源の移転がどのようにして進められるか注目される。

なお、州による県およびコムーネに対する適法性の監督について定めていた旧規定第

²⁶ 以下に本節で説明する州の組織および権限に関する事項についても、憲法および国の法律に定めのある場合と、州の裁量で決定することができる場合がある。憲法および国の法律に定めのある場合には、本書では、できるかぎり根拠法令等を付している。

130 条は、2001 年の憲法改正により廃止された。

特別州は島嶼部および国境山岳地帯に位置し、政治的、民族的、経済的理由から憲法によって認められた大幅な自治権を保障されている。特別州は5州あり、憲法上に列挙されている（憲法第 116 条）。

表 2-12 州別の県およびコムーネの数、ならびに各州人口（1999 年現在：〔*〕は特別州）

州 名	県数	コムーネ数	人口（千人）
アブルッツォ	4	305	1, 279
バジリカータ	2	131	606
カラブリア	5	409	2, 051
カンパーニア	5	551	5, 781
エミリア・ロマーニャ	9	341	3, 981
フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア〔*〕	4	219	1, 185
ラツィオ	5	377	5, 264
リグーリア	4	235	1, 626
ロンバルディア	11	1546	9, 066
マルケ	4	246	1, 461
モリーゼ	2	136	328
ピエモンテ	8	1206	4, 288
プーリア	5	258	4, 085
サルデーニャ〔*〕	4	377	1, 651
シチリア〔*〕	9	390	5, 088
トスカーナ	10	287	3, 536
トレンティーノ＝アルト・アーディジェ〔*〕	2	339	936
ウンブリア	2	92	836
ヴァッレ・ダオスタ〔*〕	1	74	120
ヴェネト	7	581	4, 512
合計	103	8, 100 ²⁷	57, 680

（出典：「compendio statistico italiano, 2000」 ISTAT）

（3）州の機関

州の機関は、共和国憲法に規定されており、州議会（consiglio regionale）、州理事会（giunta regionale）、州知事（presidente）²⁸が設置されている（憲法第 121 条）。州議会

²⁷ イタリア内務省、イタリア国立統計局（ISTAT）、イタリア全国コムーネ協会（ANCI）との間ではコムーネ数の合計が異なっている。

²⁸ この条文の州知事に関する表現は、理事会の長（presidente della giunta）であり、直訳すると州理事長である。本書では、訳語を「州知事」に統一している。

に立法権、州理事会に執行権、そして州知事に州代表の地位が与えられている。

なお、1999 年の憲法改正では、州条例の制定に関する権限を州議会に付与した部分が削除され、州条例制定権が州議会、州理事会のいずれに属するかは決定は、各州憲章に明記されることとなった²⁹。

（４）州の権限

州は立法権を有する。2001 年の共和国憲法改正により、従前は州が立法権を有する分野が限定列挙されていたのに対し、国の権限に専属する分野および国と州の共管事項が明記され、それ以外の全ての分野についての権限が州に専属することとなり、その立法権も有することとなった。

国と州の間の立法権の区分については、憲法第117条に定められている。

ア 国のみが立法権を有する分野

外交、移民、防衛、通貨、国庫財政、国家・県・コムーネ・欧州連合の選挙法、公安、国籍、婚姻、裁判、一般教育制度、社会保障、税関、重量・食糧単位、環境、文化遺産などの分野（憲法第117条第1項）

イ 国と州が共に立法権を有する分野

国際関係、貿易、教育制度、職業、科学研究、労働関係（労働上の安全など）、技術革新の支援、保健、消防、大規模都市基盤整備、社会保障、地方レベルの金融機関などの分野（憲法第 117 条第 2 項）。

ウ それ以外の分野

州のみが立法権を有する分野であるとされる。

また、州は立法権を有する分野については、原則として行政権も有する。しかし立法および各分野における各種計画等を除く直接の行政サービスは、県とコムーネに任せることが望ましいとされている。

2. 州議会 (consiglio regionale)

（１）概要

州議会は、州が権限を有する分野における立法権の他、憲法および法律により与えられた他の権能を行使し、また国会両院に対して、国レベルの法律案を提案することができる（憲法第 121 条）。州議会議員の定数は、州の選挙に関する国の法律（1995 年法律第 43 号）によって定められており、各州の人口によって異なる。特別州の議員数は各州の憲章に規定される。州議会議員の過半数が同時に辞職した場合、州議会は州理事会とともに解散される。州議会議員の任期は 5 年であり、次の選挙の 46 日前にその職務を停止する。

²⁹ 州法律制定権は、従来どおり議会に属する。

表 2-13 州議会議員定数（1995 年法律第 43 号）

州 の 人 口		議員定数
～	1,000 千人以下	30 人
1,000 千人超	～ 3,000 千人以下	40 人
3,000 千人超	～ 4,000 千人以下	50 人
4,000 千人超	～ 6,000 千人以下	60 人
6,000 千人超	～	80 人

（2）権限

州議会の主要な権能は、州法律および州条例の制定である。そのほかに州における行政計画、予算・決算の議決、州政策の方針決定、州際行政に関すること等を行う。また、憲法上の定めにより、国政への州の参加に関する決定を行う。州議会の権限は各州の憲章上に定められ、州によって役割が異なっている。下記に、エミリア＝ロマーニャ州憲章を例示する。

〔例〕 エミリア＝ロマーニャ州憲章 第 7 条

第1項 州議会は州の政治および行政に関する方針決定を行う。

第2項 州議会は法律制定権および条例制定権を行使し、国法の規定の実現に関する全般的な措置、ならびに州の一般的利益に関して、憲法およびこの憲章によって州議会に属するとされる案件について決議する。

第3項 理事会の活動を監督する。

第4項 以下の事項は州議会に帰属する。

- ・ 州財政計画（＝予算）、決算、暫定予算の承認
- ・ 全国レベルの計画、その他の国の権限に属する計画の策定について、国の機関に対して行う提案および意見表明
- ・ 経済計画、地方計画など、州に関連する行政計画に関する決定を行うこと
- ・ 県およびコムーネの新規設置および境界変更に関し、憲法第 133 条に定められた意見表明
- ・ 欧州連合の指令および法規の適用に関する規程および一般方針に関する審議
- ・ 複数の州にわたる利益・管理に関すること、州による事務組合、州際の企業（公社等）への参加に関すること
- ・ 憲法および憲章によって州議会に帰属する指名および選任等

（3）州議会の運営

ア 組織の自律性

州議会は組織の自律性を有し、自らの議決により議会規程を定める。これは、州議会内部組織の一般的な規程であり、特に議事進行、州法律案の提出および討議に関する手続等を定める。

〔例〕 アブルッツォ州憲章 第 16 条

第1項 州議会は、3 分の 2 以上の議員の出席において、出席議員の多数決により、その固有の規程を議決することができる。

〔例〕 ロンバルディア州憲章 第 12 条

第1項 州議会は州議会議員の多数決により、内部組織と職務（funzionamento）に関する固有の規程を定めることができる。

イ 州議会議長

州議会議長は議会の招集、議事進行等を行う。議長の選出方法は州憲章において定められており、通常、州議会議員の互選によって選出される。

ウ 議会理事部（ufficio di presidenza）の設置

議会は議員の中から州議会議長および議会理事部を選出する（憲法第 122 条第 3 項）。その詳細については、各州の州憲章に定められている。例えばラツィオ州では、議会理事部は州議会議長、州議会副議長からなり、その他に書記、専属の職員がそれを補助する。

議会理事部は、議員の職務を推進するために必要な情報収集活動、諮問、調査をはじめ、議員の活動に必要な事務を行う。

エ 州議会の解散

州知事の辞任、職務遂行不能、死亡の場合等には、州議会および州理事会が解散される（憲法第 126 条第 3 項）。

（4）州法律制定の手続き

州の立法機能は、基本的に国会の立法手続と同様に行われているが、州議会は一院制である。州法律の制定手続きに関しては憲法および国の法律に特段の定めはなく、一般に各州が定める憲章および条例等において定められる。

また、州議会の可決した州法律が州の権限を超えているときは、国は、当該州法律の公布から 60 日以内に、憲法裁判所に対して適法性（legittimità）の疑義を提起することができる（憲法第 127 条第 1 項）。また州も、国法および他の州法律および法律に基づく行為が、自州の権限の範囲を侵害する場合に、法律の公布または法律に基づく行為から 60 日以内に、その適法性の疑義を憲法裁判所に提訴することができる（憲法第 127 条第 2 項）。

なお、州法律制定手続きは一般に 4 段階に分けられる。

ア 州法律案の提出

州議会に対する州法律案の提出は、一般的には執行機関である州理事会から行われる。各州の州憲章により、有権者団体、県議会またはコムーネ議会内の政党、また州議会議員にも法律案の提出が認められている。

イ 常任委員会

州議会には常任委員会（commissione permanente）の設置が認められている。多くの州憲章は、議題に関連する分野の専門家に対して、委員会の会議への参加を認めている。全ての州は憲章において、常任委員会に対して州議会における決定権を何ら認めておらず、委員会は議案の調査段階においてのみ重要性を持つ。

〔例〕	アブルツォ州憲章 第 21 条
第1項	議会は常任委員会を設置することができる。同委員会の人数と責務は議会規程に定められる。委員会の構成は、議会の党派グループの構成に比例して決定される。
第2項	委員会は、憲章および議会規程に定められた方法および形式に従って、法律制定の手続きに参加する。
第3項	その権限の範囲内で、委員会は、州知事、理事、州関係機関および公社（の関係者）、ならびに州の幹部職員を聴聞することができる〔以下略〕。

なお、エミリア＝ロマーニャ州においては、5つの常任委員会が設置されている。第1委員会は、予算、企画、総務を担当、第2委員会は、生産活動（すなわち経済分野および産業分野）、第3委員会は、国土、環境、インフラ、第4委員会は、保健および社会政策、第5委員会は、観光、文化、学校、教育、労働をそれぞれ担当する。

ウ 議決

委員会での検討の後、委員会内での多数決により承認された報告書が議会の本会議に対して提出される（このとき少数意見に関する報告書が添付される場合もある）。各州法律案は議会にかけられ、本会議において討論後、多数決により議決が行われる。

エ 公布

上記の議決の後、州議会議長は州法律を公布する。特別な場合を除き、州法律は州官報掲載から 15 日後に施行される。州官報掲載に続き、共和国官報に掲載されるが、後者には法的な効果はない。

（5）州理事会に対する監督

州議会は州理事会を監督する権限を有する。これは、議会が自ら定めた方針に照らして、理事会において行政機関としての活動が適切に行われているかどうかをチェックするものである。

州議会が監督に際して行う行為には、下記のようなものがある。

ア 質 疑 情報、資料等を入手するため理事会に質問する。

イ 説明要求 特定の問題に対する理事会の対応に関して、その理由および方針の説明を得るための詳細な内容に関する質疑である。単なる情報提供だけではなく、理事会の立場を明確にすることを求める。

ウ 動 議 特定の議題に関し、州議会の立場を明確にする。質疑、説明要求と異なり、動議を提出するために必要な州議会議員の最少人数の要件が定められている。

（6）国家活動への参加

州議会は国政に係わる活動を行う。その概要は以下のとおりである。

ア 州議会より選出された代理人が共和国大統領選挙に参加すること（憲法第 83 条）

- イ 共和国憲法第 75 条³⁰、第 138 条（憲法改正に関する規定）に記載される国民投票に関すること
- ウ 国会への法案提出（憲法第 121 条）
- エ 既存の州の境界変更案および合併案に対する諮問（憲法第 132 条）
- オ 県およびコムーネの新規設置および境界変更に関する意見表明（憲法第 133 条）
- カ 国が定める各種計画への参加
- キ 国の機関における州代表の指名

3 州理事会（giunta regionale）

（1）概要

ア 組織構成

州理事会は州の執行機関であり（憲法第 121 条第 3 条）、法律等により他機関に権限が与えられていない行政活動を実施する。その組織および事務に関しては、憲法の定めに従うほか、各州の憲章で定められる。

州理事会は、州知事と（州）理事（*assessore regionale*）からなる。州知事は直接選挙で選出され、同選出日より 10 日以内に、副知事およびその他の理事を任命する。その後、理事会は州議会により承認される。1999 年の憲法改正により、理事会に対しても州条例制定権を認めることを、州憲章で定めることができることとなった。

イ 理事の選出

従来、理事会は州議会により選出されていた。1999 年憲法的法律第 1 号により、州知事の直接選挙が導入された際に、州知事による理事の任命が認められた。ただし、州憲章で別形式を定める可能性も残している（憲法第 122 条第 5 項）。理事については、州知事が罷免することもできる。理事の数は各州の憲章によって定められ、州により異なる（例えば、モリーゼ州憲章では「8 名」、アブルッツォ州憲章では「議員数の 25% 以下」等の定めがある）。

ウ 合議制

理事会の議事は合議制とされる。州知事が州理事会の長を務める。各州の州憲章によれば、全構成員は完全に対等な立場であり、議長票が他の理事のものに比べて、特別な扱いを受けることは原則としてない。賛否同数の投票結果となった場合に、議長票によって決定されると定める憲章も存在する。

（2）権限

州理事会の主たる役割は、州議会への州法律案および州条例案提出、ならびに議会での

³⁰ 50 万人以上の有権者または 5 つ以上の州議会が要求する際には、法律または法律の効力を有する行為の全部または一部の廃止を決定するために国民投票が行われる。

議決事項の執行である。州理事会は、各州における州法律または州条例で定められた範囲内で、一般的に以下の分野において決定を下し、関連する事務を執行する。

- ・ 予算および決算の議会への提出
- ・ 州内における経済計画および地域計画の作成
- ・ 各種契約の締結
- ・ 州有財産等の管理
- ・ 公営企業に対する監督
- ・ コムーネ、県および他の地方団体に委任した州権限の実施状況の監督
- ・ 訴訟に関する事項

〔例〕 ロンバルディア州憲章 第 21 条

州理事会は州の執行機関であり、憲法、この憲章および法律によって与えられた職務を遂行する。以下の事項は州理事会に属する。

- 1) 議会の定めた措置を執行する。
- 2) 予算書および決算書を準備し、議会の承認に付す。
- 3) 議会の担当委員会と協力して州の計画を準備し、その実現を図る。
- 4) 公共事業および公役務の提供について、それぞれの事業に関する資金が予算書に計上される限りにおいて、州議会が承認した総合計画もしくは各行政部門の計画実現のための措置を講ずる。
- 5) 州の行政部局を監督する。
- 6) 州法律の定めに従って州有財産等を管理する。
- 7) 州の契約を審議し承認する。
- 8) 関連する議会の委員会の意見に基づいて、訴訟事件に関し和解、上告、取り下げを行う。
- 9) 憲法上の適法性に関する紛争または憲法裁判所に付託された紛争に関し、行政の方針を議決する。
- 10) 議会によって決定された方針および命令の実施に当たり、州に属する公役務の処理、州に付属または州が参加する団体および企業等の運営を監督する。
- 11) 州の他の機関に付託されていない、または他の団体に委任されていない行政措置を講ずる。理事会は、法律および第 6 条³¹にいう、議会によって定められた措置を発議する権限を有する。

(3) 理事の地位

理事の地位については、特別州と普通州で異なっている。

特別州、特にシチリア州では、州行政の各部局の責任者となる理事は、機関そのものと見なされる。理事は、その部局から発せられ外部に対して法的効力を持つ文書に署名する。

普通州憲章においては、理事に対して上記のような権限が認められていない。普通州の理事は、コムーネおよび県の理事とほぼ同様の役割を果たし、理事会の決議内容に従って文書の発行を行う。ただし、普通州においても、理事会の行政機能を迅速に果たすため、

³¹ ロンバルディア州憲章第 6 条は、州議会の権限について定めており、予算・決算の承認、税に関する決定、起債の承認などが、議会の権限として規定されている。

理事会の議長（＝州知事）は理事に特別な任務を命じることができる。実際には、州理事会が国政における内閣と同様の組織形態をとる例が増えており、州行政の各特定分野が各理事の責任下に置かれている。

（４）理事会の議決手続き

理事会の組織および活動については、州憲章により定められており、理事会の議決手続きについても、憲章もしくは運営規程に基づいて行われる。議決にいたる一般的な手続きは以下のとおりである。

ア 議長（＝州知事）による会議の招集、議事日程の作成

イ 理事の出席、定足数の確認

ウ 審議

エ 出席者の過半数による議決

（５）理事会の任務停止

州議会が州知事に対し、不信任を投票により表明した場合、すなわち 5 分の 1 以上の議員の署名により州知事不信任案を提出し、過半数によりそれを承認した場合、州知事の辞任と共に州理事会は任務を停止する。同時に州議会も活動を停止し、3 ヶ月以内に州議会および州知事の選挙が公示される。なお理事会の権限は、州議会解散に伴う理事の任務停止後は極めて限定されたものとなる。

4 州知事 (presidente)

（１）概要

州知事は州の代表として州法律および州条例等を公布するとともに、国から州に委任された行政事務を行う。1999 年の共和国憲法改正により、従来は州議会議員の互選によって選出されていた州知事について、直接選挙制が導入された。州憲章で特別な指定がなされない限り、州の有権者が州知事を直接選挙する（憲法第 122 条第 5 項）。

憲法上に定められた州知事の役割は、州の代表者および州理事会の議長である（憲法第 121 号）。州知事は理事を任命する。

（２）任期・不信任・辞任

州知事の任期は 5 年である（州議会議員と同時に選出されるため）。州議会が、5 分の 1 以上の議員の署名により州知事不信任案を提出し、過半数によりそれを承認した場合、州知事は解任され、州議会および州理事会は解散される³²（憲法第 126 条第 2 項）。それより 3 ヶ月以内に、州議会および州知事の選挙の公示が行われる。

³² これは直接選挙で選ばれた州知事のみ適用される。各州の憲章で別の定めをしている場合には適用されない。

また、国による州知事の罷免が、州問題に関する両院特別委員会の所見を踏まえた上で、大統領令により行われる。これは、下記の場合に認められる（憲法第 126 条第 1 項）。

ア 憲法違反、法律の重大な違反がある場合

イ 国家安全に関する理由がある場合

これらの場合についても、州知事辞任に続き、州理事会、州議会の解散がなされる。

（３）執行機関の長としての権能

州知事は州の代表として、具体的には州の執行機関である理事会の長として、憲法、国の法律および州憲章で定める役割を担う。理事会を招集しその議長を務め、また州法律等に署名する。

その権能としては以下のようなものがあげられる。

- ・ 州発行文書への署名人、契約締結の際の代表者、州が提訴する裁判での訴訟当事者となる。
- ・ 州における行政および司法上の決定を行い、州を代表する。
- ・ 州に対する請願を受理する。
- ・ 州法律および州条例の公布、住民投票の公示等を行う。
- ・ 国から委託された行政事務を行う（憲法第 121 条第 4 項）。

（４）理事会運営に関する権限

州知事は、理事会の管理運営に係わる全ての権限をもつ。具体的には、理事会招集、議事日程作成、議事進行等を行う。

〔例〕 ラツィオ州憲章 第 21 条

州知事（州理事長）は

- 1) 州を代表する。
- 2) 州の利益に関する予防的訴訟、占有回復訴訟を行う。
- 3) 州法律および州条例を公布する。
- 4) 国によって州に委任された行政事務を、理事会および議会に諮り、指揮する。
- 5) 理事会を招集し、その日程を決定し、主宰する。また行政部局を統率し、その活動を調整し、監督する。
- 6) 憲法、州憲章、州法律によって規定された他の職務を遂行する。

州知事が、理事の間で異議が唱えられた事項に対する決定を自ら行うこともある。また、理事会活動の調整を行うだけでなく、他の理事に対する一定の指導的な権限が与えられている。議長（＝州知事）の一票が最終的な決定権を持つと規定する州憲章もある。

5 特別州

（１）概要

シチリア州、サルデーニャ州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州は特別州であり、憲法的法律により、特別な自治の形式と条件が憲法上に規定された。

表 2-14 特別州の設立を定めた憲法的法律

州 名	憲法的法律名
シチリア州	1948 年憲法的法律第 2 号
サルデーニャ州	1948 年憲法的法律第 3 号
ヴァッレ・ダオスタ州	1948 年憲法的法律第 4 号
トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州	1948 年憲法的法律第 5 号
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州	1963 年憲法的法律第 1 号

これらの 5 つの特別州は、普通州に比べて比較的広い権限を与えられている。しかしながら、近年の憲法改正で、普通州に従前より大きな権限が認められたことにより、両者の差異は小さくなってきているともいわれる。

また、特別州は一定の分野において独占的な立法権を有する。さらに、トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州においては、立法権がトレント県とボルツァーノ県にも与えられている。

一定の分野において独占的立法権を持つ特別州は主として下記の法令等に従う。

- ・ 憲法
- ・ 国法の一般原則
- ・ 国際的義務、国家および他の州の利益

(2) 州理事会 (giunta regionale)

各特別州では、州議会が理事を選出する。理事は州理事会という共同組織の一員であるのみでなく、独立した職務を委任される。

一部の州憲章では、州議会に対し理事会解散権を認め（フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州）、必ずしも不信任投票にのみによらない理事会辞任（サルデーニャ州）、さらには、単独の理事の罷免（トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州）を認めている。なお、特別州では、特別州議会から理事会に対し、一般行政にかかる権限を付託する場合があります、その場合には、州理事会に法令制定権が与えられる。

普通州においては既に州知事の直接選挙が決定され、各州の憲章にも、その旨明記されている。特別州においても、これに呼応して、特別州 5 州の憲章について改正が議論されている。

(3) 特別州知事の閣議への参加

特別州の州知事は、州関連の内容が閣議で取り上げられる場合、閣議に参加する権利を与えられている。特にシチリア州知事は、閣議で取り上げられる議題について、大臣と同等の投票権を有している。

議題と関係した州知事が、閣議に招集されなかった場合、閣議の構成に不備があったとみなされ、採択された措置は無効となる。

6 区域の変更

州の合併および新しい州の創設は、当該地域の州政府の事前協議を条件として、憲法によって定められる。県およびコムーネが、ある州から別の州に移ることは、当該地域の州への事前協議を条件として、国法に基づき行われる。また、ひとつの州内における県境の変更および新県の創設は、当該地域の州政府の事前協議を条件として、コムーネの発議に基づく国の法律（地方自治法典）によって定められる。

なお、区域の変更等に関する県の関与については、区域の変更について定める各州法律上に記されている。

憲法第 132 条

第 1 項 関係住民の三分の一以上を代表するコムーネ議会が要求し、かつ当該住民の多数が、この提案を住民投票により承認した場合には、州議会の意見を聞いて憲法的法律により既存の州を合併し、または人口 100 万人以上の新しい州を設置することができる。

第 2 項 県およびコムーネが要求するときは、州議会の意見を聞いて、住民投票および共和国の法律により、その県およびコムーネをひとつの州から切り離し、他の州に編入することができる。

憲法第 133 条

第 1 項 州の区域内における県の境界の変更および新しい県の設置は、コムーネの発議に基づき、その州の意見を聞いて、共和国の法律によって定められる。

第 2 項 州は、関係住民の意見を聞き、その法律をもって、その区域内に新しいコムーネを設け、ならびにその境界および名称を変更することができる。

第5節 その他

地方自治法典においては、地方団体としてコムーネ、県、大都市、山岳部共同体、島嶼部共同体、コムーネ共同体が列挙されている（地方自治法典第2条）。以下、コムーネと県以外の地方団体について概説する。

1 大都市（città metropolitana）

（1）概要

大都市（città metropolitana）は、地方自治法典のみならず、憲法上においても地方団体として認められている。しかし、現在に至るまで設置されていない。大都市は、県の事務に加え、コムーネの事務のうち大都市行政に関係するものを所掌する。

大都市は、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、

ローマ、バリ、ナポリという大都市圏（後述）内の中心都市（*comune capoluogo*）と周辺コムーネの間で形成される（地方自治法典第 23 条）。参加する周辺コムーネは、中心都市に接続し、中心都市と行政サービス、経済、社会、環境、文化等で密接な関係にあるコムーネとされる。

中心都市のシンダコならびに当該地域の県知事は、関係地方団体の発議に基づき、その代表者会議を招集する。同会議は区域、組織、内部規程、権限を明記した大都市憲章の議案を採択する。大都市を設置する議案は採択された後、180 日以内に関係コムーネの住民投票にかけられる。大都市に参加するコムーネの過半数により賛成の意思が示された場合、大都市設置の議案は可決される。この場合、同議案は州によって国会に 90 日以内に提出され、法律に照らした後、承認される。

（2）組織

大都市の組織、選挙方式、任期についての法律は検討中であるとされ、当面、大都市における機関相互の権限、責任の配分については県の規定が準用される。従って、県と同様に大都市においても、議会、理事会、大都市市長が存在することになる。大都市市長は執行機関として行政を代表するほか、理事を任命し、大都市理事会の長を務める。大都市理事会（*giunta metropolitana*）は大都市市長および理事によって構成される執行機関である。大都市の議決機関は大都市議会であり、議員は住民の直接選挙によって選出される。

大都市の内部組織は、大都市自らによって承認された組織規程によって定められる。

（3）区域

大都市は県としての機能を持つため、大都市の区域が県のそれと一致しない場合、大都市区域を含んでいた県の区域から大都市区域が消失し、県の区域が新たに定められることになる³³。

大都市設置後、州は関連地方団体の同意の下、大都市に含まれるコムーネの行政区域を見直すことができる（地方自治法典第 25 条）。

（4）事務

大都市は県と同じ権限を与えられる（地方自治法典第 22 条第 2 項）。一般的にコムーネの権限内にある事務のうち効率性・経済性の観点から広域的に行うべきである事務については、大都市設置の際に、それらのコムーネ事務に関する大都市での処理について、州が定めることができる。

大都市の権限は主として次の通りである。

①地域計画（*pianificazione territoriale*）策定 ②コムーネ間の交通計画策定 ③環境保

³³ 大都市の区域が県のそれと一致する場合、県の行政区域は修正されない。この場合、従来の県が単に名称を変え、「大都市」と呼ばれることになる。しかしながら、通常「大都市」は県の区域の一部のみを占めることとされているので、これは純粋に理論上の仮定である。

全および大気汚染等の監視 ④地盤保全 ⑤上下水道 ⑥廃棄物処理 ⑦大規模商業・流通のためのサービス ⑧文化活動

(5) 大都市圏 (aree metropolitane)

大都市圏は、人口の集中する大都市地域における行政の問題を処理するために作られた制度である（地方自治法典第 22 条）。この制度は、広域行政の区域指定に関する制度であり、それ自身は地方団体ではない。

大都市圏は、トリノ、ミラノ、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ボローニャ、フィレンツェ、ローマ、バリ、ナポリおよびこれらの都市と経済活動、行政サービス、文化ならびに地域的特性において密接な関係にあるコムーネによって形成される区域である。大都市の区域が大都市圏の区域と一致するか否かについては、大都市の設置に関するより詳細なルールが存在しないため、未定である。関係するコムーネの提案に従い、州は同提案から 180 日以内に大都市圏の区画を定める。定められた期限までに州が決定を行わないときは、政府が統一会議（conferenza unificata：本書第 5 章第 2 節参照）の意見を聞いた後、別の期限を定めて州に対して決定を行うよう指示する。

2 山岳部共同体 (comunità montane)

(1) 概要

ア 山岳部共同体の概要

山岳部共同体は、その全部または一部が山岳地帯に位置するコムーネの広域行政組織であり、コムーネ間での事務の共同処理を目的とする。しかし、コムーネ共同体と異なり、国法および州法律によって山岳部共同体の固有の事務とされたものおよび国等から委任された事務も行う。

山岳部共同体の設置は、州が独自の規定に基づき、山岳地域の活用およびコムーネ間による事務の共同処理の点から適切な区域を確定し、州知事により決定される（地方自治法典第 27 条 3 項）。2000 年現在 4,195 のコムーネ（うち 3,540 は全体が山岳地帯であり、655 はその一部が山岳地帯である）により 350 の山岳部共同体が形成されている³⁴。これらのコムーネは相互に異なる県に所属することもある。

参加するコムーネは山岳地域が一定割合以上であることが求められる。また、人口 4 万人以上のコムーネおよび県庁（すなわち県議会）が存在するコムーネも参加が禁止され、組織に不均衡をもたらすのを防ぐ仕組みになっている³⁵。

山岳部共同体について、州法律は区域確定の他、以下の事項を定める。

³⁴ 出典「Structure and Operation of Local and Regional Democracy, Italy, 2000」（欧州評議会）

³⁵ ただし州の権限により、山岳部共同体の事務をより効率的に行うため、人口 2 万人以下で山岳部共同体に隣接し、共同体の地理、社会・経済構造の点から補完的存在であるコムーネについては、非山岳部に属していても山岳部共同体に組み込むことができる。

- ①規約を認可する手続き ②協議手順 ③地域別長期計画および年間計画
④山岳部共同体間における州および欧州連合からの補助金の分配基準 ⑤山岳部共同体と
区域内で権限を有するその他の団体との関係

(2) 組織

山岳部共同体は代表機関と執行機関を有する。山岳部共同体の代表者は議長であり、山岳部共同体を構成するするコムーネのシンダコの一人が務める。山岳部共同体の代表機関は構成コムーネ議会から任命される議員からなる。また、その執行機関は構成コムーネのシンダコ、理事等により構成される。代表機関は山岳部共同体の運営方針、予算・決算等の主要事項を決定し、それにもとづいて執行機関が具体的な活動を進める。

山岳部共同体の機関は、単一コムーネの構成機関を定める規定（地方自治法典第 37 条および第 47 条）に従うものとし、構成員数についても単一のコムーネで同規模の人口を有するものに適用される定数が適用される。

(3) 事務

山岳部共同体は山岳地域の振興を目的とするが、その活動に際して、「中長期経済社会開発計画」を採択する。これは対象となる地域の現状を考慮した上で、経済、生産、社会の各部門における具体的な開発の可能性（投資の種類や場所、経費、関連業者への奨励金等）を予測し、行政事務の方針を定めたものである。

山岳部共同体は、コムーネ事務の共同処理、法律によって直接付与された事務（固有事務）、および地方団体から委託された事務（受託事務）を行う。

ア コムーネ事務の共同処理

国法および州法律により、コムーネの固有の事務のうちコムーネが合同で行うべき事務の全てが山岳部共同体に付与されうる（地方自治法典第 28 条 1 項）。特に重要なものについては下記の事務があげられる（1994 年法律第 97 号第 11 条）。

- ・地域の公共交通、特に小中高校生等のスクールバスの確保
- ・コムーネ警察
- ・山岳部共同体の区域内で継続して居住することを奨励する目的で、地域住民の要望に応じて行う高齢者向けサービス、および青年に対する職業教育に関する事業

イ 山岳部共同体の固有の事務

国および州などによって直接に山岳部共同体に付与された事務を行う（地方自治法典第 28 条第 2 項）。国の法律によって付与された事務のうち、上下水道と廃棄物管理が特に重要である。

ウ 受託事務

山岳部共同体はコムーネ、県、州が委託する事務の全てを担当することができる（地方自治法典第 28 条）。州が委託できる事務のうち重要なものは、森林地帯の運営管理に関わるものである。

コムーネの事務のうち、山岳部共同体が行いうる事業としては、上記の「ア」に述べたものの他、次のものがあげられる。

- ①地方規模の見本市開催許可など ②不動産登記台帳の保存、更新
- ③消防部門における緊急時対応 ④教育サービスの一部等

(4) 財源

山岳部共同体は固有の徴税手段を持たず、国および他の地方団体等からの補助金および預託貸付公庫 (cassa depositi e prestiti) からの貸付金を活動財源とする。

ア 国庫からの移転収入

山岳部共同体に対しては、主として以下の資金が国から直接または間接に配分される。

(ア) 普通交付金 (fondo ordinario)

原則として、人口を基準に 75%、地域面積を基準に 25%が山岳部共同体間に分配される。

(イ) 国家投資普通交付金 (fondo nazionale ordinario per gli investimenti)

財政法によって設定された資金で、国から州に配賦され、各州が山岳部共同体に分配する。

(ウ) 開発投資交付金 (fondo per lo sviluppo degli investimenti)

山岳部共同体による開発投資に対して配分される借入金の償還状況に応じて、毎年配分される。

イ 資金借入れ

山岳部共同体は預託貸付公庫から借入れを行うことが可能³⁶であり、この借入金は山岳地帯の土地の購入および植林、その他法令に定める投資に充てられる。

3 島嶼部共同体 (comunità isolane)

規模の小さい島々の開発促進および関連地域の活性化を目的とし、コムーネの広域行政組織を設置することができる。地方自治法典はこれを地方団体であるとし、島嶼部共同体と定めている (地方自治法典第 29 条)。島嶼部共同体は山岳部共同体に関する規定に準じて運営される。

4 コムーネ共同体 (unione di comuni)

(1) 概要

コムーネ共同体は、コムーネの広域行政組織である。コムーネ共同体は、単独または複数の事務を処理する目的で、原則として接続した 2 つ以上のコムーネによって構成される地方団体である (地方自治法典第 32 条)。2003 年 5 月現在、コムーネ共同体は 205 存在し、

³⁶ 1984 年法律第 887 号による。

約 900 のコムーネがそれに加盟している。

なお 1999 年には、16 のコムーネ共同体しか存在していなかった。コムーネ共同体の制度発足当初は、10 年以内にコムーネ共同体区域においてコムーネの合併が行われない場合は、コムーネ共同体は解散しなければならなかった。1999 年法律第 265 号により 10 年後の合併義務等の制限がなくなったため、近年はコムーネ共同体の数は増加している。

（２）組織

コムーネ共同体は、単独または複数の事務の共同処理のために、原則として人口 5,000 人未満³⁷の同じ県内にある 2 つ以上のコムーネによって設立される。コムーネ共同体の設立の際にその規約が定められ、組織、共同処理される事務等が決定される。コムーネ共同体の機関は、コムーネに関する規定に準じて選ばれた議会、理事会、および議長（presidente）である。

構成するコムーネのシンダコの中から議長を選出し、他の機関は構成コムーネ理事および議会議員から選出される。なお、選出に当たっては、少数派の代表も含むよう配慮されている。コムーネ共同体の収入には、構成コムーネからの負担金のほか、各種事務にかかる手数料等がある。

（３）事務

イタリア全国コムーネ協会（ANCI）の資料によれば、コムーネ共同体は 53 の事務を行うことができるとされ、主なものをあげると以下のとおりである。加盟するコムーネは、コムーネ共同体において行う事務を、これらのうちから選択する。

ア 行政サービスの提供

コムーネ警察、図書館、墓地、スクールバス、公共交通、教育、不動産登記台帳、経済発展政策、統計、道路の維持管理、上下水道など

イ 加盟コムーネの一般管理事務の共同処理

書記（本書第 3 章第 2 節参照）の共同設置、加盟コムーネの職員人事、加盟コムーネの会計処理、ディフェンソーレ（本書第 5 章第 1 節参照）など

³⁷ 人口 5000 人未満のコムーネ（一般に小規模コムーネ〔piccolo comune〕という）は 2003 年 5 月現在 5,828 存在し、これは全体の 72%にあたる(ANCI 資料による)。

第3章 地方行政

第1節 地方選挙制度

第2節 地方公務員制度

第3節 地方行政サービスの供給方式

第4節 地方団体の事務

第1節 地方選挙制度

1 概要

(1) 憲法に定められた原則

憲法第48条に公職選挙に関する一般原則が定められている。

同条第1項で「成年に達した男女全ての国民は選挙権を有する。」とされ、第2項では、本人投票、平等選挙、自由選挙、秘密選挙等の原則が定められている。また、選挙権の行使は国民の義務であると謳われている。その他に、在外選挙区の設置、選挙権の制限について規定されている。

(2) 選挙制度改革

コムーネおよび県における地方選挙は、地方自治法典に基づいて行われている。1993年法律第81号（「地方選挙法」といわれる）の制定により、コムーネおよび県の代表者であるシンダコ（市町村長）および県知事の選出は、直接選挙によって行われるようになった。その内容は、現在の地方自治法典の一部となっている。

州に関しては1999年の憲法改正によって、州知事選挙方法が改正されている。

(3) コムーネおよび県選挙における選挙権・被選挙権

コムーネ（シンダコ、コムーネ議会議員）および県（県知事、県議会議員）の選挙における選挙権・被選挙権の要件は、主に次のとおりである（地方自治法典第55条）。

ア 選挙権

- ・ イタリアの市民権を有すること
- ・ 満18歳に到達していること
- ・ コムーネ区域内に常住する者、すなわち住民として正規登録している者

なお、選挙区域内に居住する欧州連合加盟国国民は、シンダコ、コムーネ議会議員および区議会議員の選挙のみに参加しうる（県知事・県議会議員の選挙には参加できない）〔1996年暫定緊急措置令第197号〕。

イ 被選挙権

- ・ イタリアの市民権を有すること
- ・ 満18歳に到達していること

なお、選挙区域内に居住する欧州連合加盟国国民については、イタリア市民権を有しな

くても、コムーネ議会または区議会の議員に立候補することができる¹（1996 年暫定緊急措置令第 197 号）。

ウ 被選挙権の制限

マフィア組織との提携に関する犯罪、公金横領、公務上の汚職、公務員への贈賄等に関して最終的に有罪の判決を受けた者等、一定の刑法上の犯罪を犯した者は、県知事、シンダコ、県議会議員、コムーネ議会議員および区議会議員の役職に立候補できない（地方自治法典第 58 条）。

また、特定の公職にあること等により、県知事、シンダコ、県議会議員、コムーネ議会議員および区議会議員の被選挙権を有しない者の主な要件については、以下のとおりである（地方自治法典第 60 条他）。

- ・ 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者
- ・ 地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者
- ・ 選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官
- ・ 当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事および県議会議員、シンダコおよびコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者（地方自治法典第 65 条第 2 項）²
- ・ 当該地方団体の職員
- ・ 当該県、コムーネ、または区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者

2 シンダコ（市町村長）およびコムーネ議会議員の選挙

（1）概要

シンダコおよびコムーネ議会議員は、コムーネを単一の選挙区とする直接選挙によって選出される。選挙方法は人口 15,000 人以下のコムーネとそれを超える人口のコムーネによって異なっている。シンダコ選挙は直接選挙であり、議員選挙については比例代表制であるとされているが（地方自治法典第 73 条第 8 項）、第一党（単独党派の場合もあれば複数党派による連立の場合もある）に対して多数派プレミアムを与える規定があり、多くの場合、議会においてはシンダコと会派を同じくする議員による多数派が形成されることになる。

なお、人口 15,000 人以下の選挙区における選挙方法の方が、議会の政党・会派等のグループとシンダコとの間の結びつきが重視されており、選挙後における執行部と議会の関

¹ 欧州連合加盟国は基礎的自治体の長（イタリア語：シンダコ）への被選挙権を自国の国民のみに限ることができる（1994 年欧州指令第 80 号）。

² 例えば、二つの県で県議会議員となることはできないが、県とコムーネとで議員を兼職することは可能である。

係がより安定しているといわれている。

（２）人口 15,000 人以下のコムーネにおける選挙

ア 立候補

シンダコ選挙は普通直接選挙で行われ、コムーネ議会議員選挙は多数派プレミアム制に比例代表を加味した制度で行われている。また、シンダコ選挙とコムーネ議会議員選挙が不可分のものとして行われる。

立候補に際して、議員候補者名簿が提出され、その名簿上には議員候補者団（＝党派）と結びついたシンダコ候補者の氏名が別途記載される。シンダコ候補者は、選出すべき議員定数以下で、その 4 分の 3 以上の人数を記載した候補者名簿と結びついていなければならない（地方自治法典第 71 条第 3 項）。立候補の届出の際に、行政計画（programma amministrativo）が提出され、公開される。

イ 投票

投票用紙には、所属党派（を示すマークで通常党派名が含まれるもの）の隣（もしくは上）に、シンダコ候補者の氏名が印刷されている（図 3－1 参照）。投票者は、支持するシンダコ候補者の氏名に印を付けて投票する（図 3－1 では×印）。名簿すなわち党派は支持するが、シンダコ候補者は支持しないという投票は認められない。シンダコ候補者に一票を投じる者は、自動的に同候補者の属する名簿にも投票することになる。

さらに、自らが投票する名簿上の 1 人の議員候補者の選択を表明するため、所定欄にその候補者の氏名を書く。党派名簿に投票した場合も、その党派が支持するシンダコ候補にも票を投じたときみなされる。すなわち 1 枚の投票用紙で、シンダコ候補者とコムーネ議会議員候補者を 1 人（それによって党派を一つ）ずつ選ぶこととなる。

こうして、シンダコ候補者のうち最も多くの票を獲得した者がシンダコに選出される。

（なお、事例としては稀であるが、上位 2 人の得票数が同数となった場合、2 週間後の日曜日にシンダコについての決選投票を行う。それでも得票数が同数の場合、年齢の高い方が当選する。）

ウ 議席割り当て

議席割り当てについては、当選したシンダコと結びついている名簿に全議席の 3 分の 2 が与えられる（全議席数の 3 分の 2 を四捨五入して決められる）。残りの議席は得票数に比例して、他の名簿にドント式により比例配分される。各名簿は、得票数順位に基づき相応の議席数を得る。例えば、議席数 20 名のコムーネでは、当選したシンダコ候補と結びついている党派に 13 議席、結びついていない党派に 7 議席が割り当てられる。

エ 当選議員の決定

議員は、所属党派もしくは党派グループの議席数および各自の個人得票数の順位に基づいて選出される。各所属党派に割り当てられた議席数に応じて、個人得票数の多い者が順に当選する。個人得票数が同数の場合、名簿における順位の高い方が優先される。各少数党派の第一議席は、各々の党派に結びついているシンダコ候補者に付与される。

図 3-1 人口 15,000 人以下のコムーネにおける投票用紙のイメージ例³

シンダコ候補者名→

~~ROSSO Antonio~~

TROVATO Domenico

LICITRA Emilia

党派のマーク→
(党派名)



Il fiore



La moto



La penna

議員候補者名記載欄
→
(投票者が書き込む)

○ Celeste

○ _____

○ _____

〔例〕 人口 2,000 人のコムーネ（議席数 12 人）で、4 人のシンダコ候補者がそれぞれ単一の党派と結びついて立候補している。

(1) 立候補

各党派はシンダコ候補者の他に 9 人以上 12 人以下の議員候補者を示した名簿を提出する。

(◎はシンダコ候補者、○は議員候補者)

A 党 ◎+○○○○○○○○○○○○○○○○ (12 名の議員候補者)

B 党 ◎+○○○○○○○○○○○○○○○○ (12 名の議員候補者)

C 党 ◎+○○○○○○○○○○○○○○○ (11 名の議員候補者)

D 党 ◎+○○○○○○○○○○○○○ (9 名の議員候補者)

(2) 投票結果

1,500 票の有効投票があり、得票数は以下のとおりであった。

A 党 600 票 B 党 400 票 C 党 300 票 D 党 200 票

→これにより A 党のシンダコ候補者がシンダコに当選する。

(3) 議席配分

A 党に全議席数の 3 分の 2 である 8 議席が割り当てられる。

残りの 4 議席を残りの政党にドント式により配分する。

B 党 2 議席 C 党 1 議席 D 党 1 議席

(○議員当選 [個人得票の順、ただしシンダコ候補◎優先]、×落選)

A 党 ◎+○○○○○○○○○○○○×××× (当選シンダコと議員 8 議席)

B 党 ◎○×××××××××××× (2 議席=落選シンダコ候補+1)

C 党 ◎×××××××××××× (1 議席=落選シンダコ候補のみ)

D 党 ◎×××××××××× (1 議席=落選シンダコ候補のみ)

³ この投票用紙イメージは架空のものであり、シンダコ候補者名および政党のマーク等は、実在の人物・団体とは無関係である。

(3) 人口 15,001 人以上のコムーネにおけるシンダコの選挙

人口 15,001 人以上のコムーネにおけるシンダコの選出は、普通直接選挙によって行われる（地方自治法典第 72 条）。この場合は、シンダコ候補者は当該候補者をシンダコ候補として支持する単一または複数の議員候補者名簿と結びついた形で記載される。

なお有権者は、シンダコ候補者と結合している議員候補者名簿を選択することができるが、シンダコ候補者と結びついていない議員候補者名簿を選択することもできる（図 3-2 参照）。

開票後、過半数を得票した候補者がシンダコに選出される。初回の投票で過半数の得票者がいなかった場合、2 週間後の日曜日に得票数上位 2 者を候補者とする決選投票が行われる。決選投票においては、シンダコ候補者に対してのみ投票し、議員候補者に対する投票は行わない。（なお、第 1 回投票で同数票を得票した候補者が存在するため、上位 2 名の候補者を決定できない場合、そのシンダコ候補者と結びついている単一もしくは複数の議員候補者名簿への投票を比較し、その総得票数が多いシンダコ候補者が決選投票に進出する。決選投票に進んだ 2 候補者はそれぞれ、第 1 回投票の際のグループを維持しつつ、さらに他のグループを加えることができる。）

第 2 回目の投票後、相対多数（二候補者の決選投票であるから、基本的に過半数となる）の有効票を得票した候補者が選出される。（候補者の得票数が同数の場合、そのシンダコ候補者と結びついている単一もしくは複数の議員候補者名簿の 1 回目選挙での得票数を比較して、全体の得票数が多い候補者がシンダコとなる。全体の得票数が同数の場合、年齢の高い候補者が優先される。）

(4) 人口 15,001 人以上のコムーネにおけるコムーネ議会議員の選挙

ア 概要

コムーネ議会議員選挙については、有権者は各党派（単独のこともあれば連立のこともある）に投票し、またその際、自ら選択する議員候補者の名前を所定の欄に書き入れることによって投票する。候補者名簿は選出すべき議員定数以下で、かつその 3 分の 2 以上（その数字が小数点を含む場合には、四捨五入した数）の数を掲載すべきものと定められている（地方自治法典第 73 条）。また立候補の届出の際に、行政計画（programma amministrativo）が提出され、公開される。複数の党派が同一のシンダコ候補者と結びついている場合には、その党派間で同一の行政計画が提出されなければならない。

各名簿への議席割当は、シンダコ当選後、議員候補者名簿への議席割当を定める規定に基づき（地方自治法典第 73 条第 8 項）、基本的にはドント式によって決められる。ある名簿に割り当てられた議席数が同名簿の候補者数を上回る場合、残りの議席は数値の順位に基づき他の名簿に与えられる。

ただし、シンダコを支える安定多数派を議会内に形成するため、所定の場合には、第一党に多数派プレミアムを与える規定がある。その場合には、次のような調整が加えられる。

図 3-2 人口 15,001 人以上のコムーネにおける投票用紙のイメージ例

以下に二つの例をあげる。各投票用紙のイメージは左から順にシンダコ候補者氏名、党派を示すマーク（通常党派名が付される）、コムーネ議会議員候補者の氏名を記載する欄である。

例 1

ROSSO Antonio		<u>Celeste</u>
	Il fiore	
TROVATO Domenico		_____
	La moto	
LICITRA Emilia		_____
	La penna	

例 2

ROSSO Antonio		<u>Celeste</u>
	Il fiore	
TROVATO Domenico		_____
	La moto	
LICITRA Emilia		_____
	La penna	

*有権者は、自らが投票するシンダコ候補者と結びついた党派に投票し、その党派の名簿からコムーネ議会議員を選択することができるが(例 1)、シンダコ候補者と結びついていない党派を選択することもできる(例 2)。

イ 第 1 回の投票でシンダコが当選した場合

当選したシンダコと結びついた単一あるいは連立名簿（以下「第一党」という）が、単純な比例配分では、議席の 60%以上を獲得することにならないが、有効票の 40%以上を得票した場合で、他に有効票の 50%以上を得票した名簿（単一もしくは連立）が存在しない場合（選択したシンダコ候補者と結合していない議員候補者名簿を選択することができるため、当選したシンダコの属さない党派名簿が 50%以上の有効票を獲得する事態が起こりうる）、第一党に全議席数の 60%が割り当てられる（地方自治法典第 73 条第 10 項）。

第一党が有効票の 40%以上を得票していない場合には、全名簿に対してドント式に基づく議席配分が行われる。また、第一党が、コムーネ議会議員議席の 60%以上を獲得している場合にも、ドント式による配分が行われる。これらの場合には、連立してグループを形成している名簿はそれをひとつの単位として配分をうけ、配分を受けた後に、連立していた各々のグループ内で再び議席の配分を行う。

ウ 第 2 回目の投票でシンダコが当選した場合

第 2 回目の投票ではシンダコにしか投票せず、議員への投票は第 1 回目のみである。当選シンダコと結びついている単一あるいは連立名簿が有効票の 60%以上を獲得しておら

ず、別の候補者を支持するグループの名簿（すなわち対立党派の名簿。単一党派のこともあれば、複数党派の連立のこともある）が第1回目の投票時に有効票の50%以上を獲得していない場合、当選したシンダコの所属する単一あるいは連立名簿に全議席数の60%が割り当てられ、残り40%が他党派の間で比例配分される。

〔例〕 人口40,000人（議席数30人）のムーネでA党、B党、C党、D党が立候補し、A党、D党は甲候補者を擁立し、B党、C党はそれぞれ乙候補者、丙候補者を支持している。

（1）立候補

各政党が名簿を提出し、支持するシンダコ候補者を明示する。

A党 甲+○○○○○・・・○○○○○
 B党 乙+○○○○○・・・○○○
 C党 丙+○○○○○・・・○○○
 D党 甲+○○○○○・・・○

→シンダコ候補者と結合している名簿記載の議員候補者は20名以上30名以下である。

（2）投票結果（有効投票数 30,000 票）

甲候補 16,000 票 乙候補 12,000 票 丙候補 2,000 票
 A党 11,000 票 B党 12,000 票 C党 4,000 票 D党 3,000 票
 （C党支持者の票2,000票が、甲候補者に流れた）
 →過半数を獲得した甲候補者がシンダコに当選する。

（3）議席配分

A党とD党の合計得票数は14,000票であるが、ドント式で配分すると14議席しか獲得することにならない。そのままでは、総議席数の60%（18議席）を有しないこととなるが、両党の得票数は総有効投票数の40%（12,000票）を超えている。またB党、C党いずれも有効投票数の50%以上を獲得していない。

従ってA党とD党に全議席の60%、すなわち18議席が割り当てられ、残りの12議席がB党、C党に割り当てられる。

A党 甲+○○○○○ ○○○○○ ○○○・・・ ××××××× （13議席）
 B党 乙○○○○○ ○○○○× ××××× （9議席）
 C党 丙○○×× ×××..... ××××× （3議席）
 D党 甲+○○○○○ ×××..... ×× （5議席）

〔例〕 議席数 20 人のコムーネで、甲、乙、丙 3 人のシンダコ候補者が立候補した。甲候補者は A 党、B 党、C 党、D 党の 4 党派、乙候補者は E 党、F 党、G 党、H 党、I 党、J 党の 6 つの党派と結合している。丙候補者は K 党のみの党派と結合している。

(1) 立候補

各党派がコムーネ議会議員名簿を提出し、支持するシンダコ候補者を明示する。なお、各党派の名簿に記載される議員候補者数は 13 人以上 20 人以下である。

(2) シンダコ候補者に対する投票結果（総有効投票数 16,000 票）

甲候補 7,400 票 乙候補 8,100 票 丙候補 500 票

→過半数を獲得した乙候補者がシンダコに当選する。

(3) 政党別得票数

甲候補者を支持する 4 つの政党は 5,600 票を獲得し、乙候補者と結びついた 6 つの政党は 9,400 票を獲得、丙候補者と結びついた政党は 500 票を獲得した（残りの 500 票は無効票）。ドント式で全議席の配分を行うと、以下のようになる。

	÷ 1	÷ 2		÷ 7	÷ 8		÷ 12	÷ 13
E, F, G, H, I, J	①9,400	③4,700		⑫1342	⑭1075		⑰783	⑳723
A, B, C, D	②5,600	⑤2,800		⑬800	700			
K	500							

これにより E 党、F 党、G 党、H 党、I 党、J 党に 13 議席、A 党、B 党、C 党、D 党に 7 議席が割り当てられる。シンダコに当選した候補者を支持するグループが全体の議席の 60%以上（12 議席）を得ているため、プレミアムの配分は行われない。

各党派グループ内での配分は再びドント式で行われるが、A 党、B 党、C 党、D 党グループ全体の獲得議席のうち 1 議席は、甲候補者に与えられる。

*上記については、2000 年のアリアノ・イルピノ市の選挙事例を参考にした。

3 県知事および県議会議員の選挙

1993 年の地方選挙法改正により、従来は県議会議員の中から互選（間接公選）で選出されていた県知事は、直接選挙されるようになった。県知事選挙は県を単一の選挙区として行われるが、県議会議員については、県をいくつかに区分した選挙区に基づいて行う。選挙区ごとに議員候補者の名簿が作られる。県知事候補者は、各選挙区において議員候補者名簿（通常これが党派に合致する）のうち少なくとも一つと結びついている。

有権者は、県知事候補者の中から 1 名、そしてそれと結合している県議会議員候補者名簿の中から 1 名を選択し投票できる。議員候補者のみに投票された場合は、その候補者と関係する県知事候補者との両方において有効とされる。

図 3-3 ジェノヴァ県 2002 年県知事・県議会議員選挙で用いられた投票用紙（一部）

(A) (B) (C)

Mariachiara MALAGOLI CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Pasquale ROMEO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Andrea PROTO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Andrea PESCHINO CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Marco FALLABRINI CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Giacomo BERTONE CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO
Cesime SURACE CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA		Nome CANDIDATO

- (A) 一番左側が県知事候補者名である。印をつけて投票する。
- (B) 真ん中の丸いマークが各党派のマークで、通常は党派名が含まれている。
- (C) 一番右側に、支持する県議会議員候補者名を書き入れて投票する。

* 巻末に投票用紙全ページを掲載する。

有効票の過半数を得た県知事候補者が当選するが、過半数を得票した候補者がいない場合、上位 2 名の間で、第 1 回の投票日から 2 週間後の日曜日に決選投票が行われる。決選投票に進んだ 2 候補者はそれぞれ、第 1 回投票の際のグループを維持しつつ、さらに他のグループを加えることができる。有権者は県知事候補者のみを選択し、選挙の結果、多数（すなわち過半数）を得票した者が当選する。

県議会議員の選出は、県知事選挙と結合して実施される。当選した知事候補者と結合するグループが 60% 以上の票を獲得した場合には、ドント式による議席配分が行われ、60% に満たない場合には、県知事当選者のグループが 60% を獲得し、残りの議席がドント式によって他のグループに配分される。

例に挙げている 2002 年ジェノヴァ県県知事・県議会議員選挙では、10 人の県知事候補者が立候補した。6 名の候補者は単独の名簿と結びついているが、2 つの名簿と結びついた候補者が 2 名おり、さらに Roberto BAGNASCO 氏は 4 つの党派、Alessandro Giovanni REPETTO 氏は 10 の党派と結びついている（巻末資料参照）。選挙の結果、REPETTO 氏および同氏を支持する党派グループが、1 回目で全体の 56.32% を得票し、同氏が県知事に当選した。

4 州知事および州議会議員の選挙

(1) 1999 年の憲法改正

1999 年の憲法的法律第 1 号により、州の選挙に関する憲法上の規定が修正された。それ以前は、普通州においては、州議会選挙制度が「共和国法」に基づいて規定されるものと定められていた⁴。現在では、憲法改正以前に比べ、州選挙に関する州の自治権が拡大された。現行憲法の条項によれば、州知事および州議会議員の選挙制度、兼職禁止等については、国の法律で定める基本原則の範囲内において州の定める法律で規定する。また、国の法律が州知事、州議会議員の任期について定めるとされている（憲法第 122 条）。

こうして、従来からの特別州と同様に、普通州も独自の州法律により選挙制度を規定できる旨が憲法上公認された。ただし、現在のところ、各州において独自の選挙法は作られてはいない模様である。なお、州の選挙に関する基本的な事項が、各州憲章に記載されている場合がある。

(2) 選挙権・被選挙権

州議会選挙の有権者は、その州の区域内に居住し、選挙開始日以前に 18 歳の誕生日を迎え、選挙権を剥奪されていないイタリア国民である。

州議会議員の被選挙権資格は、有権者としての資格を備えること等である。

ア 以下の者は有権者から除外される。

(ア) 破産の宣告を受けた者で、宣告から 5 年以内（破産存続期間）

(イ) 公安特別監視措置の下にある者

イ 以下の者は一般に被選挙資格を持たない。

(ア) 公務員のうち一定の警察関係者および各省庁の一定の地位にある者および裁判官、軍隊の将校など（兼職禁止規定）

(イ) マフィア関係者、および公務上の汚職、公金横領、贈収賄など、公務に就く者として特にふさわしくない犯罪により刑事罰を受けた場合

ウ 州の区域内において、シンダコ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者は、州議会議員に立候補できない（地方自治法典第 65 条第 1 項）。

(3) 現行の選挙制度

ア 投票

有権者は、各党派が提出する各県選挙区候補者名簿（「県名簿」）、および全州選挙区候補者名簿（「州名簿」）に投票する。

⁴ 「選挙に係る案件は国の法律に従う」とする州選挙に関する従前の規定は、普通州のみを対象としており、特別州については選挙の関連規定の制定は州法律に委任されていると見なされていた。

図 3-4 州選挙投票用紙のイメージ例

Figura 1 **Modello della parte interna della scheda di votazione**
Per l'elezione del Consiglio regionale delle regioni a statuto normale

DL 50/1995, art. 2
TABELLA < A >

Lista Provinciale 1 voto di preferenza	NOME E COGNOME del capolista regionale	Lista Regionale collegata 1	Lista Provinciale 7 voto di preferenza	NOME E COGNOME del capolista regionale	Lista Regionale collegata 7	Lista Regionale collegata 8	
Lista Provinciale 2 voto di preferenza	NOME E COGNOME del capolista regionale	Lista Regionale collegata 2	Lista Regionale collegata 3		Lista Provinciale 8 voto di preferenza	Lista Regionale collegata 9	Lista Regionale collegata 10
Lista Provinciale 3 voto di preferenza		Lista Provinciale 9 voto di preferenza	Lista Regionale collegata 11		Lista Regionale collegata 12		
Lista Provinciale 4 voto di preferenza	NOME E COGNOME del capolista regionale	Lista Regionale collegata A	Lista Provinciale 10 voto di preferenza		Lista Provinciale 11 voto di preferenza		
Lista Provinciale 5 voto di preferenza		Lista Provinciale 12 voto di preferenza					
Lista Provinciale 6 voto di preferenza							

図3-4に投票用紙のイメージ図をあげる。ここでは、番号1から番号12までが党派名を示す（以下党派名をいうときはこの番号を指して「党派1」、「党派2」等という）。上記の投票用紙において、縦に1から6、および7から12に並ぶ部分は、その県選挙区での議員候補者名簿を示す。有権者は支持する県候補者名簿に印をつけたうえで、すぐ右の「voto di preferenza（支持〔する候補者への〕投票）」の部分に自ら選択する特定の候補者の名前を記入する。中央列の「NOME E COGNOME（氏名）」には、全州選挙区候補者と結びついた州知事候補者の氏名が印刷されており、有権者は印をつけて投票する。また、その右側の全州選挙区候補者名簿の中から自らの支持する名簿を選択する。

図3-4の例においては、4つの党派グループがあり、4人の州知事候補者が立候補している。「党派1」は単独で州知事候補者を支持し、他の党派と連立していない。その他の党派は全て連立し、3つのグループが形成されている（「党派2」と「党派3」、「党派4」と「党派5」と「党派6」など）。投票用紙左下の部分は「党派4」、「党派5」、「党派6」の3党派が、全州選挙区では共通の州候補者名簿Aを提出している。他の党派は、県選挙区においても全州選挙区においても各党派独自の名簿を作成している。

イ 州知事の直接選挙

1999年の憲法的法律第1号により、それまで州議会議員の互選によって選出されていた州知事は、直接選挙で選出されることとなった（憲法第122条）。これにより、州知事候補

者は、全州選挙区（後述）における単一もしくは連立党派と結びつき、最高の得票数を獲得した候補者が州知事に当選することとなった。

州知事は州議会に所属し、州知事となった候補者が所属する選挙区については、当該選挙区の議員議席が一つ増加する。

〔例〕 2000 年エミリア＝ロマーニャ州選挙

19 の政党が立候補し、それらが 4 つのグループに分かれている。各グループは州レベルでの候補者名簿を支持し、例えば PER L'EMILIA ROMAGNA（エミリア＝ロマーニャのために）はフォルツァ・イタリア、国民同盟等をはじめ 8 の政党から形成される党派連合であり、GABRIELE 氏を州知事候補者として掲げた。

ウ 県選挙区と全州選挙区

（ア）概要

州の選挙制度は現在のところ、1967 年法律第 17 号および 1995 年法律第 43 号等の州の選挙に関する国の法律の定めによっており、多数派プレミアム制に比例代表制を加味した選挙制度となっている。県選挙区と単一の全州選挙区に分けて行われる。

定数の約 8 割にあたる議席数が、県を単位とする選挙区（「県選挙区」）における名簿（「県名簿」）に基づいて比例配分される（1995 年法律第 43 号第 3 条第 1 項）。

残る約 2 割の議席に関しては、州全域をひとつの選挙区とし（「全州選挙区」）、候補者名簿（「州名簿」）が各党派もしくは各党派（連立）グループから提出される。議席配分については、全体で最多数を得票した州名簿を決定し、比例代表制に基づき各県選挙区で配分された全体の 5 分の 4 の議席において第一党が獲得した議席数を確認して、それに応じて配分を決定する（後述）。

（イ）県選挙区での議席数の配分

県選挙区には全体の約 8 割の議席が割り当てられる。各県の配分議席数は、県の人口に比例して決められる。

〔例〕 エミリア＝ロマーニャ州は 8 つの県からなるため、州選挙の県選挙区は 8 つである。県選挙区に割り当てられる議席数は合計 40 であるが、最も人口の多いボローニャ県では議席数は 9、最も人口の少ないパルマ県では 1 である。

県選挙区の議席の配分については、各県の選挙委員会で行われる配分と、州の選挙委員会で行われる配分に分けられる。

a 県選挙委員会による配分

各県の選挙委員会では、県選挙区での各党派が提出した各県候補者名簿が獲得した有効得票数を計算する。各候補者名簿による得票数に従い、議席の配分を行う。当選者数の決定に当たっては、当該選挙区における全ての県名簿の総得票数を自県に割り当てられる議席数プラス 1 で割って得られた数値の小数点以下を切り捨てた数値（「当選基数」）を用いる。各名簿の得票数を当選基数で割り、その商が同名簿への県選挙委員会による配分議席とな

る。

〔例〕 2000 年エミリア＝ロマーニャ州における州議会選挙では⁵、モデナ県選挙区においては、383,975 票の有効投票があった。当該選挙区に割り当てられた議席数は 6 であり、当選基数は 54,853 になる。156,289 票を獲得した左翼民主党は 2 議席を獲得し、73,262 票を獲得したフォルツァ・イタリアは 1 議席を獲得した。

各名簿の残りの得票数（残存得票数）および割当てられなかった議席数を算出する。残りの得票数には、当選基数に達しなかった名簿の得票数、および同基数には達しながら候補者数不足のため残った分も考慮される。

県選挙委員会は、県選挙区における当選基数、配分されずに残った議席数のほか、各名簿での登録候補者数、得票数、配分された議席数、残った得票数を州の選挙委員会に報告する。また、各州候補者名簿の県内における得票数も報告する。

〔例〕 上記のエミリア＝ロマーニャ州、モデナ県選挙区では、残存得票数は、全有効投票数から、当選基数（54,853）×既配分議席数（3）の積（164,559）を引いた 219,416 票となる。残存議席数は 3 議席である。

b 州選挙委員会による配分

州選挙委員会は、県選挙区の議席定数のうち、上記の方法で配分されなかった議席を、党派ごとの得票数に応じて配分する。

（ウ）全州選挙区での議席配分

州選挙委員会は、全州選挙区での投票結果集計に関する事務も行う。まず、最多の得票をした州知事候補者が州知事に当選する。

当選した州知事と結びついた名簿（「第一党」、単独のこともあれば連立のこともある）が県選挙区において獲得した議席数に従って、以下のように、全州選挙区から選出する 20%の議席の配分が決定される。なお、全州選挙区と県選挙区の両方に立候補した者については、双方に当選した場合の調整規定がおかれている。

a 第一党の県選挙区における獲得議席が過半数の場合

第一党の当選議席が全議席定数の半数以上の場合、州名簿に基づき、さらに全議席定数の 10 分の 1 がその党から選出される。残る 10 分の 1 は、一定のルールにより、州知事となった候補者を支持しないグループ間で配分される。

b 第一党が県選挙区において過半数を得られていなかった場合

20%分の議席は全て、この第一党名簿に割り当てられる。

⁵ 選挙結果についていくつかの資料が存在するが、ここではエミリア＝ロマーニャ州ホームページによるものを用いる。

さらにこの後、安定多数を保つための以下の措置が講じられる。

(a) 全州選挙区での第一党の得票数が有効票の 40%以下であった場合

州名簿およびそれと結合する県名簿（単独もしくは連立）に配分された議席数が州議会議席の 55%以上であるか否かを確認する。55%に満たない場合には、州および県で配分された議席はそのままとし、第一党の州名簿に対して付加議席（議員総定数はその分増加する）を与え、州議会で 55%以上の議席を獲得させる。

(b) 全州選挙区での第一党の得票数が有効票の 40%を超える場合

第一党の得票数が有効票の 40%を超える場合で、かつ獲得した議席数が全体の 60%以下であった場合、60%を占めるまで付加議席を追加する（1995 年法律第 43 号第 3 条）。

〔例〕 2000 年全国州選挙

アブルッツォ州、カラブリア州においてそれぞれ付加議席の配分が行われ、本来 40 議席である両州において、それぞれ定員を超える 43 人の州議会議員がいる。

第 2 節 地方公務員制度

1 職員任用

(1) 職員任用の地方分権化原則

1999 年の法整備により、地方団体の人事管理は中央省庁から分離され、ほぼ全面的に地方団体へ移管された（1999 年法律第 265 号第 13 条ほか）。同法に基づき、コムーネ、県その他の地方団体は、自らの組織を質・量の両面で変更でき、自らの憲章、条例および予算の範囲内で、その事務に見合う人員の編成・管理を行う権限を有している。

行政組織および事務分担に関する一般的基準を定める権限は、地方団体の議会に付与されている（地方自治法典第 42 条）。また、地方団体は条例によって、管理職の登用、各部・課の事務、構成人員などについて定めなければならない。

近年、公務員⁶の労働関係の改革が段階的に行われており（2001 年委任立法令第 165 号ほか）、民法や企業における雇用関係を定める法律に従う部分が増えている。その詳細については、公法上の法人格と自律性、独自の会計を有する組織である ALAN⁷と公務員労組等の間で締結された全国団体労働契約（Contratto Collettivo Nazionale di Lavoro : CCNL）に基づいている。その範囲内で、各地方団体が任用方法、任用条件、選抜手続きなどを定める。ただし、一定の幹部職員（地方団体の事務総長、書記など）等は、検察、軍人、外交官とともに全国団体労働契約から除外される。

なお、1999 年 12 月末現在の公務員数は 3,376,736 名、うち国家公務員は 1,813,072 名

⁶ 事務総長および書記に関しては市長との契約に基づくこととなる（後述）。

⁷ Agenzia per la rappresentanza negoziale della pubblica amministrazione（公行政代表交渉委員会）

であり、地方公務員（州も含む）は1,506,418名、その他政府関係機関に勤める者が57,246名である⁸。

（２）職員の任用

地方公務員任用の原則として、機会の平等、効率的かつ迅速な手続き、男女平等、中央政府からの独立（以前は、地方団体の職員任用について中央政府が関与していた。）等が謳われている。また職員任用に関する各地方団体の委員会は、任用に係る専門知識を有する管理職、学識経験者、部外者によって構成される。

職員任用の条件は以下のように定められている（1994年大統領令第487号第2条）

- ・ イタリア国籍を有すること（一部の職については、欧州連合加盟国に属する一定の者を含む）
- ・ 年齢18歳以上（各地方団体が年齢の上限を定めた場合を除き、上限はない）
- ・ 選挙権を有すること（選挙権を剥奪された者、過去に公務員であった者が免職された場合は対象から除外される）
- ・ 健康面で問題がないこと（地方団体は志願者に健康診断を課す義務を負う）
- ・ 一定の学歴を有すること（例えば、カテゴリーD〔後述〕の一部では大卒であることが条件）

等である

任用が決定した職員は、一定の試験任用期間（原則として6ヶ月、初級職員の場合は2ヶ月）を経た上で、正式な職員となることができる。任用が確定した場合、この試験任用期間は正規の勤続年数として算定される。

（３）多様な雇用形態

地方団体における職員については、一般に週36時間の勤務とされているが、以下のように様々な雇用形態が定められている（2000年委任立法令第165号第36条）。現在では、地方団体における期限付き雇用およびパートタイム雇用も認められている（地方自治法典第92条第1項）。

ア 期限付き雇用

フルタイム、パートタイムの区別なく、以下の場合、期限付き雇用が適用される。

- ・ 妊娠・出産のため不在の職員の代替
- ・ 一定期間職場を離れることが許される職員（組合活動等）の代替
- ・ 事務が集中するため臨時に職員が必要になる場合（9ヶ月を限度）、または何らかの事務事業を実施するに当たり、内部職員のみによる対応が困難な場合（12ヶ月を限度）
- ・ 空席のポストが存在し、正規職員の募集手続きが行われており、正規職員が決定するまでの間（8ヶ月を限度）

⁸ 「Statistiche delle Amministrazioni pubbliche 1999」, p.38 ISTAT

これらの雇用関係は、契約期限が満期になると同時に、予告なく自動的に解消される。代替された正規職員が復帰した場合、満期を待たずに解消される。また、期限付き雇用の職員について、雇用期限を延長する必要がある場合、代替された正規職員の同意の下、例外的に一回に限り更新されうる。

イ パートタイム契約

地方団体のあらゆる職員に関して、その資格、職種に関係なく、管理職を含む全てのポストについて、パートタイム契約を適用することができる。職員がフルタイムからパートタイムへの変更を申請した場合、変更は当該日から 60 日以内に行われる。当該職員は、自営業者あるいは被用者として他に労働することを予定する場合、これを明示しなければならない。

このフルタイムからパートタイムに移行する職員の数は、原則として各課に付きフルタイム職員全体の 25%以下とされている。

ウ その他

勤務の合理化および経費節約の目的で、地方団体における職場外勤務方式（いわゆる在宅勤務）が認められている（1998 年法律第 191 号）。職場外勤務とは「職場以外で適当とみなされる全ての場所において、職場と職務遂行のための通信が可能な情報処理ならびに通信技術を備えた機器を主要手段として公務員が行う勤務」と定義される。

また地方団体は、一定の枠組みの中で職業教育雇用契約を締結することができる。職業教育雇用契約が正規の契約に変更された場合、職業教育雇用契約に基づく勤務期間は勤続年数として算入される。

2 職員の等級

（1）職員の等級

地方団体の職員は A, B, C, D の 4 つのカテゴリーに分類される。

カテゴリー A の職員は一般事務の知識を必要とし、単純作業ではない活動を行う。カテゴリー B の職員は専門知識を必要とし、より広範な事務事業に部分的責任を持つ。カテゴリー C、D の職員は、いわゆる管理職である。

例えば、ある地方団体では、事務補助の職員がカテゴリー A、事務吏員、技術吏員がカテゴリー B、課長がカテゴリー C、部長がカテゴリー D となる。

（2）幹部職員

地方団体の幹部職員の権限および身分については地方自治法典が規定している。原則として幹部職員とは、各部課の長を指す。その権限は、各地方団体の憲章もしくは条例に基づいて決定されており、総務、財務、人事、契約事務、その他高度な知識・技術を要する専門的な事務を担い、その部門の責任者となる。

シンダコ、県知事、理事会などによる指示が遵守されない場合、これらの職にある者は辞職しなければならない。

3 事務総長 (direttore generale)

15,000 人以上の人口を持つ地方団体のシンダコあるいは県知事は、理事会の議決を経て事務総長を任命することができる（地方自治法典第 108 条）⁹。事務総長は任命権者の協力者として事務組織との間を調整する役割を担い、シンダコあるいは県知事の指示に基づいてその委任の範囲内で事務を行う。地方団体の経営管理、計画立案、調整、事務の監督などを行い、予算配分の基礎となる事業執行計画（piano esecutivo di gestione）を理事会に提案し（地方自治法典第 169 条）、また事業計画の原案を作成する（地方自治法典第 197 条）。

地方団体の運営を管理・監督する上で、事務総長は事務方の長として、他の管理職に付与された事務が自らに関わりを持つ場合、その活動を全面的に管理、調整する。但し、書記（下記 4）に対しては、この上下関係は原則として存在しない。

事務総長の資格要件について法律は特に定めておらず、各地方団体の定めるところによる。また事務総長は理事会の議決を経て、シンダコまたは県知事によって解任されうる。事務総長の任期は、任命したシンダコまたは県知事のそれ（5 年）と同じであり、シンダコまたは県知事の任期終了とともに自動的に任期を終える。ただし、同じシンダコが再選された場合には、事務総長が再任されることがある。

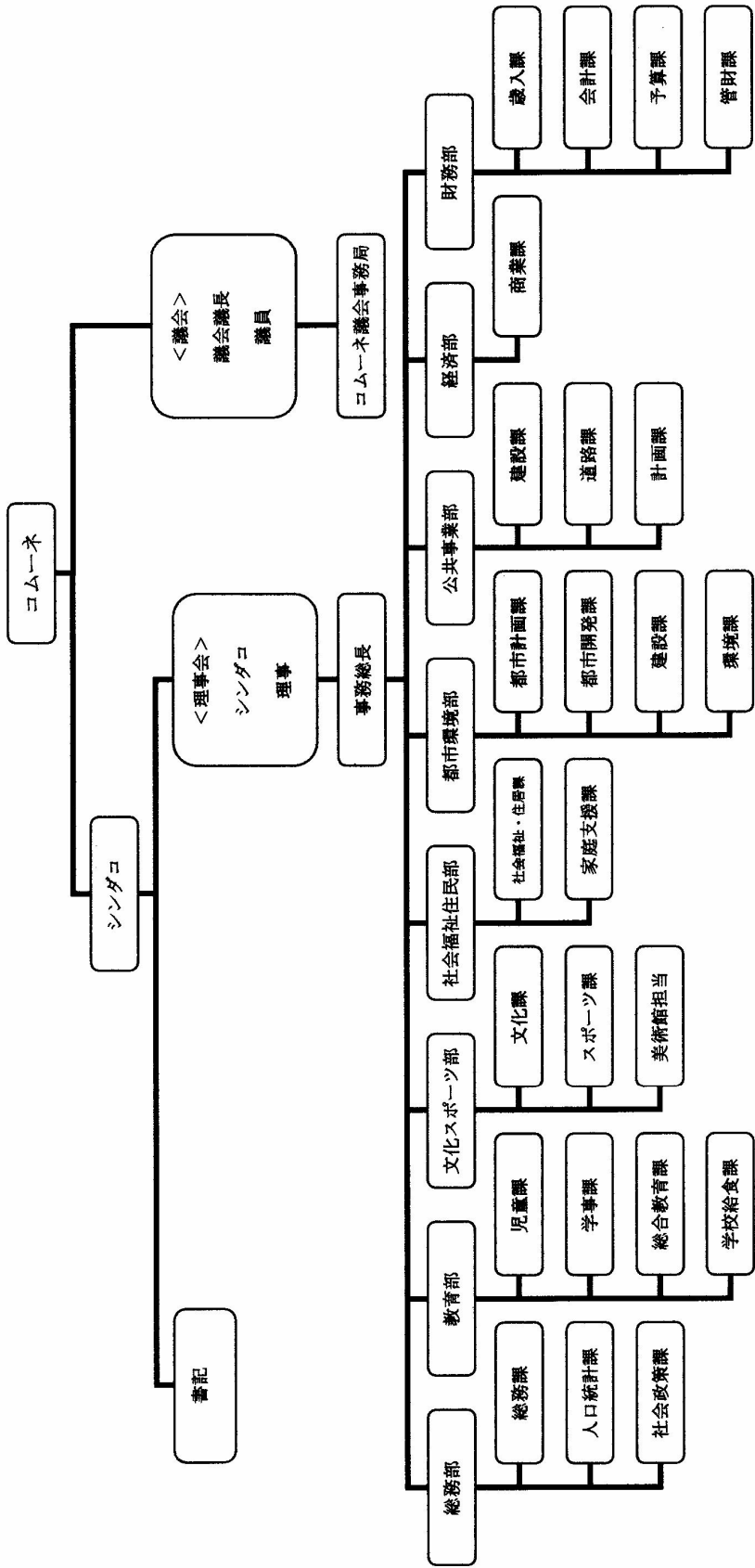
人口 15,000 人以下のムーネについては、（人口の合計が 15,000 人に達する限り）複数の地方団体で協約を締結し、「共同」事務総長の職を設けることができる。この場合、事務総長は関係ムーネ間における事務を調整、統一しつつ行政運営を行うことが求められる。また共同事務総長も含め、事務総長が指名されていない場合、シンダコまたは県知事は事務総長の事務を書記に委任することもできる。

4 書記 (segretario)

書記は、県知事またはシンダコによって任命される。書記は、ムーネおよび県に置かれ、議会および理事会に対して助言・補助を行うとともに、議会・理事会の議事録を作成し、また地方団体が関与する契約書を作成する。その他に、地方団体の憲章および条例等により付与された事務、シンダコまたは県知事から委任された事務の全てを行う。小規模ムーネにおいては事務総長の職務を行うこともある。

書記については専門の養成課程があり、試験に合格した後に専門教育を受け、資格を取得した後に、特定の州の全国書記名簿（albo nazionale dei segretari comunali e provinciali）に登載される。その身分はこの機関に属することとなる。この名簿の管理は

⁹ 1997 年法律第 127 号によって導入された。米国の city manager をモデルにしたともいわれている。

5-3


内務省の監視を受ける独立機関（Agenzia¹⁰）によって行なわれ、同機関は書記養成学校の管理運営も行う。この機関の主要な事項の決定は、イタリア全国コムーネ協会（ANCI）から指名されたシンダコ、イタリア県連合会（UPI）から指名された県知事、および一定の方法で選ばれた3人の書記等で形成される運営理事会（consiglio di amministrazione）でなされる。

書記の任期は任命したシンダコまたは県知事のそれ（5年）と同じであり、シンダコおよび県知事の任期終了とともに自動的に任期を終え、再び任用候補者の名簿に登載されることになる。

第3節 地方行政サービスの供給方式

1 給付行政の供給方式

地方団体は各々の権限の範囲内で、社会的目的を実現し、地域経済ならびに社会の発展に資する財およびサービスを生み出すために公役務（servizi pubblici）の給付を実施する（地方自治法典第112条）。

直営以外にも委託管理など様々な方式が規定されており、これにより特に小規模の地方団体でも多様な公役務を提供することが可能になっている。

（1）公営企業・公社

公共交通、ごみ処理、上下水道、電気・ガスの供給などにあたって、主に平均以上の規模の地方団体がこうした方式を採用している。

（2）民間委託

小規模な地方団体で実施している。

（3）株式の保有（混合資本会社）

空港、展示ホール、高速道路などの建設および運営管理に当たって、公共、民間が株式を共同で保有する方式である。

2 公営企業（istituzione）および公社（azienda speciale）

公営企業は、経営管理上の自治権を与えられた、地方団体の公役務提供の一方式（独自の法人格はない）である（地方自治法典第114条）。公社は、地方団体（県もしくはコムーネ）議会の承認により設立される法人格、自律性、固有の地位を持つ団体である。

公営企業および公社の内部組織には、理事会（consiglio di amministrazione）、理事長（presidente）、事務局長（direttore）等がおかれる。その指名と解任の方法は地方団体

¹⁰ 正式名称は Agenzia autonoma per la gestione dell'albo dei segretari comunali e provinciali（コムーネ・県書記名簿管理自治機関）である。

の憲章で定められる。

その活動は実効性、効率性、経済性等の基準に一致しなければならず、補助金等による公的負担も含めて費用と収益の均衡を追求することが義務付けられる。地方団体は出資金を供与し、目的および営業方針を決定し、事業成果の確認等を行う。

3 民間委託

民間委託によって、公営企業や公社等の方式よりも、柔軟かつ迅速に役務を提供することができると考えられている。従前から小規模な地方団体において行われていたが、近年の法改正により¹¹、民間委託に関する条項は再整備された。

民間委託の条件は、技術力、経済性、社会的有用性¹²の観点から判断される（地方自治法典第 113 条の 2 第 4 項）。すなわち、私企業のみがその役務を行うに当たって必要な技術を有している場合（技術力）、委託することにより費用が少なくなる場合（経済性）、特殊な役務であり断続的にしか必要とされない場合（社会的有用性が比較的少ない）に可能であるとされている。委託契約に当たっては、競争入札等の公平正大な方法で、委託先の選定を行わなければならない。

4 公社の株式会社化（混合会社）

（1）概要

地方団体は一定の手続きのもとに公社を株式会社化することができる。新会社（混合会社：società misto）は公社の全ての義務と権利を承継し、地方団体が全株式を保有できるのは 2 年間に限られ、当初資本金は公社の設立出資金を越える額でなければならない。また、地方団体もしくは公社からの新会社への財産の譲与については、国税および州税は課されない等の規定がある（地方自治法典第 115 条）。通常、地方団体が株式の半数以上を所持する。

（2）地方団体が少数株主である場合

新会社の株式の過半数を地方団体が有しなくてよいとされるのは、経済発展に必要な事業、都市基盤整備に関する事業その他公益に関する事業で、他の公的団体に属さず産業的重要性が比較的低いとみなされる事業に関する場合である（地方自治法典第 116 条）。このような会社の設置・運営は地方自治法典の他、特別法¹³に従って行われる。

なお、1996 年大統領令第 533 条においては、以下のように規定されている。

- ・ 当該公社が公役務および関連する付帯事業の実施に従事すること

¹¹ 2001 年法律第 448 号

¹² 正確には「社会的有用性」が比較的少ないことである。

¹³ 1995 年法律第 95 号、1995 年委任立法令第 26 号

- ・ 地方団体の参加が全資本の5分の1を下回らないこと
- ・ 資本が10億リラ（＝516,457ユーロ）を下回らないこと
- ・ 州および他の行政主体、混合会社の参加を妨げないこと

5 その他

（1）料金の決定

地方団体は、投資、提供するサービスの経済性および収支均衡等の保障という観点から、公役務の料金を承認する（地方自治法典第117条）。料金の計算に当たっては、債務の償還も含んでの収支均衡などが考慮される。

（2）都市開発公社（società per la trasformazione urbanistica）

コムーネおよび大都市は（場合により県および州も参加することができる）、都市への投資および都市開発を計画し実現させるための機関（株式会社形態）、すなわち「都市開発公社」を設立することができる（地方自治法典第120条）。同公社はコムーネ議会の承認に従って、収用手続き等により土地の取得を進め、その地域開発および商業振興等を促進する。地方団体は自らの土地を同公社に対して譲渡することができる。

（3）地方団体による債務保証

地方団体は、議会の審議を経て、公社、事務組合など他の団体の債務保証を行うことができる（地方自治法典第207条）。

債務保証を行うことができる場合については、「地方団体によって計画が承認され、かつ地方団体の要求に応じて、必要な施設を利用する可能性がある等の借用目的に関する定めが締結された場合」などをはじめとするいくつかの条件が規定されている。

第4節 地方団体の事務

1 概要

1970年代に国から地方への事務の移譲を規定した法律が制定された（1975年法律第382号、1977年大統領令第616号）。これは、当時の憲法第117条に従って、特に普通州に対して国の行政事務を移譲するものであった。

1990年代後半に行われた、1997年法律第59号を始めとする一連のいわゆる「バッサニーニ法」による改革は、地方分権化という趣旨に沿って、州、県およびコムーネに、より広範で一般的な権限を与えるものであった。同法に続く1998年委任立法令第112号および1999年委任立法令第443号によって、国から州および地方団体への権限の移譲が具

体的に規定され、また同法には国、州、地方団体間の事務配分が全般的に規定されている。

地方団体に対する行政事務の再配分が行われた分野は、経済発展および産業活動、国土・環境および都市基盤、個人や近隣共同体に対する各種サービスに関する事務などである。また、州および地方団体の事務は、州および地方団体の固有の権限に基づいて行われるものと、特にコムーネの場合、法律によって、その長であるシンダコが国の機関として行う事務がある¹⁴。

以下、州および地方団体の事務について、主としてコムーネを例として概説する。

2 戸籍事務

(1) 概要

コムーネは、1ヶ所以上の戸籍事務所 (*ufficio dello stato civile*) を設けなければならないとされている (2000 年大統領令第 396 号)。

戸籍事務は国の権限に属し、シンダコが国の機関として法律の定めにより執行する。県地方長官の監督に服し、少なくとも年1回の監査が行われる。戸籍事務は区長 (本書第2章第2節参照)、または地区 (*quartieri*) もしくはフラジオーネ (本書第2章第2節参照) に関する事務を行うコムーネ議会議員、コムーネ書記等に委任することもできる。

(2) 戸籍事務所

戸籍事務所は以下の事務を行う。

- ① 戸籍に関する文書の作成、保存、更新
- ② 要求のあった公的機関に対する証明書の送付
- ③ 各種証明書の交付
- ④ 公的機関の要請に応じて行う、その内容が真正であるかの確認

(3) 戸籍証書 (*atto di stato civile*)

戸籍証書には、出生地、出生年月日および時刻などが記載される。戸籍証書は戸籍事務所において発行される。

3 住民登録事務および統計 (*servizi anagrafici e statistici*)

(1) 概要

住民登録は住民の居所と家族構成、またコムーネの人口動態を把握するためのものである。

シンダコは国の機関たる住民登録官 (*ufficiale dell'anagrafe*) として、県地方長官、間

¹⁴ イタリアでは基礎的自治体であるコムーネの規模が小さいため、必ずしも以下に述べる事務全てを各コムーネが行っているわけではない。

接的には内務省および中央統計庁 (istituto centrale di statistica) の監督に服する。住民登録官は、コムーネの居住者の住民登録に必要な措置を執り、申請内容の住民登録への正確な記載に責任を負い、必要に応じて登録内容の真偽を確認し、登録義務のある者に対する通知等により、登録内容の正確さを保たなければならない。

(2) 住民票

住民票には個人票 (schede individuali)、家族票 (schede di famiglia)、同居人票 (schede di convivenza) の3種類があり、個人票には、生年月日、出生地 (コムーネ)、性別、職業、現住所等が記載される。

また 15 歳に達した者には、シンダコが身分証明書 (la carta d'identità) を交付する。これは、欧州連合圏内における在留資格証明ともなる。

4 兵役および徴兵に関する事務 (leva e servizio militare attribuzioni del comune)

(1) 憲法上の規定

憲法第 52 条の兵役に関する規定¹⁵は、いかなる場合においても兵役に従事しなければならない義務ではないが、憲法第 78 条にいう戦争状態、もしくはイタリアが直接関係する重大な国際的危機の場合に、祖国の防衛に協力する義務であると解されている。

18 歳から 26 歳までの青年は、兵役に従事するか、それとも文化遺産の保護等の歴史、芸術、文化に関する活動に従事するかを選択することができる。

(2) コムーネにおける事務

防衛と軍隊は国の事務とされているが、シンダコは国の機関として兵役および徴兵に関する事務を行う。シンダコは、毎年 1 月 1 日に、コムーネの徴兵リスト (liste di leva) に登録する義務を、その年に 18 歳になる若者に対して通知し、保護者に対しても登録を行わせる義務を通知する。シンダコは、この通知を遺漏なく行うために、戸籍等の文書に基づいて通知のためのリストを作成する。また、登録した者を行政掲示板 (albo pretorio) に同年の 2 月 1 日から 2 月 15 日まで掲載する。

また、現在兵役に従事している者の名簿 (ruoli matricolari) を管理し、徴兵リストおよび入隊、軍籍、居所に関する報告および除隊に関する情報等によって更新する。またその他に徴兵検査招集の公示等も行う。

5 選挙事務

(1) 概要

¹⁵ 祖国の防衛は市民の神聖な義務である。兵役は法律で定められた条件と方法において義務とされる。(以下略)

憲法第 48 条に明記された選挙権を行使するために、住民は各コムーネに備えられた選挙人名簿に登録されなければならない。コムーネの事務としては、住民が選挙権の行使にあたって必要とされる法律上の要件を満たしているかを確認すること、および有権者の名簿を作成、保存、更新することがある。

(2) コムーネ選挙委員会

人口 15,000 人を超えるコムーネにおいてはコムーネ選挙委員会 (*commissione elettorale comunale*) が設置される。選挙後最初の議会で議員の中から、シンダコに加え 6 人の委員、および 6 人の代理委員が選出される。

当該コムーネ住民として住民登録された全ての有権者は、選挙人名簿に登録される。また欧州連合加盟国国籍を有するコムーネ住民については、補助名簿が存在する。補助名簿登録のためには、自ら国籍を有する国において選挙権を有すること、またその国において選挙権を喪失するような民事もしくは刑事上の措置がとられていないことを証明して、コムーネ議会および欧州議会の選挙権行使のために登録する旨を自ら申請しなければならない¹⁶。

(3) 選挙人名簿・選挙権証明書

コムーネは選挙人名簿の整理を行い、新規住民、選挙権の取得 (18 歳に達する等)、死亡、イタリア市民権の喪失、司法措置による選挙権の喪失等により、選挙人名簿を変更するとともに、年に 2 回名簿の整理を行い、コムーネ選挙委員会の検査を受ける。

コムーネは選挙の際には有権者に対して、選挙権証明書 (*tessera elettorale*) を送付しなければならない。これは投票を行う際に必要とされる唯一の身分証明文書である。

6 経済政策および産業支援等に関する事務

(1) 概要

行政事務の地方分権化に関する 1998 年委任立法令第 112 号、およびそれに続く 1999 年委任立法令第 433 号は、「経済発展および産業活動 (*sviluppo economico e attività produttive*)」に関する分野、すなわち手工業、工業、エネルギー、鉱物および地下資源、見本市・商業、観光等の分野における権限の移譲について定めた。

(2) 手工業 (*artigiano*)

手工業の発展に係わりのある活動 (補助金、助成金の交付等) に関する権限が州に移譲された。

コムーネは手工業者に対する認証制度を行い、また州の地域計画との関係で手工業者の

¹⁶ これらの住民については、シンダコ選挙については選挙権のみ有する。また県知事および県議会議員選挙については、選挙権も被選挙権も有しない。

事業支援を行うこともある。

（３）工業

工業に関する事務については、国に属していた権限が州に移譲された（1998 年委任立法令第 112 号）。コムーネは、関係者が無料で利用することができる「一本化窓口（sportello unico）」を設置する。これにより、企業活動に関わる州内のあらゆる情報を企業関係者等は入手することができる。

（４）エネルギー

エネルギー分野においては、水力、原子力等のエネルギーにつき、調査、生産、輸送、そして供給する事務があり、国、州、地方団体において役割分担がなされている（1998 年委任立法令第 112 号）。

例えばコムーネは、エネルギーの節約および適正な利用をコントロールするための事務を行っている。具体的には、コムーネ区域内の住民および企業等への情報提供、また官民の事業における一定の施設の計画、設置、稼働等に際して指導を行う。

（５）鉱物および地下資源

この分野においては、1998 年委任立法令第 112 号において、国家レベルでの計画など国に属する権限以外は、州に移譲された。

当該分野においてコムーネが行う事務はわずかであるが、次のようなものがあげられる。

- ・ 操業している企業から得られる情報を受領し、コムーネが報告書の形で州当局へ伝達すること
- ・ 鉱物資源および地下資源の調査および採掘計画に対する環境影響評価（valutazione di impatto ambientale : VIA）の過程における意見の表明

（６）見本市・商業等

ア 見本市

イタリアでは、見本市の実施、すなわちモノおよびサービスを展示することを通じて商業、文化、芸術、技術の振興に関することが、行政事務の中にあげられている。

国際的重要性を有する見本市および国内において重要な見本市等については国に権限が属するが、それ以外の見本市に関する権限は、州および地方団体に移譲されている（1998 年委任立法令第 112 号第 39 条）。地域的規模の見本市は、コムーネにその権限が属するとされている。州は州規模の見本市に関するもののほか、州内における見本市の日程調整に関する事務を行う。

イ 商業

州は、都市計画において、商業区域の指定等を行う（1998 年委任立法令第 112 号）。

コムーネは、一定規模の販売店に関する許認可事務を行っている。

- ・ 中規模販売店…人口 10,000 人以下のコムーネにおける面積 1,500 m²以下の販売店、ま

た人口 10,000 人を超えるコムーネにおける面積 2,500 m²以下の販売店

- ・ 大規模販売店…上記の規模を越える販売店

（７）観光

ア 国から州への権限の移譲

州における観光振興、宿泊産業の分野に関しては、観光産業に対する補助金の交付を含めた企業支援等をはじめとする事務が、国から州に移譲された（1998 年委任立法令 112 号）。その中には、外国人観光客の観光を推進するための施策等も含まれている。

また、2001 年法律第 135 号により、国家レベルでの観光政策の見直しが図られ、その一環として地方団体は地方における観光推進のための計画（地域観光計画：sistemi turistici locali）を策定することとなった。

イ コムーネの事務

コムーネの権限に属することとしては、次のようなものがあげられる。

（ア）レクリエーションおよびスポーツ活動の推進

（イ）観光施設やサービスの管理

（ウ）避難小屋、キャンプ場、純粋な宿泊施設の性質を持たない施設の管理

（８）農業・漁業

農林水産業、農村滞在型観光、狩猟、農村発展、食糧供給等に関する省庁の権限が州に移譲された。これらの任務が直接コムーネ（および県、山岳部共同体）に委任された場合もある。

特にコムーネは 1997 年委任立法令第 143 号に基づいて①自然保護、②公衆の使用する財産の行政上の監督、③農村滞在型観光の促進、④「木の祭り（la festa degli alberi）」（1902 年勅令¹⁷第 18 号）、「山の祭り（la festa della montagna）」等を主催する。

また自営農民または農業を行う企業に対する資格証明の交付、その地域のみに関わる灌漑および農村基盤への関与などもある（1998 年委任立法令第 60 号）。

7 国土・環境・都市基盤等に関する事務

（１）都市計画

都市計画分野の基本法は都市計画法典（1942 年法律第 1150 号）であり、コムーネは都市基本計画（Piano Regolatore Generale）を策定する（都市計画法典第 7 条）。これはコムーネの都市計画における基本方針であり、ゾーニングと公共施設（道路、広場、公共サービスの提供網、学校、病院、教会、公園、市場等）の位置指定からなる。

都市基本計画は、コムーネ議会によって提案された後、30 日間書記（本書第 3 章第 2 節参照）によって内容が検討され、この間住民が内容を閲覧することもできる。その後、州

¹⁷ イタリア王国時代に国王が発した法令を勅令という。

に送付され、州は必要な修正を付してコムーネに返送し、その後コムーネが必要な修正を行うことにより決定される。都市基本計画の他に、いくつかのコムーネにまたがるコムーネ間広域計画（piano intercomunale）、イタリア南部地域において策定される工業開発地域計画（piano dell'area o del nucleo di sviluppo industriale）等がある

また、都市基本計画を実現するための詳細計画（piano particolareggiato）が存在し、これは州法律の規定に従って策定されるが、州の承認を得る必要はない。また、詳細計画に代えて、より省略された区域計画（piano di lottizzazione）が策定されることがある。

（２）建築

ア 建築物

コムーネは建築基準を決定し、建築の方法、建築物の安全性、保健・衛生に関して規定する。また、建築物の設置には建設許可（licenza edilizia）が必要とされる。建設許可はコムーネ建築委員会（commissione edilizia）が関与する。

イ 建築安全証明（certificate di agibilità）

建築安全証明によって、安全基準を満たしていることの証明がなされる。これに関連して住民は以下について窓口に請求することができる。

- ・ 建築安全証明
- ・ 不動産台帳への記入
- ・ 検査済証、承認された計画および法定基準に一致していることの確認

（３）公的住宅

コムーネは、住宅公社（istituto autonomo per le case popolari）等と共同して住宅の供給を行うことがある。建設に際して、州が策定する計画、また国による資金補助が行われることがある。

（４）自然保護

多くは国によって行われるが、州および地方団体において行われる事務としては以下の様なものがあげられる。

- ・ 海岸地域の保全と監視に関する事務
- ・ 野生動物に関して、輸入や受領に関する手続き、受領証明、販売と保持の管理、一時的な保有の許可

（５）公害対策

水質汚濁、大気汚染、騒音、土壌汚染に関する事務も、州および地方団体に移譲されており、これらの分野において、州および地方団体は国に属さない全ての事務を行う。

水質汚濁の分野を例にとると、水質情報の記録および更新、内水面および沿岸における富栄養化の監視、洗剤等の生産、利用、拡散、人体への影響を監視する。

(6) 水資源・内水面管理

川、湖、滝など海岸付近の河口を除く水資源に関わる国有財産が州および地方団体に移譲された。また内水面の港、接岸施設等の管理も共に移譲された。

移譲された事務の例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 水資源の調査、採掘（地下水）、利用に関すること
- ・ 湖等における営業許可
- ・ 沿岸地域とその住民の安全のための計画と管理

(7) 公共工事

公共工事（*opera pubblica*）とは、住民の要求に応えるために、州および地方団体等が公共施設の建設、取り壊し、改築を行うこと、また土地を改造することである。

送電線の設置、礼拝堂の建築、戦争によって破壊された民家の修復、地震指定区域の指定・更新等の権限が、州および地方団体に移譲された。

(8) 道路網

1992 年委任立法令第 285 号によれば、道路は所有者により国道、州道、県道、コムーネ道に分類される。州および地方団体はそれぞれの所有する道路の計画、設置、維持管理を行う。また、地方団体はそれらの事務を一時的に全国道路公社（*ente nazionale per la strade*）に委託することができる。

(9) 公共交通

行政事務のより広範囲の分権を行うというバッサニーニ法の趣旨により、地方公共交通に関する権能が州および地方団体に移譲され、公共交通が国の管理するものと地方が管理するものに分けられることになった。

また、地方公共交通のうち、州レベルでの合同行使が必要ないものについては、州の権能を県、コムーネ、またそれ以外の地方団体に移譲することができる。またラグーナ（潟）、湖における公共交通は、地方団体に移譲された。

8 住民に対する行政サービス

(1) 保健衛生

公衆衛生、病院、住民の健康増進・健康回復および病気の予防、また動物の保健に関する事務等が含まれる。バッサニーニ法により、計画段階におけるコムーネの役割が強化された。関連する団体によって地方実施計画（*piano attuativo locale*）が策定され、地域活動計画（*programma delle attività territoriali*）が、区域内のシンダコの委員会の意見を受けて、国の機関である管区局長によって提案される。

(2) 社会扶助

支援を必要とする者、困難な状況にある者への支援を行う。青少年、高齢者、家庭、身体障害者（聴覚障害者、視覚障害者を含む）、薬物依存者、アルコール中毒者に対する事務が含まれる。

2000 年法律第 328 号により、社会福祉分野における事務配分が決定された。同法は、生活の質、機会の平等、差別の解消、市民の権利等の保障を謳っている。同法によれば、コムーネは、社会福祉サービス提供の地域計画の立案と実施を行う。またその他に、以下のことがあげられる。

- ・ 経済的給付および支援活動などのサービスの提供
- ・ 社会サービスに係る認可、資金助成、監視
- ・ 給付やサービスの利用に必要な条件を定めること

（３）学校教育

2001 年の憲法改正によって、州の行政分野が広く認められた後も、学校教育制度に関する主たる権限は国に属している。公教育省（Ministero dell'Istruzione）は学校教育の指導要領を作成し、教員に関する事務を行う。州は、教員の構成と学校施設の建設に関する権限を有し、県レベルの計画に基づいて、人員・財政の配分に関する州レベルの計画を立案する。

県とコムーネは学校施設の維持および教員以外の職員の管理責任を負う。さらにコムーネは、教材、通学交通手段（スクールバス等）、学校給食、学校食堂に関する事務を行う。

（４）職業教育

2001 年憲法的法律第 3 号により、国の事務であった職業教育が、州の事務であるとされた（憲法第 117 条）。職業教育に関する事務は、あらゆる労働分野および目的において、職業専門学校等における初歩的な職業教育、高度な技術職業教育、再教育、職業選択に関する指導、即戦力となる専門能力の獲得に関する支援等が含まれる（1998 年委任立法令第 117 号）。

（５）文化・スポーツ

州および地方団体は、自らが管理する文化財等について、関連する住民サービスを行うと共に維持管理、安全性の確保、保存等を行う。また、スポーツについては、州は州レベルの計画を作成する。地方団体は、自ら関連施設の設置、計画の立案を行うほか、州が自ら直接行使するまたは地方団体に委任する事業の計画に対して意見を述べる。

9 地方行政警察

（１）概要

公共の秩序と公衆の安全を守るための治安警察（polizia di sicurezza）のほかに、行政警察（polizia amministrativa）が置かれており、行政警察については 1998 年委任立法令

第 112 号¹⁸により、国から州および地方団体へ移譲された。

行政警察は、特定の分野において公共の利益を保護する目的で設置される。全国警察と地方警察があり、地方警察は特にコムーネ区域をその業務範囲とし、都市、農村、交通、営業、建築、衛生、墓地、獣医等に関する任務がある。ただし、これらの全てを各地方団体で行わなければならないというものではない。

特にコムーネに移譲された行政警察の任務としては、次のようなものがある。地域レベルで行う自動車等の競技開催許可、刃物等の行商資格、代理人資格、花火業者資格、一般行商資格、射撃インストラクター資格の認定、アパート賃貸申請の受付、その他コムーネにかかる行政警察措置全般が含まれる。

(2) コムーネ警察

1986 年法律第 65 号によって、コムーネ警察（市町村警察：polizia municipale）を設置することができるとされた。コムーネ警察は、検察の下にあつて犯罪を予防・制圧するための司法警察、道路法の規定を遵守するという観点から利用者を監視する交通警察、また治安警察の補助等を行うとされる。

10 コムーネ文書センター

文書の保存もコムーネの任務の一つである。ここでいう文書には、公文書のうち現用文書および、実務上の用途はなくコムーネ書記の指導の下に管理される保存文書のほか、イタリア統一前の全ての文書、および統一イタリア後の文書の一部等の歴史的文書が含まれる。

全ての文書は、15 種類以上のカテゴリーに分類され、整理される。また文書管理台帳（protocollo）¹⁹に記載されなければならない。文書の収受はコムーネ書記が行う。文書の廃棄は毎年行われ、一定の文書（法令集、戸籍登録、議会議決、財産台帳、文書管理台帳等）を除いたものは、10 年もしくはそれ以上の定められた年限で廃棄される。地方団体の管理する歴史的文書の閲覧については、内務大臣がこれを管理・統制するが、研究目的等のために閲覧を許可することができる。

¹⁸ 国から州および地方団体に対する行政事務(funzioni e compiti) の移譲 (conferimento) に関する委任立法令

¹⁹ 文書管理台帳には、文書番号、文書作成日、台帳記載日、台帳記載番号、目的、発送人、名宛人、分類等が記される。

第4章 地方財政

第1節 地方財政の概況 第2節 予算・決算および会計

第3節 州および地方団体の歳入—その1（地方税）

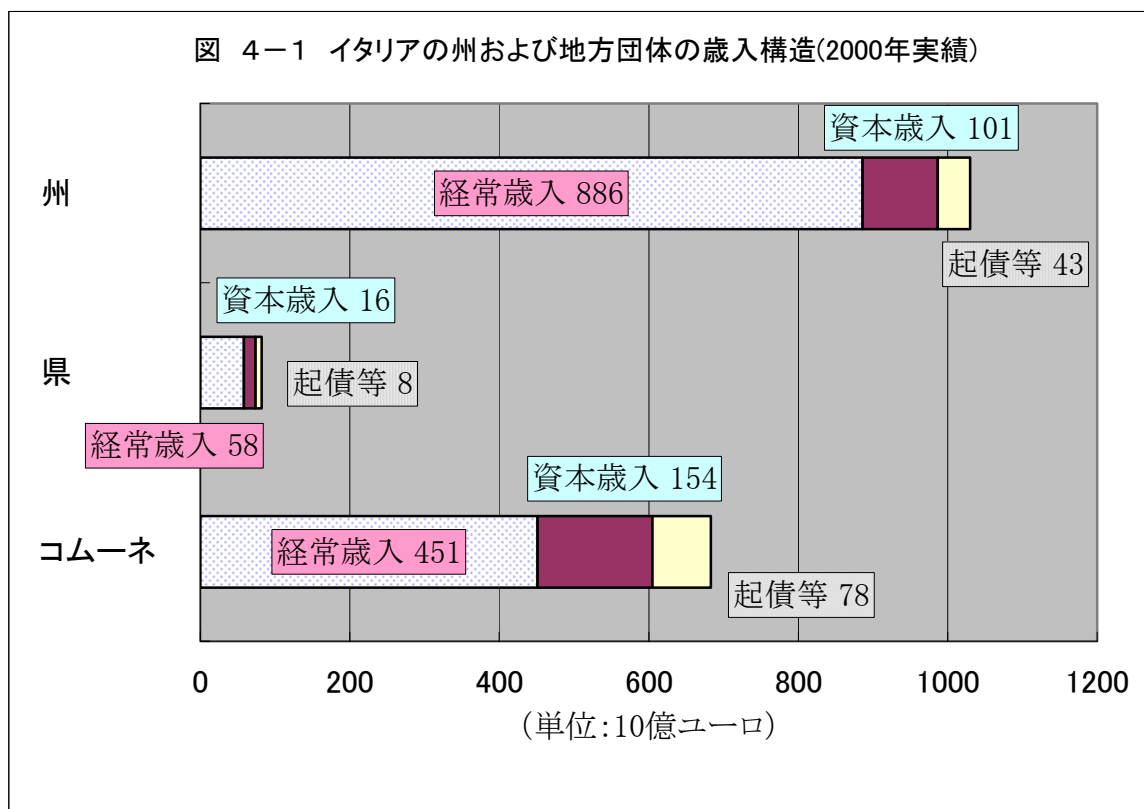
第4節 州および地方団体の歳入—その2（地方税以外）

第5節 州および地方団体の歳出 第6節 特別州の財政

第1節 地方財政の概況

1 歳入歳出の概要

2000 年度の実績¹によれば、イタリアの州および地方団体の歳出規模は総計 1,828 億ユーロであり²、歳入規模は総計 1,796 億ユーロである。



(出典:「annuario statistico italiano 2002」 表 25.6, 25.7, 25.8, 25.16, ISTAT)

¹ ISTAT (イタリア国立統計局) の資料による。財政統計上、competenza が予算、cassa が実績とされる。なお、後者が前者を下回った剰余は、自動的に翌年に繰り越される。本書では、実績 (cassa) における収入と支出をそれぞれ「歳入」、「歳出」と記述している。

² この数値は、州（および自治県）、県、コムーネの歳出を合計したものであるが、純計ではなく地方団体相互間の移転収支が重複計上されている。

なお、中央政府の歳出は6,135 億ユーロであり、地方団体の歳出規模は国の3割程度となっている。

州および自治県³（以下、特に断らない限り、本章における統計上の数値においては、州は自治県を含む）ならびに地方団体の歳出を比較すると、州の歳出が地方歳出全体の60%以上を占め、コムーネが約35%、県はわずか約4%である。歳出における経常部門が占める割合は、州の場合は8割を超えるが、県およびコムーネの場合は約6割前後となっている。

経常、資本部門ごとの歳入・歳出は表4-1のようになっている。

表 4-1 州および地方団体の歳入・歳出内訳（2000 年実績）

（単位：100 万ユーロ）

区 分	総計	州	県	コムーネ
経常部門歳入	139,548	88,601	5,835	45,112
財産収入	1,599	388	130	1,081
税収	53,986	33,931	3,353	16,702
経常移転収入	75,750	53,918	2,186	19,646
その他	8,213	364	166	7,683
資本部門歳入	27,120	10,087	1,642	15,391
資本移転収入	17,385	9,610	641	7,134
貸付金回収	7,717	393	872	6,452
その他	2,018	84	129	1,805
起債等	12,896	4,275	778	7,843
歳入総計	179,564	102,963	8,255	68,346
経常部門歳出	136,128	91,322	4,517	40,289
人件費	18,486	4,289	1,290	12,907
財・サービス購入費	23,579	3,057	1,716	18,806
利払い	3,905	1,082	341	2,482
経常移転支出	85,079	80,278	990	3,811
その他	5,079	2,616	180	2,283
資本部門歳出	37,956	15,356	2,750	19,850
直接投資	15,883	2,718	1,514	11,651
資本移転支出	12,880	11,045	404	1,431
貸付金等	5,807	310	69	5,428
その他	3,386	1,283	763	1,340
負債元金償還等	8,718	4,006	341	4,371
歳出総計	182,802	110,684 (60.5%)	7,608 (4.2%)	64,510 (35.3%)

（出典：「annuario statistico italiano 2002」表 25.6, 25.7, 25.8, 25.16, ISTAT）

³ トレント県、ボルツァーノ県の両県をいう。

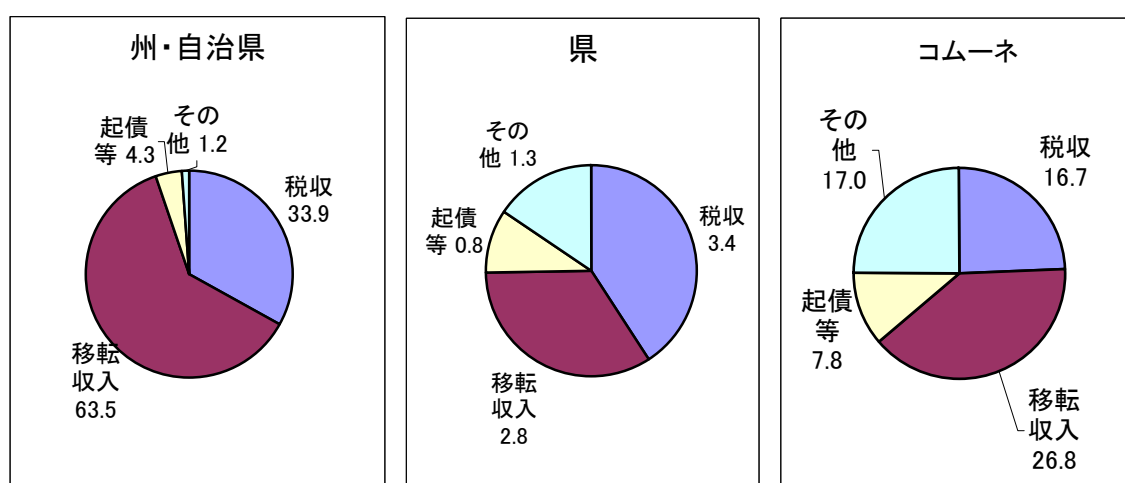
2 州および地方団体の歳入

州（および自治県）・県・コムーネの歳入としては、それぞれの固有の税収と移転収入が主であり、その合計がいずれの団体においても大宗を占める。特に州においては、移転収入が全歳入の6割近くに達している。

地方税は、法令の文言上は全て任意税であり、全ての地方税の課税は義務的ではないとされている。各団体において国の法律に基づいて条例（regolamento）等を受け、課税の根拠としている。

図 4-2 州および地方団体の歳入内訳（2000 年実績）

（単位：10 億ユーロ）



（出典：「annuario statistico italiano 2002」表 25.6, 25.7, 25.8, 25.16, ISTAT）

表 4-2 において、各階層別の経常部門、資本部門の歳入に占める移転収入の割合を見ると、特に州の資本部門において高くなっている。県とコムーネではともに、経常部門、資本部門において移転収入の占める割合は4割程度であり、また、各分野における歳入の半分を超えるには至っていない。

表 4-2 移転収入とその割合（2000 年実績）

（単位：100 万ユーロ）

区分	州	県	コムーネ
経常部門の移転収入 (経常部門に占める割合)	53,918 (60.9%)	2,186 (37.5%)	19,646 (43.5%)
資本部門の移転収入 (資本部門に占める割合)	9,610 (95.3%)	641 (39.0%)	7,134 (46.4%)
移転収入計 (全歳入 ⁴ に占める割合)	63,528 (61.7%)	2,827 (34.2%)	26,780 (39.2%)

（出典：「annuario statistico italiano 2002」表 25.6, 25.7, 25.8, ISTAT）

⁴ イタリア国立統計局（ISTAT）の統計では、負債元金償還は経常部門、資本部門の双方に属さず、この「全歳入」は負債元金償還を含んだ値である。

3 州および地方団体の歳出

(1) 地方自治法典上の分類

地方自治法典第 165 条第 6 項は、地方団体に関して予算書上の歳出の項目を規定し、① 経常部門歳出、② 資本部門歳出、③ 負債償還支出、④ 繰出金支出⁵の 4 つの項目を定めている。すなわち、予算書上は負債償還は経常部門歳出にも資本部門歳出にも属さない。

① 経常部門歳出

議会費、職員の人件費、施設等の社会資本の維持管理費等のほか、環境、地域振興、教育、社会問題、交通の各分野の総務費、人件費、備品・消耗品、賃借料、サービス購入費、移転支出、借入金等の利払い、国税等

② 資本部門歳出

公共事業、道路、競馬事業、美術館、駐車場、学校、ガス、上下水道、公共交通、バス、ゴミ処理等のための投資的経費

③ 負債償還支出

地方債、借入金等の元金の償還金

④ 繰出金支出

地方団体が関与する公社など第三者の事業等に対する出費

(2) 歳出の内訳

州および地方団体の歳出の内訳を図 4-3 に示している。財・サービス購入費は、主に地方団体が行政活動を日々行うために必要な需用品・サービスの購入であり、例えば消耗品費、印刷費、通信費などがある。

特に州において移転支出が大きな割合を占めている。移転支出は州から県、コムーネ、山岳部共同体等の地方団体に対するものの他に、観光公社 (Ente per il turismo)、港湾公社 (Ente portuali)、商工会議所 (Camere di commercio)、大学等の研究機関等の公的団体に対するものが含まれる。

人件費および財・サービスの購入費の全歳出に占める割合は、コムーネが最も高くなっており、県、州の順となる。また人件費を実額ベースで見た場合、コムーネは県の約 10 倍であり、州は県の約 3 倍強である。

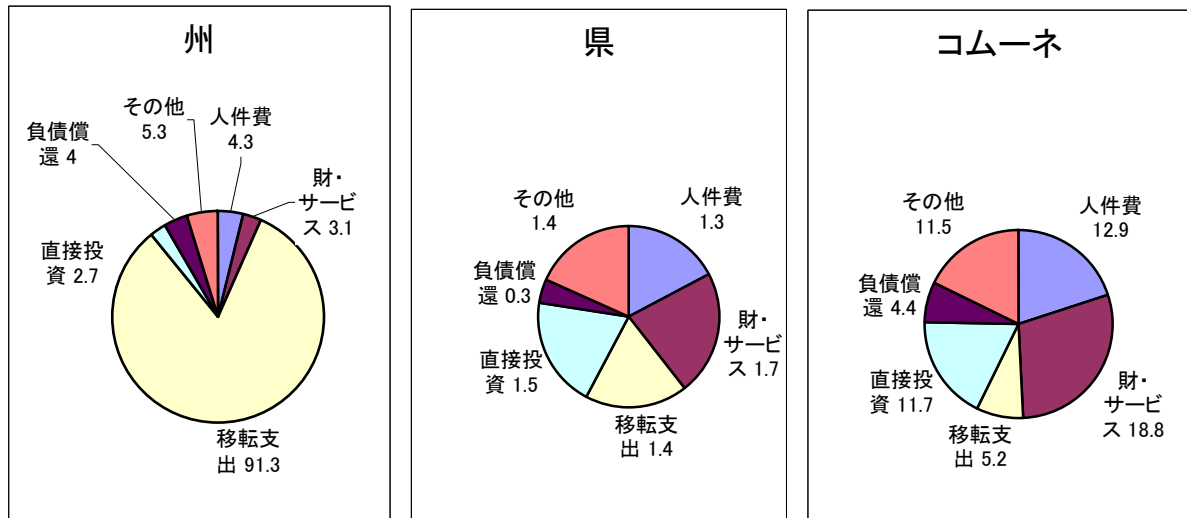
直接投資の占める割合は、県とコムーネにおいては、それぞれ 19.9%、18.1% と高いが、州においては 2.5% と低くなっている⁶。

⁵ 「振替勘定」と訳されることもある。条文上は「spese per servizi per conto di terzi (第三者の会計における事務への支出)」と記載される。

⁶ なお、行政分野ごとの支出については本章第 5 節を参照

図 4-3 州および地方団体の歳出内訳（2000 年実績）

（単位：10 億ユーロ）



（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.6, 25.7, 25.8, ISTAT）

表 4-3 移転収支の内訳（2000 年実績）

（単位：100 万ユーロ）

州・自治県					
経常移転収入		53, 918	経常移転支出		80, 278
	国から	52, 097		他の公共団体へ	72, 528
	その他の団体から	1, 821		民間へ	7, 750
資本移転収入		9, 610	資本移転支出		11, 045
	国から	9, 069		他の公共団体へ	5, 152
	その他の団体から	541		民間へ	5, 893
移転収入合計		63, 528	移転支出合計		91, 323
県					
経常移転収入		2, 186	経常移転支出		990
	国から	852		他の公共団体へ	267
	その他の団体から	1, 334		民間へ	723
資本移転収入		641	資本移転支出		404
	国から	99		他の公共団体へ	200
	その他の団体から	542		民間へ	204
移転収入合計		2, 827	移転支出合計		1, 394
コムーネ					
経常移転収入		19, 646	経常移転支出		3, 811
	国から	15, 102		他の公共団体へ	638
	他の団体から	4, 544		民間へ	3, 173
資本移転収入		7, 134	資本移転支出		1, 431
	国から	1, 658		他の公共団体へ	83
	他の公的団体から	2, 954		民間へ	1, 348
	その他から	2, 522			
移転収入合計		26, 780	移転支出合計		5, 242

（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.11, ISTAT）

4 近年の概況

1996 年と 2000 年の歳入、またそのうち税収、移転収入および借入金等を比較すると表 4-4 のようになる。

この表からわかるように、1996 年の州および地方団体の歳入は 1,382 億ユーロであったが、2000 年までの間に 29.8%増加し、州、県、コムーネいずれにおいても増加している。歳入増加の内訳をみると、特に州および県において税収の伸びが著しい。一方で、州および県においては国など他団体からの移転収入は減少している。

また歳出についても増加している、歳出増加の理由としては、バッサニーニ法による事務量の増加とそれに伴う財政構造改革の影響等が考えられる。

表 4-4 州および地方団体の歳入の変化

(単位：100 万ユーロ)

区 分		1996 年 (A)	2000 年 (B)	増減率 (%) (C)
州	歳入計	78,379	102,963	+31.4
	税収	6,068	33,931	+459.2
	移転収入	67,910	63,528	-6.4
	借入金等	4,401	5,504	+25.1
県	歳入計	5,607	8,255	+47.2
	税収	867	3,353	+286.7
	移転収入	3,793	2,827	-25.5
	借入金等	947	2,075	+119.1
コムーネ	歳入計	54,236	68,346	+26.0
	税収	14,569	16,702	+14.6
	移転収入	20,833	26,780	+28.5
	借入金等	18,834	24,864	+32.0
歳入総計		138,222	179,564	+29.8

注：(C) = [(B) / (A) - 1] × 100

(出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.6, 25.7, 25.8, ISTAT)

第2節 予算・決算および会計

1 州

(1) 州の予算・会計原則の改革

普通州の会計制度については、2000年委任立法令第76号によって、州の自主性がより広く認められた⁸。各州においては、この委任立法令に従って、予算編成および予算管理の合理化が進められた。また、同委任立法令の定める原則に従って、州の会計制度を定める州法律が多く州において改正された。

表 4-5 普通州の会計に関する州法律制定状況

州 名	会計に関する州法律
アブルッツォ	2002 年州法律第 3 号
バジリカータ	2001 年州法律第 34 号
カラブリア	2002 年州法律第 8 号
カンパーニア	2002 年州法律第 7 号
エミリア＝ロマーニャ	2001 年州法律第 40 号
ラツィオ	2001 年州法律第 25 号
リグーリア	2002 年州法律第 15 号
ロンバルディア ⁷	1978 年州法律第 34 号
マルケ	2001 年州法律第 31 号
モリーゼ	2002 年州法律第 4 号
ピエモンテ	2001 年州法律第 7 号
プーリア	2001 年州法律第 28 号
トスカーナ	2001 年州法律第 36 号
ウンブリア	2000 年州法律第 13 号
ヴェネト	2001 年州法律第 39 号

(出典：「elementi di diritto regionale 2003」SIMONE)

(2) 予算の原則

委任立法令の規定により、州は財政運営の基本となる財政計画（programmazione finanziaria）を定め、歳入歳出予算に関しては毎年単年度予算（bilancio annuale）の他に複数年度予算（bilancio pluriennale）を含む州財政法（legge finanziaria regionale）を採択する。

ア 単年度予算

当該年度の歳入歳出予算を規定するものである。州の会計には、1999 年法律第 94 号によって基礎予算単位（Unità Previsionali di Base）の原理が導入され、歳入・歳出共に基礎予算単位に分けられることが規定される。これは通常、部門別につけられた予算を、目的別に再編したものである。

イ 複数年度予算

複数年（最高 5 年）にわたる一定期間中の収入支出の概算に基づいて定める。この予算は収入の徴収および支出の実施を承認するものではない。

⁷ ただし、ロンバルディア州においては 2003 年現在、まだ改正されていない模様である。

⁸ 従前は 1976 年法律第 335 号によって規定されていたが、同法は 2001 年 3 月 31 日付けで廃止された。

表 4-6 基礎予算単位の構造

〔例〕 アブルツォ州の複数年度予算書〔支出〕より

○予算が次の 16 項目に分けられる。基礎予算単位は、それぞれをさらに細分したものであり、カッコ内にその数を記載している。例えば「1. 組織」においては 7 つの基礎予算単位が存在する。

- 1.組織（7） 2.総務（23） 3.住宅および建築（4） 4.公共工事（3）
- 5.市民保護および環境（19） 6.都市基盤整備および公共交通（7）
- 7.農林業および山間地経済（22） 8.工業・手工業・商業・エネルギー（20）
- 9.観光（5） 10.文化・研究（14） 11.職業教育・労働政策（5） 12.保健福祉（12）
- 13.社会保護〔移民政策等〕（1） 14.地方自治および連邦制の発展（10） 15.基金（4）
- 16.負債管理（5）

○例えば公共工事においては次の 3 つの基礎予算単位がある。

- ①地方団体の利払い勘定に対する支出
- ②公共工事の新規実施および修繕工事に関する支出、地方団体等の資本勘定に対する支出
- ③水資源管理に関する基盤整備

（出典：アブルツォ州ホームページ）

ウ 一般会計予算の原則

一般会計予算は、収支の均衡、単年度主義、総額主義、包括性の予算原則に基づいて作成される（2000 年委任立法令第 76 号）。

（ア）収支の均衡（equilibrio）〔第 5 条〕

歳出総額は、歳入総額と繰越分を合計した額を超過してはならない。すなわち、赤字予算は認められない。

（イ）単年度主義（annualità）〔第 6 条〕

財政年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までである。単年度主義は複数の財政年度にまたがる支出計画を排除するものではない。その場合、歳出額は分割され、各財政年度でそれに見合う予算が組まれる。

（ウ）総額主義（universalità）〔第 7 条〕

全ての歳入、歳出が収支予算に編入される。予算の中に規定されたもの以外の財政準備金等、予算外での収支の執行は禁じられる。

（エ）包括性（integrità）〔第 7 条〕

歳入には税の徴収などについての必要経費を含み、歳出には支出に関連する入金等による減額を行わない。すなわち収支差引後の純計での計上は認められない。

（3）予算から決算への手続き

ア 予算案の提出

州理事会が作成する予算原案が州議会に提出され、承認が求められる。州議会は毎年財政法によって、州憲章および州法律の規定に従い予算を議決する（2000 年委任立法令第 76 号第 8 条）。

イ 暫定予算 (esercizio provvisorio)

予算が指定期間内に議決されない場合、州憲章および州法律の規定に従う条例に基づき、暫定予算が可決される。暫定予算は4ヶ月を超えて継続できない。

なお、予算の議決もしくは暫定予算の承認が州議会においてなされているにもかかわらず、憲法第127条⁹の定めにより中央政府から疑義を提起されている場合、州は予算を暫定的に執行することができる。すなわち、予算額の一割、もしくは12ヶ月に分割できない歳出の場合はその必要最低限に限り、支出することができる。

ウ 予算補正 (variazione di bilancio)

予算補正には、国、欧州連合からの特定の目的を持つ支出金（＝移転収入）を受け入れること、法律で義務付けられる歳出を計上するため、新たな基礎予算単位を組み込むこと等が含まれる。

州理事会は、資本部門における同一の基礎予算単位内であれば、それが同一の事務の目的および事業計画に関するものである場合、流用を行うことができる。異なる基礎予算科目間においては、予算管理に必要とされる柔軟性を保障するため、その事業と関連性が認められる他の事業の実現等に必要な場合にのみ、流用を行うことができる。その他の流用については、議会によって承認されなければならない。

エ 決算の調製 (assestamento)

毎年6月30日までに、不用額の算定、繰越金の計算等を行う。

オ 決算書 (rendiconto)

決算書には、州がその会計年度内に実施した歳入歳出の結果が記される。決算書は収支決算書 (conto di bilancio) と資産計算書 (conto del patrimonio) により構成される (2000年委任立法令第76号第25条～27条)。

収支決算書は予算書と同じ様式で歳入歳出を記載するのに対し、資産計算書には、動産・不動産等の資産や負債などが記載され、これに当該会計年度末の資産内容を示す表が添付される。

毎年6月30日より前に、州議会において決算書が承認されなければならない。州議会への原案提出方法およびその期限に関しては、州憲章および州法律が定める。決算書を承認した州法律に関し、政府は毎年9月30日までに国会へ報告書を提出する。

(4) 歳入・歳出区分

普通州の会計における歳入歳出の区分は、表4-7のとおりとされている (2000年委任立法令第76号第10条)。また州の歳出の区分は同法の原則に従い、州法律によって決定される。

⁹ 現行の憲法第127条は「共和国政府は、州議会の可決した法律が州の権限を越えていると判断する場合、または国の利益もしくは他の州の利益に反するとみなしたときは、公示の日から60日以内に憲法裁判所に対して憲法上の適法性の疑義を提起することができる」旨規定している。

表 4-7 州の歳入項目 (2000 年委任立法令第 76 号第 10 条)

I	經常部門への州の自主収入、国税からの収入 (所得税附加税等)
II	欧州連合、国等からの經常部門への移転収入等
III	税外収入
IV	譲渡、債権取立、繰入金等
V	借入金、公債等
VI	特別会計への歳入

2 地方団体 (県およびコムーネ)

(1) 概要

地方団体の財政制度の原則は、地方自治法典第 2 部「財政および会計に関する規定」(第 149 条から第 269 条) に定められている。地方団体の財政および会計制度は国の法律の管轄とし、同法典がその原則を規定する (地方自治法典第 150 条) ほか、地方団体の計画、運営、決算に係る原則、および投資、会計事務、会計監査機関の事務と権限、また財政再建に関するルールを規定している。

同法典第 149 条は、地方団体に確実な自主財源および依存財源 (= 移転収入) を基盤とした財政の自治を認めている (地方自治法典第 149 条第 2 項)。また地方団体は、国の税法等の範囲内で、租税、手数料および使用料における自主権を認められている (同条第 3 項)。同法典では地方団体の収入源を規定している (同条第 4 項)。そこでは、地方団体の固有の税收、国税または州税の附加税およびコンパルテシパッチオーネ¹⁰ (conpartecipazione)、国からの移転収入、州からの移転収入、資産収入等が挙げられている。

(2) 予算の原則

地方自治法典第 151 条によれば、地方団体は次に述べるいくつかの原則に従い、会計年度末までに翌年度の歳入歳出予算を議決する。州の会計制度と同様の原則として、単年度主義 (annualità)、収支の均衡 (pareggio finanziario)、総額主義 (universalità)、包括性の原則 (integrità) が挙げられるほか、以下のものが加えられている。

・単一性 (unità)

地方団体の財政活動に関わる歳出項目が単一の予算書に全て編入される。

・公開の原則 (pubblicità)

予算は住民全体に公開される義務がある (官報への記載など)。

これらのほかに真実性 (veridicità) の原則などがある。

(3) 予算 (bilancio di previsione) の編成

¹⁰ 「共同税」と訳されることもある。なお、個人所得税のコンパルテシパッチオーネは個人所得税配付金 (conpartecipazione IRPEF) という形で地方団体に収入される。

地方団体における執行機関である理事会が年間予算案を編成し、関連する計画の案などと共に議会に提案する（地方自治法典第 162 条第 1 項）。12 月 31 日までに来年度予算が可決されなければならない。この期限は、必要な場合には、内務大臣 (Ministro dell'interno) および経済財政大臣 (Ministero dell'Economica e delle Finanze) の同意等をもって延期することができる（地方自治法典第 151 条¹¹⁾）。

（４）予算書の形式

コムーネおよび県の歳入および歳出予算書の形式については、地方自治法典第 165 条に記されており、おおむね表 4－8 のとおりとなっている。

（５）事業執行計画 (piano operativo di gestione)

議会で討議された予算、また当該年度の事業開始前になされる事務総長の提案に基づいて、執行機関（理事会）は事業執行計画を定める。これにおいて事務事業のより具体的な目的決定が行われ、また必要な資金、人員が割り当てられる（地方自治法典第 169 条）。なお、人口 15,000 人以下の地方団体においては、策定は任意である。

（６）予算の執行

支出手続きでは、予算執行の責任者による支出負担行為を終えた後、当該案件は経理の責任者に移送され、関連資金の支出を認める経理証書をもって実行可能となる。

また収入手続きは調定、徴収、入金の三段階からなる。

ア 調定（地方自治法典第 179 条）

収入される金額の総額を決定する。収入には、関連する法令等に基づく税、財産の使用料および公役務提供による収入、その他特定の行政行為に基づく収入などがある。調定手続きの責任者は、各団体の会計規程に規定された期間と方法に基づいて、支払期限と収入金額を確定し、財務の責任者に移送する。

イ 徴収（地方自治法典第 180 条）

入金手続きは、財務の責任者もしくは徴税担当官が収入役の代理として徴収を行う。徴収は、地方団体の会計規則によって方法と期間を決められ、徴税担当官の署名を付した納入通知書によって行われる。納入通知書には、納入義務者の氏名、納入すべき金額の総計、理由、根拠法令などが記載される。収入役は地方団体に納入される金額を確認しなければならない。

ウ 入金（地方自治法典第 181 条）

徴収代理人が、現行法令等により定められた期限もしくは方法により、入金を行う。地方団体の会計規程に定められた方法によって、徴収した金額は収入役に宛てて、すなわち地方団体の勘定に入金される。

¹¹ 条文上は内務省のほか、予算・経済計画省、国庫省とされているが、現在では省庁再編が行われている。

表 4-8 地方団体の予算書の形式（地方自治法典第162条）

歳入	歳出
第一款 税収 第一項 税 (imposta) 第二項 使用料 ¹² (tassa) 第三項 特別税およびその他の収入	第一款 経常費
第二款 経常部門への国および州等交付金、移転収入 第一項 国からの移転収入 第二項 州からの移転収入 第三項 権限移譲に係る州からの交付金および移転収入 ¹³ 第四項 欧州連合および国際機関による交付金および移転収入 第五項 他の公共団体からの交付金および移転収入	第二款 投資費
第三款 税外収入 第一項 公役務収入 第二項 財産収入 第三項 前受金および貸付利子収入 第四項 出資企業からの分配金、配当金等 第五項 その他収入	第三款 負債等償還費
第四款 資本部門への移転収入および債券売却収入 第一項 財産収入 第二項 国からの移転収入 第三項 州からの移転収入 第四項 他の公共団体からの移転収入 第五項 他の団体からの移転収入 第六項 債券売却収入	第四款 繰出金
第五款 貸付金の償還金収入等 (略)	
第六款 繰入金	

(7) 決算

決算書には、事前の計画、支出した金額が記載される。また達成した成果をもとに行政活動の効率を評価する専門の委員会の説明書を添付した上で、決算書は議会に提出される。決算書は、翌年6月30日までに議会によって議決されなければならない（地方自治法典第226条）。

また、決算書は収支決算書（conto del bilancio〔地方自治法典第 228 条〕）、経営決算書（conto economico〔地方自治法典第 229 条〕）、資産計算表（conto del patrimonio〔地方自治法典第 230 条〕）などに分けられる。

3 地方団体財政・会計監視委員会

¹² 実際にはしばしば「税」と訳される。

¹³ 移転収入(transferimenti)と交付金(contributi)の違いについては、移転収入は国の権限の移転に伴うものであり、交付金は国が地方団体に新たに義務付けを行う場合のものである。

地方自治法典第 154 条の規定に基づき、地方団体の財政および会計に対する監視を行う地方団体財政・会計監視委員会（osservatorio sulla finanza e la contabilità degli Enti Locali）が内務省に設置されている。同委員会は、地方団体における財源および資産・人員等の適切な管理、収支均衡の遵守、会計原則の適用を促す。

委員会は内務省に対し、地方団体における法令の適用状況に係る報告書を最低年 1 回提出する。

監視委員会代表者および構成員は全員で 18 人以下とし、国家公務員および地方公務員、大学教授、研究者、専門家の中から内務大臣が指名する。イタリア県連合会（UPI）、イタリア全国コムーネ協会（ANCI）、山岳部地方団体全国連合会（UNCCEM）はそれぞれの機関の代表者を決定する。委員の任期は 5 年である。

4 国内安定化協定 (patto di stabilità interno)

(1) 概要

欧州レベルでの財政安定化協定¹⁴を遵守するため、州および地方団体に対して、財政の立て直しのために国内安定化協定を遵守することが求められている(1998 年法律第 448 号)。州および地方団体は、財政赤字を縮減することに努力しなければならない。

このために州および地方団体は以下のような努力を求められている。

- ・ 効率化の追求、生産性の向上、公共サービスならびに所掌する事務事業にかかる経費を削減すること
- ・ 支出の増加率を前年度より抑えること
- ・ 税収を正確に把握し、課税対象を増やすこと
- ・ 事務事業の遂行に不必要な所有不動産を売却すること

また、州および地方団体が自主的に採用できる措置として、1999 年法律第 488 号第 30 条第 8 項は以下の事項を推奨している。

- ・ 人件費の削減
- ・ 外部コンサルタント使用の制限
- ・ スポンサー契約の増加
- ・ 公共サービス民間委託における競争入札の実施
- ・ 公共サービス市場の自由化

2000 年法律第 388 号もまた安定化協定の適用を強調している。州、県、ならびにコムーネ（人口 5,000 人以下を除く）は、3 ヶ月ごとに収支状況を国に提出しなければならない。

(2) 国内安定化協定を遵守しない場合の罰則

1999 年までは、イタリアが欧州連合から罰金を課せられた場合、国内安定化協定に違反

¹⁴ ユーロ参加国に対して義務付けられた財政規律であり、これにより参加国は財政赤字の対 GDP 比を 3 %以内に保たなければならない。

した地方団体が、超過した金額の割合に応じて罰金を負担することと定められていた。しかし 2001 年以降は、違反した地方団体は、違反の次年度において新規に職員を採用することができないとされ、地方団体が罰金を負担することはなくなった。

第 3 節 州および地方団体の歳入—その 1（地方税）

1 主要な地方税

（1）地方税の根拠

地方税（州および地方団体が収入する税）については、国の法律で基本的枠組みが決められる。州の場合は州法律および州条例、地方団体はその議会において議決される条例が税についての詳細を定める。

（2）地方税制改革の経緯

地方税については長い間、地方財政法典（1931 年勅令第 1175 号）の規定に従っていた。1970 年代の税制改革により、地方団体の税収が大幅に制限された結果、地方財政は国から移転される財源に依存せざるを得なくなった。その後、地方自治法典（1990 年法律第 142 号）において、地方団体の財政上の自治が認められ、1992 年法律第 421 号およびそれに続く 1992 年委任立法令第 504 号により、コムーネが収入する税としてコムーネ固定資産税が認められた。また、1993 年委任立法令第 507 号はコムーネ税として公共空間使用税および都市固形廃棄物処理税を認めた。これらの改革により、コムーネおよび県の自主財源は徐々に増加してきている。

1996 年法律第 662 号第 3 条第 143 項は、州税の税制改革を行うことを定めた。すなわち 1997 年 12 月までに州の自主性を強める連邦主義的意味合いを持つ地方税制改革（州生産活動税〔IRAP〕の創設等）を行うことが定められ、同法に基づく改革は、1997 年委任立法令第 446 号により実現された。

これらの改革の中で、コムーネ事業特許税（*tasse di concessione comunale*）、公共空間使用税（*Tassa per l'occupazione di spazi ed aree pubbliche : TOSAP*）、エネルギー消費地方附加税（*addizionali locali sui consumi energetici*）、およびコムーネ事業税（*ICIAP*）等の廃止が政府に委任された。

2 コムーネの税

（1）概要

近年の地方税改革により、コムーネに対して、コムーネ固定資産税（*imposta comunale sugli immobili : ICI*）、および 1997 年法律第 449 号第 48 条に定める個人所得税附加税が割当てられることになった。コムーネの主要な税はコムーネ固定資産税であり、これが

58.4%を占める、また都市固定廃棄物処理税（TARSU：ごみ処理税）が 21.2%を占めている。コムーネの主要な税を列挙すると以下ようになる。

- ・コムーネ固定資産税
- ・都市固形廃棄物処理税
- ・公共揭示使用税
- ・コムーネ広告税
- ・電力消費附加税
- ・コムーネ個人所得税附加税
- ・公共空間使用税

表 4-9 コムーネの税収（1999 年）

（単位：100 万リラ〔万ユーロ¹⁵⁾〕

総税収	うちコムーネ固定資産税	都市固形廃棄物処理税
33, 301, 228 [1, 719, 865]	19, 433, 463 [1, 003, 654]	7, 069, 188 [365, 089]

（出典：「statistiche delle amministrazioni pubbliche 1999」 p148, ISTAT）

（2）コムーネ固定資産税

ア 概要

課税の対象となるのは建造物¹⁶⁾ (fabbricati)、建築用地 (aree fabbricabili)、農地 (terreni agricoli) の3カテゴリーである。1993年に国とコムーネによって導入され、1994年からコムーネ税に統合された。不動産登記台帳によって定められた不動産の評価額をもとにした課税標準額に対して、0.4%から0.7%の間でコムーネごとに定められる税率が課される。税率の決定はコムーネ議会の決議により、毎年12月31日を期限に翌年度の税率が決定される（1992年委任立法令第504号第6条）。また、納税義務者は所有者である。

1996年末には不動産登記台帳での評価が見直され、評価額が平均5%上昇する一方、自宅用の住居に対する減税措置額が引き上げられ、年金受給者、失業者、障害者、低所得者らに対する減税措置も新たに講じられた。

イ 課税標準額 (base imponibile) の算出

建造物、建築用地、農地の3つのカテゴリーにおいて課税標準額の算出法はそれぞれ異なり、建造物と建築用地については、以下のように定められている。また、主たる住居に対して103.29ユーロ（＝20万リラ）の控除（税額からの控除）がなされる。

- ・ 建造物…不動産台帳価額¹⁷⁾ (rendita catastale) を、住居、団体宿泊施設および多目

¹⁵⁾ 1ユーロ＝1,936.27 リラ

¹⁶⁾ 住宅以外の建物も含まれる。

¹⁷⁾ 実際の賃貸価額ではなく、一定の定めに基づいて、建物の構造、間取り等によって算定される価額である。

的建造物については100倍、事務所など特定の目的を持つ建造物については50倍、店舗については34倍して算出。

- ・ 建築用地…課税該当年度1月1日における不動産の商業価値
- ・ 農地…課税該当年度の不動産台帳価額を75倍して算出

なお、課税標準額の算定は、使用目的が営利であるか非営利であるか、また国内に住所を有するか否かには影響されない（1992年委任立法令第504号第3条）。

[例] コムーネ固定資産税の算出（ローマ市ホームページを参照した。）

台帳価額が650.74ユーロの住居の場合

- ①台帳価額を100倍する。 $650.74 \times 100 = 65,074$ ユーロ
- ②税率をかける。 $65,074 \div 1000 \times 4.9 = 318.86$ ユーロ

さらに、主たる住居であれば103.29ユーロが控除される。

$318.86 - 103.29 = 215.57$ ユーロ（→この額を納税）

ウ 税率の例外措置

1997年法律第449号第1条第5項によると、本来の機能を果たさない不動産（immobiliare）に対して修復作業を行う所有者に対して、コムーネは0.4%以下の税率を認める優遇措置を講じることが可能となった。またその他に、街の史跡地区に位置する美術的・建築的価値を有する不動産の修復作業を行う納税義務者、および車庫の建設・整備を行う納税義務者も優遇措置の対象とすることができる。

同法は、更に課税対象によって課税額等を変更する権限をコムーネに認めている。例えば、主たる住居については103.29ユーロの控除が適用されるが、コムーネはこれに代わって、課税額を半減する、または控除額を258.23ユーロ（＝50万リラ）まで増額する等の優遇措置を決定することができる。

また、人口密度の高いコムーネにおいて、長期間にわたり賃貸契約の対象になっていない不動産には、0.9%の税率が適用される（1998年法律第431号第2条）。

（3）都市固形廃棄物処理税（tassa per la rimozione e lo smaltimento dei rifiuti solidi urbani : TARSU）

ア 概要

継続的に固形廃棄物処理サービスを実施しているコムーネに属する区域において、ごみ収集の経費に当てる財源を捻出するために導入された。使用目的の区別なく課税され、空間を使用または建造物を所有する者が納税義務者となる。課税額は、予め選択した支払方法に基づき、法律の定める範囲内で使用面積に応じて算出される。

イ 料金制への移行

欧州連合指令に基づいて廃棄物等について定めた 1997 年委任立法令第 22 号第 49 条(ロンキ法) に従い、同税は 1999 年 1 月 1 日より、以下の要素から構成される料金に変更されることになっていた。

- ・ ごみ処理サービス運営コストによって規定される基本金額
- ・ 排出されるごみの量、サービス水準等に関係付けられた変動金額

新料金の算出法は 1999 年大統領令第 158 号で指定されたが、1998 年法律第 448 号 第 31 条 7 項および 1999 年法律第 488 号第 33 条で、従来の算出法を延長して適用することとなった。いずれにせよ、料金制度を試験的に適用するか否かは、コムーネが決定する。

上記の措置の結果、都市固形廃棄物処理税(TARSU)の廃止とこれに代わる料金の適用は、以下の時期をもって行われることとなった。

- ・ 1999 年度に TARSU により経費の 85%以上をカバーできたコムーネについては 2003 年 1 月 1 日から
- ・ 1999 年度に TARSU により経費の 55%～85%をカバーできたコムーネについては 2005 年 1 月 1 日から
- ・ 1999 年度に TARSU により経費の 55%以下をカバーしたコムーネおよび人口 5,000 人以下のコムーネについては 2008 年 1 月 1 日から

(4) 公共掲示使用税およびコムーネ広告税

公共掲示使用税 (*diritto sulle pubbliche affissioni*) は、公共掲示板を使用した者に課される税である。コムーネ広告税 (*imposta comunale sulla pubblicità*) は、公共の場および公共に開放する場において情報普及を行うあらゆる広報活動に対して課税される。これらの税は 1972 年大統領令第 639 号にて定められ、1993 年委任立法令第 507 号にて改正されている。

1997 年委任立法令第 446 号第 62 条によって、コムーネ広告税にかえて、規定料金制度を採用する権限がコムーネに付与されている。1999 年法律第 448 号によって修正された 1997 年法律第 446 号第 11 条は、2000 年 1 月 1 日から料金を 50%まで増額することを地方団体に認めている。

(5) 電力消費附加税 (*addizionale sul consumo dell'energia elettrica*)

1999 年法律第 133 号第 10 条により、2000 年 1 月 1 日より電力消費量 1 キロワットにつき、以下の納税額が定められている。

- ・ 住居の使用目的に関係なく、主たる住居につき 36 リラ (0.0186 ユーロ)¹⁸、副次的住居につき 39.5 リラを、コムーネ附加税とする。
- ・ 住居以外の全ての建造物に対し、使用目的に関係なく 18 リラ (0.0093 ユーロ) を県附加税とする。県は 12 月 31 日以前の決定によって課税額を 1 キロワット当たり 22 リラ (0.0114

¹⁸ 1,936.27 リラ = 1 ユーロ

ユーロ)まで増額することができる。

この税は1982年暫定緊急措置令第786号(1982年法律第151号)によって制度化され、その後いくつかの改正を経て、附加税の適用は1988年暫定緊急措置令第511号第6条によって義務となった。

(6) コムーネ個人所得税附加税

1997年法律第449号の定めに従い、1998年委任立法令第360号により制定されたコムーネ個人所得税附加税(addizionale comunale all'IRPEF¹⁹)は、以下の性格を持つ。

- ・基本税率(いわゆる配分率[aliquota di compartecipazione])：これは経済財政大臣が内務大臣の合意を得て公布する法令によって定められる。その中には県の税率も含まれる(県が収入する部分は、県へ移譲された事務の遂行に当てる目的税である)。
- ・任意税率：毎年12月31日を期限として各コムーネが任意に決定できるもので、公示日(公共掲示板掲載日)より30日以内に官報に公表されなければならない(2000年法律第342号)。

2001年財政法第67条は、2002年より個人所得税税率からの配分率を、普通州のコムーネについては4.5%以内と定めている。税率は、地域別に割当てられた課税総額に比例して配分される。

(7) 公共空間使用税

ア 概要

公共空間使用税(tassa per l'occupazione di spazi ed aree pubbliche : TOSAP)は、道路、広場、コムーネの所有地における市場などの土地およびその上下空間、またタクシー乗り場や駐車場を対象とする。使用責任者、または(責任者が不在の場合は)使用者本人(無許可営業の場合も含む)が土地の使用面積に比例した額をコムーネに支払う。使用面積が0.5平方メートル以下の場合、課税の対象とならない。公共空間使用税(TOSAP)は地方財政法典第192条によって制定されたが、1993年委任立法令第507号(1993年委任立法令第566号および1995年法律第549号により改正)で見直された。

この税は1999年1月1日より廃止されることになっていたが、1997年委任立法令第446号第51条、1998年法律第448号第31条で、廃止規定自体が撤回された。この結果、コムーネおよび県は従来通り公共空間使用税(TOSAP)を適用するか、これに代わる料金を新たに規定するか選択できることになった。

イ 税率

長期使用(1年以上)と短期使用(1年未満)によって税率が異なる。コムーネの人口(12月31日現在)によって基準となる税率が下表のように異なっているが、占有形態等によって、税率が変化する。

なお、この表におけるコムーネの分類は次のようになっている。

¹⁹ IRPEF=Imposta sul Reddito delle Persone Fisiche

分類Ⅰには人口 500,000 人を超えるコムーネ
 分類Ⅱには人口 100,001 人以上 500,000 人以下のコムーネ
 分類Ⅲには人口 30,001 人以上 100,000 人以下のコムーネ
 分類Ⅳには人口 10,001 人以上 30,000 人以下のコムーネ
 分類Ⅴには人口 10,000 人以下のコムーネ

表 4-10 長期使用に対する公共空間使用税の税率〔1 年あたり〕（1993 年委任立法令第 507 号）

コムーネの分類	税 率	
	最低税率（㎡あたり）	最高税率（㎡あたり）
I	43.90 ユーロ（85,000 リラ）	65.59 ユーロ（127,000 リラ）
II	35.12 ユーロ（68,000 リラ）	52.68 ユーロ（102,000 リラ）
III	27.89 ユーロ（54,000 リラ）	41.83 ユーロ（81,000 リラ）
IV	22.21 ユーロ（43,000 リラ）	33.05 ユーロ（64,000 リラ）
V	17.56 ユーロ（34,000 リラ）	26.34 ユーロ（51,000 リラ）

表 4-11 短期使用に対する公共空間使用税の税率〔1 日あたり〕（1993 年委任立法令第 507 号）

コムーネの分類	税 率	
	最低税率（㎡あたり）	最高税率（㎡あたり）
I	1.03 ユーロ（2,000 リラ）	6.20 ユーロ（12,000 リラ）
II	0.77 ユーロ（1,500 リラ）	5.16 ユーロ（10,000 リラ）
III	0.77 ユーロ（1,500 リラ）	4.13 ユーロ（8,000 リラ）
IV	0.39 ユーロ（750 リラ）	3.10 ユーロ（6,000 リラ）
V	0.39 ユーロ（750 リラ）	2.08 ユーロ（4,000 リラ）

3 県税

（1）概要

1996 年法律第 662 号第 3 条に定める地方税制改革に続く一連の改革により、県の自主財源は大幅に増加し、現在では以下の税目を収入源としている。

- ・ 県自動車登録税
- ・ 県自動車保険税
- ・ 環境保護および環境衛生行政のための県税
- ・ 県公共空間使用税
- ・ 個人所得税附加税

表 4-12 県の税収 (1999 年)

(単位：百万リラ [万ユーロ])

税収計	うち県自動車登録税	県自動車保険税
5,115,824 [758,455]	1,206,197 [28,202]	1,674,644 [8,041]

(出典：「statistiche delle amministrazioni pubbliche 1999」 p148, ISTAT)

(2) 県自動車登録税 (imposta provinciale di trascrizione : IPT)

1999 年 1 月 1 日より、1997 年委任立法令第 446 号第 51 条にて廃止された自動車登録に係る国税の県附加税 (addizionale provinciale all'imposta erariale di trascrizione: APIET) に代わって、県は自動車登録簿への車両の正式な登録等の事務に係る税を制定することができる (同委任立法令第 56 条)。課税額は車両の種類と馬力を基に算出される。

(3) 県自動車保険税 (imposta sulle assicurazioni contro la responsabilità civile)

自動車を運行する市民の責任をその課税の根拠とする。自動車登録所がある全ての県で課税される (1997 年委任立法令第 446 号)。原付バイクは対象とならない。

(4) 環境保護および環境衛生行政のための県税 [ごみ処理税] (il tributo per l'esercizio delle funzioni di tutela, protezione ed igiene dell'ambiente)

1992 年委任立法令第 504 号第 19 条によって、県税として認められた。環境および土壌の保護、廃棄物の処理と管理に係る行政執行のための財源調達の必要性をその根拠とする。

税率については 1 ~ 5 % の範囲内で県議会の議決にて定められる。コムーネ都市固形廃棄物処理税の附加税の形態をとっており、コムーネ都市固形廃棄物処理税を支払う者を納税義務者とする。

(5) 公共空間使用および地下道建設に係る税 (tassa per l'occupazione di spazi ed aree pubbliche ed eventuali contributi per la costruzione di gallerie nel sottosuolo)

この税は使用目的に関係なく、道路や広場、公共市場などを使用する場合を対象とする。道路の上下空間を使用する場合も同様に課税の対象となる。

さらに民間所有地に建設された公共の通路も、法の定めるところにより課税対象とされる。1993 年委任立法令第 507 号第 38 条 4 項は、人口 1 万人以下のコムーネを通過する県道上の空間使用に係る公共空間使用税については、(コムーネではなく) 県が税金を徴収すると規定する。これは使用を許可するのがコムーネである場合にも変わらない。

(6) 県個人所得税附加税 (addizionale provinciale all'IRPEF)

1999 年法律第 133 号第 12 条により、コムーネ個人所得税附加税に関する規定 (1998 年

委任立法令第 360 号) が改正され、コムーネ個人所得税附加税にならって県個人所得税附加税が導入された。

4 州税

(1) 概要

州については、州生産活動税 (IRAP) ならびに個人所得税 (IRPEF) 附加税を主な税とする。州生産活動税は目的税ではないが、その税収の多くが医療サービスに充てられている。なお、シチリア特別州では国税が全額州に移譲される。

主な州税には次のようなものがある。

- ・ 州生産活動税
- ・ 個人所得税附加税
- ・ 州自動車税
- ・ 州事業特許税
- ・ メタンガス消費税州附加税
- ・ 廃棄物保管料
- ・ 自動車登録税に対する州附加税
- ・ 州公共空間使用税

表 4-13 州の税収 (1999 年)

(単位: 百万リラ [万ユーロ])

総税収	うち IRAP	IRPEF 附加税
74,416,216 [3,843,277]	42,546,146 [2,197,325]	3,895,019 [2,011,609]

(出典: 「statistiche delle amministrazioni pubbliche 1999」 p145, ISTAT)

(2) 州生産活動税 (Imposta Regionale sulle Attività Productive: IRAP)

ア 概要

1997 年委任立法令第 446 号によって設けられた州税であり、1998 年から導入された。従来あったいくつかの税を廃止する代わりに設けられ、これにより税制が合理化・単純化された。州生産活動税の制定で、州の歳入に占める税収の割合は増大した。

イ 課税標準

法人または専門職業者が事業活動において生み出した付加価値を課税標準とする。いわゆる外形基準による地方法人課税である。営業収益から売上原価、減価償却費、外部委託手数料等を差引いた金額を課税標準とする。

ウ 税率

IRAP の導入に当たっては、下表のように激変緩和措置がとられ、2003 年に全ての業種で同じ税率になるように段階的に引き上げもしくは引き下げの措置がとられた (1997 年委

任立法令第 446 号第 14 条および第 45 条)。

表 4-14 IRAP 税率の経過措置 (1997 年委任立法令第 446 号)

課税年度	2000	2001	2002	2003
一般企業	4.25%	4.25%	4.25%	4.25%
農業、小規模漁業者等	1.90%	3.10%	3.75%	4.25%
銀行等の金融機関	5.40%	5.00%	4.70%	4.25%

2000 年より各州は 1 % を上限として税率を引き上げ、もしくは引き下げが可能である。

(3) 州個人所得税附加税 (addizionale regionale all'IRPEF)

州が課することができる所得税に対する附加税である (1997 年委任立法令第 446 号)。当初、0.5% を標準税率とされ、州は最大 1 % にまで税率を上げることができるとされていたが、2000 年から標準税率が 0.9%、最大税率が 1.4% に、それぞれ引き上げられた (2000 年委任立法令第 56 号)。

(4) 州公共空間使用税 (tassa per la occupazione di spazi ed aree pubbliche : TOSAP)

この税は 1999 年 1 月 1 日より廃止される予定であったが、1998 年法律第 448 号によって存続することとなった。各州は、これを税方式から料金方式に変更することができる。

(5) 州事業特許税 (tasse sulle concessioni regionali)

州の所掌する事業を事業特許委託する場合、または州から公共的団体に業務を委託する場合に適用される。この制度は 1970 年法律第 281 号第 3 条によって規定され、1990 年法律第 90 号第 4 条で修正されたが、1997 年委任立法令第 446 号第 55 条は、州に同制度を適用しない自由を認めている。

(6) メタンガス消費税州附加税 (addizionale regionale all'imposta di consumo sul gas metano)

1990 年委任立法令第 398 号第 9-16 号によって定められた。製造業以外の部門を対象に、メタンガスをエネルギーとして消費する場合に賦課される国税に附加される。

(7) 州ガソリン税 (imposta regionale sulla benzina per autotrazione)

ガソリン・スタンドにより供給されるガソリンに賦課される。(1990 年委任立法令第 398 号 第 17 条)

(8) 州自動車税 (tasse automobilistiche regionali)

国の資産税の対象となる乗り物、モーターボート、および州内居住者の所有物で車両通行許可証を必要としない乗り物、モーターボートに適用される。

(9) 大学就学権にかかる州税 (tassa regionale per il diritto allo studio universitario)

1995 年法律第 549 号に定めるこの税は、特別州および自治県が課税権を持つ。優秀な大学生に奨学金を支給あるいは貸与するための資金源とする。

(10) 固形廃棄物処理特別税 (tassa speciale per il deposito in discarica dei rifiuti solidi)

1995 年法律第 549 号に定められ、1996 年 1 月 1 日より施行された。固形廃棄物および収集物からの原料および燃料回収を対象とする。

第 4 節 州および地方団体の歳入—その 2 (地方税以外)

1 移転収入

(1) 地方団体

ア 国からの交付金に関する規定

地方自治法典第 149 条の規定によれば、国移転交付金 (trasferimento erariale) は、人口、面積、社会経済状況を考慮した基準などに基づき配分されるとされている (同条第 5 項)。さらに、国は例外的状況に対処するために特別交付金 (specifico contributo) を付与することができる。

イ 地方団体への交付金の交付

県およびコムーネに対しては国から普通交付金 (contributo ordinario) および統合交付金 (contributo consolidato) が与えられる。これは地方団体の固有の事務および委任事務の財源とするためのものである。さらに資本部門支出を援助するために開発投資交付金 (contributo per sviluppo investimenti) が与えられる。

この他に、以下のような国からの交付金があげられる。

- ・ 地方財政平衡化交付金 (contributo perequativo fiscalità locale)
- ・ 事務移譲交付金 (funzioni trasferite)
- ・ 個人所得税配付金 (compartecipazione IRPEF)

ウ 州からの財源移転

州は、州経済計画および投資計画の実現のために、州から地方団体に移譲もしくは委任された事務の実施に必要な財源を保障するため、地方団体の財政を支援する (地方自治総合法典第 149 条第 12 項)。国の関連法によって規定された投資的支出のためにコムーネおよび県に属するべき収入は、州計画に基づいて配分される。地方団体が州から付与された権能を行使するにあたって必要な事務経費については、州が州計画に基づいて財源を決定する (同条第 13 項)。

表 4-15 国からの地方団体（広義）への移転収入一覧（2002 年実績）

(単位：100 万ユーロ)

移転収入の種類	コムーネ	県	山岳部共同体
普通交付金	3,736	414	111
地方財政平衡化交付金	827	128	—
統合交付金	1,854	109	37
その他交付金	164	42	—
最低サービス保障交付金	12	2	—
事務移譲交付金	8	153	—
個人所得税配付金	4,341	—	—
経常部門移転収入小計	10,940	849	148
開発投資交付金	1,744	95	13
国家投資普通交付金	179	1	—
事務移譲交付金	10	593	—
資本部門移転収入小計	1,933	690	—
合 計	12,873	1,540	162

(出典：イタリア内務省)

(2) 州

ア 国からの財源移転

憲法第 119 条第 5 項において、コムーネ、県、大都市および州のために、経済発展および社会の融合・統合のため、経済および社会の格差を取り除くため、またそれらの団体において、その職務を行う職員を確保するための国からの交付金の交付を認めている。

1999 年法律第 113 号により、国からの財源移転が一部廃止され、一方で個人所得税の州附加税税率が増加され、また付加価値税の一部を州が収入することが認められた。

イ 欧州連合からの移転収入

(ア) 構造基金の概要

欧州連合地域内での地域間格差是正のための構造基金 (fondo strutturale) からの補助金が、州（地域）に対して欧州連合により交付される。構造基金には目的別に以下の 4 基金がある。

- ・ 欧州地域開発基金 (Fondo Europeo di Sviluppo Regionale : FESR [以下「地域開発基金」という。])
- …生産投資の奨励、地域開発を容易にする社会資本整備による地域間不均衡是正を目的とする。
- ・ 欧州農業指導保障基金 (以下「農業指導基金」という)
- ・ 欧州社会基金
- ・ 漁業指導基金

(イ) 3 つの優先目的分野

構造基金による援助の 94%は、優先される 3 つの分野に対して、各加盟国のそれぞれの州（地域）を単位とする各種事業に対して行われる。このうち全構造基金の約 7 割を占める目的分野は、「後進地域の開発と構造調整の促進」である。これは、一人当たり GDP が

域内平均の 75%未満の地域が対象であり、その他に、最遠隔地域など若干の対象地域がある。これらの地域は、地域開発基金、農業指導基金、欧州社会基金、漁業指導基金の対象となっている。

その他に地域開発基金、欧州社会基金の対象となる「構造的困難に直面する地域の経済的・社会的転換への支援」や、欧州社会基金の対象となる「教育、訓練および雇用の改善・近代化への支援」がある。

イタリアにおいてはカンパーニア、プーリア、バジリカータ、カラブリア、シチリア、サルデーニャ、モリーゼ（2006 年末までの経過措置）の 7 州が「後進地域の開発と構造調整の促進」のための補助の対象地域となっている。

2 地方債

（1）概要

地方団体が借入れを行うことができるのは、個別法の定めによる場合か、投資的経費に用いる場合に限定されている（地方自治法典第 202 条）。利用できる借入れ方法として 1996 年大統領令第 194 号は、銀行からの借入、債券発行等をあげている

地方団体は預託貸付公庫（cassa depositi e prestiti）、銀行、欧州投資銀行等の金融機関の貸付を利用することができる。その詳細については地方自治法典第 204 条第 2 項に定められている。

（2）地方団体

地方団体は「法の許す範囲内」で地方債（buono ordinario : B.O.）を発行することができる（地方自治法典第 205 条）。地方債の発行については 1994 年法律第 724 号に従い、コムーネ、県、山岳部共同体、島嶼部共同体、関連する事務組合および州は、投資的支出に充てる場合にのみ地方債を発行できる。

地方債の発行は、破産状態あるいは構造的な赤字にない地方団体、もしくは破産状態にある場合であっても一定の条件を備えている地方団体のみが行うことができる。地方債を発行する場合、国の許可制ではないが、第三者（銀行等）の収支の認定が必要である。

地方債は 5 年以上を満期とし、利息に対しては 12.5%の税金が課される。

（3）州

州は、投資的経費（すなわち資本部門支出）への充当を初めとする一定の場合に金融機関等と貸借契約をし、債券（obbligazione）を発行することができる（1970 年法律第 10 号第 28 条）。1 年間の地方債の元利償還金の総額は、州税収入の総額の 25%を超えることはできない（1982 年法律第 181 号）。また、1993 年暫定緊急措置令第 8 号第 20 条に基づく貸付金を用いて、赤字解消のための再建計画を進めている州は、債券を発行することはできない。

なお州の債券発行に関する原則については、上記（2）の 1994 年法律第 724 号におい

ても同様の内容が述べられている。

3 その他の自主財源

1996 年大統領令第 194 号（1995 年委任立法令第 77 号第 114 条にて改正）は租税以外に地方団体が得る自主財源について定めている。そこでは、「公共サービスによる収入」、「財産の管理運用による収入」のほか、公社や持ち株会社の収入から生じる配当金等がある。

各地方団体の所掌事務に係る手数料、使用料等は当該地方団体が収入する。公共サービスの使用料については地方団体が決定する。地方団体の所掌事務に関して法律によって無料と定められるもの、また供給価格ならびに料金が実質経費を下回る場合、国と州はこれを補完する資金を地方団体に保障すべきものとされる。

「財産の管理運用による収入」には、公共空間使用税（TOSAP：前述）に代わるものとされる公有地使用料収入が含まれる。この料金制度は公共空間使用税と異なり、税ではなく財産収入であるにもかかわらず、同税と著しく類似した性格を有している。

第5節 州および地方団体の歳出

地方歳出を行政分野との関係でみると、州では社会福祉、県は教育・文化・科学研究、総務、運輸・通信、コムーネでは社会福祉、総務等のウェイトが大きくなっている。

表 4-16 州および地方団体における行政分野別歳出（2000 年実績）

（単位：100 万ユーロ）

区 分	州・自治県	県	コムーネ
経常歳出	89,942	5,208	42,374
総務	7,509	1,589	12,163
防衛・司法・治安警察	64	0	2,439
教育・文化・科学研究	3,043	1,476	6,002
住居・居住	306	0	290
社会政策	65,039	711	14,966
運輸・通信	3,934	965	4,327
経済	3,408	467	2,130
その他の事務	6,639	0	57
資本歳出	17,669	3,710	24,034
総務	679	1,408	8,129
防衛・司法・治安警察	54	0	213
教育・文化・科学研究	703	767	2,083
住居・居住	1,333	0	1,548
社会政策	3,181	198	5,890
運輸・通信	1,977	1,131	4,570
経済	7,765	206	1,489
その他の事務	1,977	0	112
経常歳出＋資本歳出			
総務	8,188 (7.3%)	2,997 (32.3%)	20,292 (28.6%)
防衛・司法・治安警察	118 (0.1%)	0 (0.0%)	2,652 (3.7%)
教育・文化・科学研究	3,746 (3.3%)	2,243 (24.2%)	8,085 (11.4%)
住居・居住	1,639 (1.5%)	0 (0.0%)	1,838 (2.6%)
社会政策	68,220 (61.0%)	909 (9.8%)	20,856 (29.4%)
運輸・通信	5,911 (5.3%)	2,096 (22.6%)	8,897 (12.5%)
経済	11,173 (10.0%)	673 (7.3%)	3,619 (5.1%)
その他の事務	8,616 (7.1%)	0 (0.0%)	169 (0.2%)
小計	107,611 (100%)	8,918 (100%)	66,408 (100%)
負債償還	4,209	350	4,553
合計（経常歳出＋資本歳出＋負債償還）	111,820	9,268	70,961

（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.10, ISTAT）

コムーネの行政分野別支出をさらに詳しく見ると、総務に関するものが歳出の3分の1を占めるが、「道路・交通」「都市計画、住宅、環境」など都市基盤整備に関係するものが、同じく3分の1を占めている。次に社会政策、公共教育等の分野が続く²⁰。

表 4-17 コムーネの行政分野別歳出（2000 年予算）

（単位：100 万ユーロ）

区 分	経常歳出	資本歳出	合 計
総務	11,462	7,440	18,901
うち人件費等	3,195	192	3,386
財政計画管理	1,190	4,980	6,170
税金および財政関係	757	15	772
財産管理	884	1,073	1,957
専門事務所	1,413	210	1,623
戸籍、住民票、選挙権、徴兵	938	10	949
司法関係	258	150	408
警察関係	2,078	80	2,158
うちコムーネ警察	1,991	55	2,046
公共教育関係	4,392	999	5,391
うち幼稚園	1,085	154	1,238
初等教育	848	479	1,326
中等教育	423	219	643
就学支援、スクールバス等	1,862	108	1,970
文化および文化財	1,392	648	2,040
うち図書館、美術館、絵画館	579	276	856
スポーツおよびレクリエーション	741	683	1,424
うちプール	92	74	166
競技場、スポーツ関連施設	503	600	1,103
観光関連	305	191	496
交通、道路網	4,232	3,465	7,697
うち道路網	1,468	2,258	3,726
照明	905	327	1,232
国土、環境	8,388	4,510	12,898
うち都市計画、国土管理	700	1,219	1,920
公共住宅の建設等	248	1,165	1,413
河川管理	1,599	1,194	2,792
下水道・排水溝	5,038	306	5,344
社会政策に関する分野	5,156	787	5,943
うち託児所、幼児・児童に関する事務	1,213	56	1,269
社会住宅、老人ホーム	536	102	638
個人に対する社会的支援	2,693	179	2,873
墓地・検屍	398	382	779
経済発展分野の事務	485	442	928
生産活動分野の事務	1,341	332	1,673
その他	57	122	179
合計	40,287	19,849	60,136

（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.9, ISTAT）

²⁰ なお、表 4-16 は 2000 年度の実績であるのに対し、表 4-17 は 2000 年度の予算である。

州および自治県の行政分野ごとの支出をみると、社会政策に関する支出が約6割弱と多くなっている。それに次いで、農業・畜産分野等をはじめとする経済分野に関する支出が、約1割強となっている。

表 4-18 州（および自治県）の行政分野別歳出（1998年実績および2000年実績）

（単位：100万ユーロ）

行政分野	行政分野細目	経 常 (1998年)	資 本 (1998年)	合計 (1998年)	合 計 ²¹ (2000年)
一般行政	一般行政	5,813	681	6,494	7,198
行政警察・消防	行政警察・消防	71	43	114	118
教育・文化・科学研究	義務教育	1,518	255	1,773	1,696
	職業教育	1,722	234	1,956	1,814
	文化関連組織	449	427	876	931
	学術研究	58	48	106	82
住居・居住	住宅問題	38	1,468	1,506	1,527
	都市計画	18	99	117	120
社会政策	就学支援	1,610	368	1,978	2,053
	生活扶助・保健福祉	55,299	1,383	56,682	64,014
	スポーツ	90	101	191	210
交通・通信	道路網	59	434	493	603
	道路交通	2,675	566	3,241	4,740
	鉄道交通	318	98	416	761
	海上交通	482	82	564	545
	航空交通	3	8	11	19
	その他の輸送	9	100	109	104
経済	労働	346	231	577	989
	農業・畜産	1,090	2,731	3,821	3,323
	森林	86	429	515	598
	山岳地域の経済発展	99	224	323	296
	ミネラルウォーター・採石場・泥炭地	33	20	53	14
	狩猟・漁業	130	58	188	151
	公共工事	52	1,877	1,929	2,385
	上水道・下水道	227	927	1,154	1,354
	手工業	137	444	581	393
	観光・ホテル	388	592	980	815
	見本市・商業	37	124	161	195
	工業、エネルギー資源	158	1,463	1,621	1,335
	自然保護関連	145	366	511	662
その他	義務的支出	680	35	715	742
	その他の支出	2,751	1,721	4,472	4,701
	特別補助金	1,988	765	2,753	3,018
	社会保険	71	26	97	105
負債償還	負債償還	—	—	4,070	4,209
合計		78,650	18,428	101,148	111,820

（出典：「annuario statistico italiano 2002」 表 25.12, ISTAT）

²¹ 2000年については速報値であり、表4-16とは必ずしも整合しない。

第6節 特別州の財政

1 特別州の財政自治権

特別州は政治的、民族的、経済的理由から設立され、その地位は憲法に基づいて定められている(本書第2章第1節参照)。特別州として位置づけられたシチリア、サルデーニャ、ヴァッレ・ダオスタ、トレンティーノ＝アルト・アーディジェ、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリアの各州は、憲法に基づいて採択された各々の特別憲章に基づき、普通州よりも広範な自治が認められている。

特別州には、その行政の推進にあたって、十分な財政的手段をとることが許されている。特にシチリア州では自主税目の制定が許され、同州特別憲章第36条により、州自身が決議する税目により州の歳入を補うことができる。ただし、タバコおよび国が発行する宝くじなどの専売事業収入への課税は国に限定される。1996年法律第662号第3条は、シチリア州および他の特別州に対して、自らの法令により税財政改革を施行しうる権限を与え、これにより州生産活動税(IRAP)を独自に制定し、他の小規模税を廃するなどの改革が行われた。

また特別州の会計管理については、原則として中央政府の関与を免れうるが、会計検査院の特別部門による会計監査は実施される

また、州の行政活動に対する監査は、「基本法および計画により制定された目標達成」という点に限定され、会計検査院によって行われる。監査結果は最低年1回、国会および州議会に報告される。同報告書は関係する行政機関にも送付される。

表 4-19 特別州各州の会計原則を定めた州法律

州 名	法 令 名
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州	1999年4月16日付州法律第7号
サルデーニャ州	1983年5月5日付州法律第11号
シチリア州	1977年7月8日付州法律第47号
トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州	1991年5月9日付州法律第9号
ヴァッレ・ダオスタ州	1989年12月27日付州法律第90号

(出典:「nuovo ordinamento regionale 2002」 SIMONE)

2 特別州の税制自治権

特にシチリア州とサルデーニャ州において広範な税制上の自治権が認められている。その強い自治権は中央政府との間で論議を呼ぶこともある。

(1) シチリア州

シチリア州は歴史的背景もあり、他の特別州よりもさらに異なる自治権を有している。前述の同州憲章第36条では、州の資産収入および州の決議する税源により必要経費を賄うという原則が定められている。また、一方でシチリア州の税関制度、宝くじ、タバコ専売

事業課税収益等は国家にその権限が属することも規定している。

1965 年大統領令第 1074 号（シチリア州の財政問題に関する法規施行に関する大統領令）により、一定の範囲内で自主課税権が同州に与えられ、同州の財政自治権を確認している。また同大統領令は、国家に帰属する収入、国家税収のうち州に帰属するものが記され、州地域で課税された国税収入のうち一部は同州が収入する。また延滞利子および罰金等もシチリア州が収入する。

（２）サルデーニャ州

1948 年憲法的法律第 3 号で承認され、1983 年法律第 122 号により補足された同州憲章は、州財政において以下の歳入を見込むことを規定する。

- ・ 国家の租税制度の原則の範囲内で州が制定する自主税目
- ・ 州資産および所有地からの収益、国家からの特別交付金（例えば、公共事業への特別財政援助等）、
- ・ 州の区域内における国税収入の一部（個人所得税、法人所得税、付加価値税等）

州財政の要である国税収入の一部移転は、付加価値税を除き、割当が固定されている。付加価値税は、その他の割り当て収入を考慮し、毎年その割り当て分が決定される。

（３）トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州

トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州、および同州を構成するトレント県、ボルツァーノ県の両県とも、財政自治権を有する。1948 年憲法的法律第 5 号および後の改正で承認された州憲章に基づいて、財政自治権が認められている。

同州には、州管轄地域内の資産収入、州が決議した税目、州内で徴収された国税収入の一部（不動産登記税等）等が収入となる。不動産登記税が含まれるのは、同州は、都市部不動産登記および土地登記において、国家行政に属する事務を行うためである。

（４）フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州

トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州同様、同州の税収入は、国法で定められる地方財政に関する一般原則の範囲内で、州法律で制定される税金、州内で徴収された国税収入の一部等から構成される。

（５）ヴァッレ・ダオスタ州

他州と異なり、同州は税制の自由地区ともいえる。この措置は、1948 年憲法的法律第 4 号にて採択された。また税関について、1948 年憲法的法律第 4 号および 1973 年大統領令第 43 号（税関に関する大統領令）にて、特別の地位が認められている。

1981 年法律第 690 号によって同州の財政・税制度が定められている。他の州と同様に、国の定めた国税および地方税制度の範囲内で、同州が決定できる税目が州の収入とされているほか、1981 年法律第 690 号に基づいて、同州が決定した国税への附加税、また州内で徴収されるその他の国税の一部などを同州の収入とすることができる。

第5章 住民・中央政府・欧州連合との関係他

第1節 住民と地方行政 第2節 中央政府との関係

第3節 州および地方団体の相互関係 第4節 欧州連合との関係

第5節 州および地方団体の全国組織 第6節 外国の地方団体との関係

第1節 住民と地方行政

1 概要

地方自治法典においては、「請求・請願・提案」、「住民投票」等、住民が行政に対して意思表示をし、また何らかの行為を求める手段が規定されている。行政に対する情報公開請求、一定の行政手続きに対する住民参加、また地方団体による行政上の行為に関する住民による裁判所に対する訴訟提起なども定められている。住民の権利を擁護するために、ディフェンソーレ（市民擁護者）という役職が設置されている。

2 請求・請願・提案

コムーネの憲章は原則として請求、請願、提案という手続きを定めなければならない（地方自治法典第8条第3項）。これらの手続きは、個人、団体を問わず利用することができる。

（1）請求（istanza）は、地方団体および関係官庁に対して、行政手続きの遂行を求めるものである。すなわち実行可能、適用可能な措置を要求し、また不十分な行政上の措置に対して、改善を求めるものである。

（2）請願（petizione）は、地方団体および関係官庁に対して提出する要望であり、公共的利益の状況に対して、関係行政当局自ら措置を講ずることを要求する行為である。

（3）提案（proposta）は、行政に対する協力的手段であり、行政上の決定の草案、計画および提案に対して、住民が行うものである。

3 住民投票

（1）概要

住民投票は、特定の行政課題について住民の直接投票を行うものであり、憲法においても規定されている直接民主主義的手法である。地方住民投票、州住民投票、区域住民投票等がある。

（2）地方住民投票（referendum locale）

地方住民投票は、これを通じて全住民が地方団体の事務事業に関する意見を表明するという典型的な直接民主主義的制度である。これは、地方団体の排他的な権能に対してのみ行われる。

住民投票の実施方法は各地方団体によって定められ、これについて法は、地方選挙（州、県、コムーネ）と同時に住民投票を実施することを禁止するのみである（地方自治法典第 8 条第 4 項）。

ア 諮問住民投票（*referendum consultivo*）は、当該地方の利益にとって重要な問題について住民に諮問するものである。地方団体は、その制度について憲章で定めなければならない（地方自治法典第 8 条第 3 項）。諮問に留まるため、地方団体は結果を無視することもできる。

イ 行政行為等廃止住民投票（*referendum abrogativo*）は、地方団体の機関によって決定され、発効している行政上の行為および措置に関して、それを確定または廃止するための住民投票である。1999 年法律第 265 号によって導入された。

ウ 提案承認住民投票（*referendum propositivo*）は、地方団体または他の公的団体によって提案された法的効力を生ずる決定などを、地方団体の有権者が承認するものである。

（3）州住民投票（*referendum regionale*）

各州の憲章の規定により、州法律案および州条例案に対して州住民投票が行われる。また、特定の問題についての諮問、州法律等の廃止、制定について住民投票が行われることもある。

州法律等の改廃に関する住民投票は、有権者、県等が実施を請求できるが、一般に税法、予算に関する内容には適用されない（例：カンパーニャ州憲章第 55 条ほか）。

（4）区域住民投票（*referendum territoriale*）

州の区域内における新しいコムーネの設立、既存コムーネの区域、名称変更などについては、州の権限とされている。このような措置については、関係する住民による区域住民投票にかけることが定められている（憲法第 133 条）。また州境界の変更に関して、関係住民の意見を問う住民投票が存在する（憲法第 132 条）。

4 行政手続きへの参加

地方自治法典は、個人、団体を問わず、地方団体による決定、それに関連する決議等に関連する情報へのアクセス権について、各地方団体の憲章上に定めるものとしている（地方自治法典第 8 条第 2 項）。各地方団体の憲章は 1990 年法律第 241 号に定める規定に従わなければならない。

同法は行政手続きに関して、行政当局に課せられる義務および当事者の権利に関する事項を以下のように定めている。

（1）行政手続きを開始した旨を以下の者に通知する義務

- ・手続き完了時に何らかの影響を受ける者
- ・手続きの直接当事者ではないが、不利な立場に陥る可能性がある者（対象となる者が明らかにできる場合に限る。）

(2) 当事者に係る以下の権利

- ・行政手続きに関する文書の閲覧（例外あり）
- ・自己の見解および提案などの提出

(3) 対象案件について、当事者の提出した見解および提案を行政当局が検討する義務

(4) 個人当事者との合意

個人当事者の提出した見解および提案に基づき、行政当局と個人当事者の間で合意を結ぶことを認めている。この合意は、公共の利益を図ることを目的とし、第三者の権利を侵すことなく締結され、手続き上の合意¹または措置上の合意²という形をとる。

5 住民訴訟（azione popolare）

住民訴訟は、コムーネおよび県に属する行為等につき、公益を守る目的で有権者が裁判に訴えることを認めた制度である（地方自治法典第9条）。すなわち、特定の地方団体の有権者が地方行政の円滑なる遂行を図る目的で、法廷で争う権利が住民に保障されている。訴訟の結果、地方団体に責任ありとされた場合、訴訟費用は地方団体の負担となる。

住民訴訟の中にはシンダコ、県知事、コムーネ議会議員、県議会議員、区議会議員の解職請求を目的とする訴訟が存在する（地方自治法典第70条）。この住民訴訟は、地方団体内のあらゆる有権者、利害関係人、および地方長官によって提起される。

6 地方団体の情報公開

(1) 概要

住民の行政文書へのアクセスについては、地方自治法典第10条に定められている。地方団体に関する文書および情報へのアクセス権（開示請求権）は、特定の直接的利害の有無に関わらず、個人、団体、および国籍を問わず、法的に重要な状況を擁護することを目的とする者に属するとされている。

法により公開が明白に禁止されている文書、および公開によって個人、団体、企業の秘密が冒されうる文書については公開されない。文書の閲覧によって行政活動の円滑な推進が阻まれる場合、文書へのアクセスを行政当局の判断で延期することができるが、これはシンダコおよび県知事の権限である。

文書の公開請求に係る規定が、各地方団体において定められていない場合においても、

¹ 行政当局側が新たに行政措置を適用することを前提としており、全般的に適用できる。

² 行政措置を全般的に取消し、新たな措置を行うものであり、法により明確かつ具体的に定められている場合のみに行いうる。

アクセス権を有する者は文書の公開請求を行うことができる。公開の対象とされるのは、行政記録(録音された記録を含む)および地方団体の公共掲示板に公示された文書である。同法は文書の公開請求権の他、行政当局の所有する情報への公開請求権も認める。

行政の事務事業の計画および企画段階に係る準備的文書、措置の適用が完了していない手続きに係る文書などは、開示請求権行使の対象から原則として除外される。

(2) 1990 年法律第 241 号と地方自治法典の定めるアクセス権の関係

1990 年法律第 241 号は行政当局の全部門において、地方自治法典は地方自治の部門に限り、行政上の文書へのアクセス権を規定している。1990 年法律第 241 号は、原則的に地方自治の分野にも当てはまると考えられている。また、地方自治法典では、行政上の文書だけでなく、行政が有する情報も対象にしており、その意味で適用範囲は広い。

(3) アクセス権とプライバシー権

文書および情報へのアクセス権の行使については、1996 年法律第 675 号等に規定されるプライバシー権が考慮されなければならない。申請者の法的利害を擁護する場合には、アクセス権は第 3 者のプライバシー権に優先されるが、アクセス権が申請者の単なる経済的利害を守る場合には、第三者のプライバシー権が優先される。

またプライバシー権擁護のため、関連文書の閲覧のみ可能であり、写しは交付されない場合もある。

7 ディフェンソーレ (市民擁護者)

地方自治法典第 11 条の規定に従い、地方団体はディフェンソーレ (difensore civico : 市民擁護者)を設置することができる。ディフェンソーレの選出および権限等については、地方団体の憲章等に従って行われる。

ディフェンソーレは、住民に対する行政行為に関して、当事者または第三者からの訴えに基づき、住民に対する行政の権限濫用、機能不全、事務事業の遅滞、不十分な事務事業などに対する警告を発し、コムーネ行政および県行政の公平な実施と円滑な推進を図ることをその目的としている。

1997 年法律第 127 号により、ディフェンソーレは、地方団体の機関における決議をチェックする役割も持つようになった。

第 2 節 中央政府との関係

1 国と州・地方団体との関係

2001 年の憲法改正により、中央政府による州および地方団体 (県およびコムーネ) に対

する統制等に関わる条文が改正もしくは削除された。これに伴い、州および地方団体の自律性をより尊重する制度への改正が行われた。現在、それに続く制度改正が行われているところである。また 1997 年からのバッサニーニ法に伴う改革も、国と州および地方団体の関係に関する重要な制度改正であった。

（１）政府監察官等

この改正により、政府監察官（*commissario del governo*:改正前憲法第 124 条）についての憲法上の規定が廃止された³。政府監察官は州議会が存する都市に設置され、中央政府の地方出先機関と州政府の行政行為を調整することを任務としていたが、その十分な役割を果たせなかったともいわれている。州議会において可決されたあらゆる法律が監察官に報告され、審査されなければならなかった（改正前憲法 127 条第 1 項および第 2 項）。

また憲法改正前は、州の行政行為の適法性の統制を行う機関が存在したが、これに関する規定も廃止された（改正前憲法第 125 条 1 項）。同機関は、会計検査院職員、首相府職員、県地方長官経験者、法律分野の専門家等から構成され、一定の州行政行為に対する事前審査を行い、適法性に欠けると判断した場合には無効とすることができた。

（２）国による州議会の解散および州知事の解任

憲法は共和国大統領に、憲法に反する行為または法律の重大な違反をなした州議会の解散と州知事の解任の権限を認めている（憲法第 126 条第 1 項）。国家の安全保障もまた、この解散と解任の理由になりうる。大統領は政令を発し、法律に定められた方法により設立された州問題に関する両院議員委員会の意見を聞いた後、内閣の事前決議に基づきこれを採択する。なおこの委員会は、各政党の議員数に比例した人数で、両院の議長により指名された、それぞれ 20 名ずつの国会議員によって構成される。

（３）憲法裁判所（*corte costituzionale*）

憲法第 127 条の規定により、州法律が州の権限を越えていると中央政府が判断した場合、中央政府は、その公布から 60 日以内に憲法裁判所に対して憲法上の適法性への疑義を提起することができる。また州は、国の法律または他の州の法律および法律に基づく行為が自らの権限を侵害していると判断する場合は、その法律または法律に基づく行為が公布されるかまたは有効となった日から 60 日以内に、憲法裁判所にその憲法上の適法性への疑義を提起することができる。

（４）中央政府と地方政府の協議の場

州および地方団体が共同で集まって、国との間で問題を協議する場として、次のような会議がある。これは 1997 年法律第 59 号（一般に言うバッサニーニ法）で整理、新設され、

³ ただし、本条の廃止は同職の廃止を意味するものではない。憲法第 118 条に定められた公共秩序および安全等に関する国と州の行政活動の調整等を行う職務として、同職は存続している。

その役割も多様化している。

ア 国家・州会議

(ア) 概要

国家・州会議（conferenza stato-regioni）は、正式名称を「国家・州およびトレント・ボルツァーノ自治県間常設会議」（conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le Regioni e Province autonome di Trento e Bolzano）という。1983年に設立され、1997年に常設の会議となった。

同会議では、州および自治県の政治・行政活動について諮問、情報収集、合意、協議等を行う。様々な経緯を経て、同会議は中央政府と州の間の調整機関と位置づけられ、州自治に関する機関・団体の中心的存在となった⁴。

同会議には、全ての普通州と特別州の州知事およびトレント県、ボルツァーノ県の自治県の県知事が参加する。議長は首相であり、関連省庁大臣が議長の指示により議題に応じて参加し、議長は公共団体代表を参加させることも出来る。

(イ) 法令等への意見表明

同会議によって、中央政府の政策選択に州および自治県が参加することができるようになったと言われ、州および自治県の利益に関わる全ての国の法令等に関して、同会議の意見が述べられなければならない。それは諮問を求められてから、原則として20日以内に行われる。緊急性のある場合は、首相は法令案の採択を優先することができるが、採択の後に提出された意見を考慮しなければならない。

このほかにも、各案件について、決議、合意、調整等が行われる。地方自治に関連する憲法第5章の条文改正に際しても、初期の段階においてここで討議がなされた。

表 5-1 国家・州会議が発した意見の数

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
件数	59	47	41	76	48	56	47	78	108	120	132	123	55

（出典：国家・州会議ホームページ）

(ウ) 事務局の設置

国家・州会議組織に関しては、新しく与えられた権限の重大さ、およびその法制化を考慮し、事務局が整備された。事務局長の下に、財政計画部、国土基盤整備部、生産活動部、社会福祉政策部、技術部がおかれている。職員の半分は国家公務員、半分は州の地方公務員より構成される。

イ 国家・都市会議

国家・都市会議（conferenza stato-città）は、正式名称を「国家・都市および地方団体会議」（conferenza stato-città ed autonomie locali）という。1996年に首相令により設立され、県およびコムーネの職務について影響を与えうる政策方針に関わる問題について、

⁴ 憲法裁判所によれば、同会議は「国家、州（そして自治県）が、州関連事項について取りあげ、政治的交渉を行うための、優先的機会となる場である」とされている。

調整、研究、情報交換、検討を行う。1997 年委任立法令第 281 号⁵により、法律上の根拠を有する団体となった。

同会議は首相によって主宰され、内務大臣、経済財政相、都市基盤整備相、保健相およびイタリア全国コムーネ協会（ANCI）会長、イタリア県連合会（UPI）会長、山岳部地方団体全国連合会（UNCCEM）会長などを構成員とする。

ウ 統一会議

統一会議（conferenza unificata）は 1997 年に設立された。これは州および地方団体の共通の利益にかかわる課題を扱う場である。州および地方団体に共通の課題について討議を行い、諸問題に関する理解を促進し、また協定等を採択する。また、それらの問題に対する見解を表明し、必要な場合には国と協議する際の代表者を指名する。また国家・州会議と国家・都市会議が、同一の問題について見解を表明する場合にも招集される。財政法案およびそれに関連する法案、また経済財政計画文書に関して固有の見解を表明することができる。

また同会議は、国、州、地方団体の間において、共通の利益にかかわる活動協定を協議し採択する。統一会議は、基本的に国家・州会議と国家・都市会議の構成員よりなる。

（5）キャビナ（cabina di regia nazionale : CABINA）

1995 年に設立された国家レベルでの機関であるが、イタリア語で「操縦席」を意味する「CABINA」と名付けられた。これは国家行政と州行政に関する国家レベルでの機構であり、欧州連合の構造基金の利用に向けた調整・促進を行う。各州に設置されているキャビナ支部（cabina di regia regionali）は、国と州の間における一般的な利害関係についての問題や、構造基金に関わる州地域での作業実施状況に関する情報収集を目的とする。またそのために、国レベルで設置されているキャビナは、州レベルで設置されているキャビナ支部との共同作業を行うことがある。それらキャビナ支部との関係を密接にするため、単一もしくは全ての州代表と定期的会合を持つ。

またキャビナは、要求があったとき、また少なくとも 6 ヶ月毎に、作業実行状況を国会、州、また国家・州会議に報告し、実行状況に遅延がある場合には、その理由および最良の解決策を報告する。キャビナには、その権限に関わる専門家 20 人から構成される専門事務局がおかれる。

（6）地方団体財政・組織管理委員会

地方団体財政・組織管理委員会（commissione per la finanza e gli organici degli Enti Locali）は、地方団体の財政および会計、また特定の地方団体の組織管理に関する監督機関であり、内務省の下に設置されている（地方自治法典第 155 条）。以前は、地方財政調査委員会（commissione di ricerca per la finanza locale）と呼ばれていた。地方自治法典の定めにより、内務大臣に対して助言、提案を行う。

⁵ バッサニーニ法に伴う委任立法令

以下にその主要な任務をあげる。

- ・ 破産した地方団体および構造的に赤字を抱える地方団体（地方自治法典第 243 条他）の施設および人員採用措置につき、中央からのコントロールを行う。
- ・ 特別清算機構⁶ (*organo straordinario di liquidazione*) の作成した負債償還計画 (*piano di estinzione delle passività*) について、内務大臣に対して見解を述べる。
- ・ 一定の場合に預託貸付公庫が地方団体に行う貸付について、見解を述べる。
- ・ 特別清算機構の行う支援について内務大臣に見解を述べる。
- ・ 地方団体の再建のために必要な措置について内務大臣に提案する。

2 国家行政等への州の参加

州が国家行政に関わるケースが存在する。国の立法活動への州の参加、憲法上の住民投票、共和国大統領選挙、州の区域の変更に関わること、国の計画に参加すること等が挙げられる。

（1）国の立法活動への州の参加

憲法第 121 条第 2 項の規定により、州議会は両議院に国の法律案を提出することができる⁷。

（2）国民投票

憲法第 75 条には、50 万人以上の有権者または 5 つ以上の州議会からの要求があるときは、法律もしくは法律に基づく行為の全部または一部を廃止する国民投票を実施することができる⁸とされている。

また憲法第 138 条により、憲法改正に関する法律は、5 つ以上の州議会から要求があるときは国民投票に付されるとされる。但し、この投票は、憲法改正に関する法律を改正するために必要な 2 回目の議決⁸において、各議院ともにその議員の 3 分の 2 以上の多数で可決された時は行われない。

（3）共和国大統領選挙

イタリア共和国大統領は、国会両院の合同会議において選挙されるが、この選挙には、州議会により選ばれる各州 3 名の代表が参加する。但し、ヴァッレ・ダオスタ州の代表は 1 名とする（憲法第 83 条）。

⁶ 地方団体の財政再建等のために設置される。委員は、憲法裁判所の退職した司法官、国務院、会計検査院の職員等から選ばれる。

⁷ 「DIRITTO COSTITUZIONALE 2002」p228, SIMONE

⁸ 憲法第 138 条第 1 項の規定により、憲法的法律は、各議院において、少なくとも 3 ヶ月の期間において引き続き 2 回の審議をもって多数決により議決される。

(4) 州の区域の変更と新州の設置

憲法第 132 条により、既存の州の合併または新しい州を設置するときは、関係住民の 3 分の 1 以上を代表するコムーネ議会が要求し、かつ当該住民の多数がこの提案を住民投票により承認した場合には、州議会の意見を聞いて州区域の変更を行う。県およびコムーネが要求するときは、法律に基づき県およびコムーネを 1 つの州から切り離し他の州に編入することができるが、この場合も州議会の意見を聞かなければならない。

また憲法第 133 条の規定により、州内における県の区域の変更および新しい県の設置は、州の意見を聞いた後にコムーネの発議によって行われる。また州は関係住民の意見を聞き、州法律により、その区域内に新しいコムーネを設置し、またその区域および名称を変更できる。

3 地方長官 (prefetto)

(1) 概要

地方長官は、国家行政の出先機関の長を務める内務省官僚であり、各県に設置され、自らの管轄区域において国を代表する。内務大臣の提案および閣議の決定を経て、大統領令によって任命される。主な任務としては以下のものがあげられる。

- ・県内での行政活動の調整
- ・県内での国家行政に関わる機関の監督（軍などを除く）
- ・緊急の必要がある場合に県の地方行政当局を代行
- ・県における公共の秩序および安全の保持

また、地方自治法典においては、緊急の場合で重大な理由があるときは、コムーネ議会や県議会の機能を停止し、一時的に任命される特別管理委員 (commissario) を指名することができる。

(2) 中央政府地方局 (ufficio territoriale governo)

各県に設置されていた中央政府の出先機関である地方長官庁 (prefettura) は、中央政府行政組織再編成のための 1999 年委任立法令第 300 号により、中央政府地方局と改称された。また、州庁所在地におかれる地方長官は、政府監察官の職務を行うこととされた。

第 3 節 州および地方団体の相互関係

1 州と地方団体の関係

(1) 地方行政監督州委員会

2001 年の憲法改正により、従前の憲法の第 130 条が廃止された。同条は、分権の趣旨に基づいて、国法の定める州の機関が県・コムーネおよびその他の地方団体の行為に対す

る適法性の統制を行うと定めていた。この規定に基づいて、地方自治法典は各州に地方行政監督州委員会（comitato regionale di controllo）を設け、同委員会は地方団体の憲章、条例、決算等についての適法性の審査等を行っていた（改正前憲法第 126 条）。

現在、憲法改正を受けた法律改正の手続きが行われているが、同委員会そのものは今後とも存続する見込みである。

（2）州と地方団体との間の協議機関

同じく 2001 年の憲法改正により、憲法第 123 条に一つの項が加えられ、「各州において、州憲章は州と地方団体との間の協議を行うための機関について定める」とされた（憲法第 123 条第 4 項）。

2 地方団体間の相互協力

地方自治法典は、地方団体による事務の共同執行や、様々な合意の方式について規定している。その方式には協約、事務組合、コムーネ共同体、コムーネ事務の共同執行、計画協定等がある。

（1）協約（convenzione）

ア 概要

複数のコムーネおよび県は、特定の事務事業について相互に協力することを、自らの選択と合意により定めることができる（地方自治法典第 30 条第 1 項）。協約においては、目的（対象となる事務事業）、期間、地方団体間の協議の形態、協約締結団体間の財政上の関係、参加する地方団体の義務等が定められる。地方団体間の事務組合設立の際にも、協約による合意が行われる。

また、国および州が、コムーネ同士およびコムーネと県との間の協約について定めることができる。これを義務協約といい、ある特定の公役務の期限付き管理のため、もしくは公共事業の実施のために行われる（地方自治法典第 30 条第 3 項）。

イ 事務局・職員の設置

協約に基づく地方団体に属する事務を遂行するために、関係地方団体から独立した事務局の共同設置および職員の配置を行うことができる（地方自治法典第 30 条第 4 項）。

（2）事務組合（consorzio）

ア 概要

単一または複数の役務の共同運営および職務の遂行のために、コムーネ同士またはコムーネと県との間で事務組合を設立することができる（地方自治法典第 31 条）⁹。事務組合

⁹ 州および地方団体と他の公的団体（商工会議所等）の間で設置される混成事務組合（consorzio misito）も存在する。

開設のためには、構成員となる地方団体の議会は、事務組合開設の規約（statuto）を含む協約（convenzione：前項参照）を承認しなければならない。協約の中で、当該事務組合設置にかかる目的、期間、財政負担等について決められる。事務組合は、構成する全ての地方団体の議会で協約が承認され、構成地方団体全ての代表者が署名した後に、法人格を取得する。なお、同じコムーネが二つ以上の事務組合に同時に加盟することはできないとされる（地方自治法典第 31 条第 6 項）。

また国は重要な公益に関わる場合、法律により義務的事務組合（consorzio obbligatorio）を設立することができる（地方自治法典第 31 条第 7 項）。

イ 組織

事務組合の組織として、総会（assemblea）が設置されており、理事会（consiglio d'amministrazione）の構成員および理事長（presidente）の選出、規約の承認等を行っている（地方自治法典第 31 条第 4 項）。その他に、運営機関である理事会、代表者である理事長、事務を総括する事務局長（direttore）、また監査組織（organo di revisione）等がある。

（3） コムーネ共同体（unione di comuni）

地方自治法典第 32 条の定めに基づいて設置される（本書第 2 章第 5 節参照）。

（4） コムーネ事務の共同執行

州は自らの法律により、小規模なコムーネに共通する職務の共同執行をコムーネに行わせることができる（地方自治法典第 33 条）。また州の法律の範囲内で、コムーネは期間ならびに対象となる事務および方法を決定して、事務の共同執行を行うことができる。

（5） 計画協定（accordo di programma）

ア 概要

計画協定は、国、州、県、コムーネおよび他の公的団体など、すなわち中央政府と地方の様々なレベルの関係団体の間で、事務事業の計画および実施を連携協力して行う必要がある場合に結ばれるものである（地方自治法典第 34 条第 1 項）。行政の事務事業の実施を簡素化・迅速化するための手続きであるといわれている。

計画協定の締結の可能性を確認するため、州知事、県知事またはシンダコは関連する全ての行政分野の代表者を招集することができる。計画協定は、自らの権限がその事務事業に深く関わる州知事、県知事、シンダコによって定められる。協約（convenzione）により、期間、実施方法、財政負担等を定め、また関係者間に問題が生じた場合の措置、計画が実現しなかったときの代替措置についても規定する。

イ 実施段階

計画協定の実施段階の進行管理は、関連する州知事、県知事、シンダコによって主宰され、関係する地方団体の関係者の参加による会議（conferenza）によって行われる。さらに国の法律が関係する場合は、中央政府州委員（commissario del governo nella regione）

および地方長官も会議に参加すると規定されている。

複数の州が参加する場合には、合意の結論は首相に通知される。また、国の法律が関連する場合、実施段階における進行管理は首相が行う。

第4節 欧州連合との関係

1 概要

欧州連合（Unione Europea：UE／英：EU）の前身である欧州共同体において、州（Regione¹⁰）の存在が着目され始めるようになったのは1970年代である。1975年に欧州地域開発基金（Fondo Europeo di Sviluppo Regionale）が、加盟国内にあつて貧しい州（地域）に対して、その地域開発を促進する目的で設立された。

1986年に制定された単一欧州議定書において、初めて州（地域）の重要性が明記され、欧州連合規約（旧）130a条にて、全体の調和した発展のためには、共同体は経済および社会の統合（cohesion）を強化するための活動を促進し、追求しなければならないとされ、特に共同体は地域間の均衡ある発展を推進しなければならないと述べられた。翌年の州・地域政府諮問委員会の設立により、各州の連絡強化を行う組織の設立が、欧州連合内において認められた。

1992年のマーストリヒト条約において、それまでの作業が制度化され、同諮問委員会の役割として、欧州地域開発基金に関する諮問を理事会から受けることが明記されている（欧州連合規約第160条他）。それ以後、同諮問委員会は州委員会とされ、新たな役割が認められた。

2 州委員会（Comitato delle Regioni）

（1）概要

州委員会は、マーストリヒト条約により設立された組織で、1994年3月に第1回会議が行われた。同委員会は、州政府および地方政府の意見を欧州連合に反映させるための機関であり、その目的は新たな欧州法の制定に際して、州および地方の代表者の発言権を確保することであり、また市民に近いレベルの政府部門の議員を関与させることである。

欧州共同体条約第263条により、委員会は、州その他の地方団体組織代表により構成される。すなわち、州組織を持たない加盟国も自国における地方団体組織の代表を参加させることができる。

委員会は、222名の委員と同数の補佐役より構成される。委員定数の各国毎の割り当ては別表のとおりであり、イタリアにおいて割り当てられた委員人数は、24名である。

¹⁰ 「地域」の意味も有する。

この各委員は加盟国からの推薦に従い、評議会の満場一致決議により任命され、その任期は4年で、再任可能である。本部はブリュッセルに置かれる。

委員会メンバーは、共同体全体の利益の下に、自主的にその任務を遂行する。
(欧州共同体条約第 263 条)

表 5-2 国別の州委員会委員数

国 名	人数
ドイツ、フランス、イタリア、英国	24
スペイン	21
ベルギー、オーストリア、スウェーデン、ギリシャ、オランダ、ポルトガル	12
デンマーク、フィンランド、アイルランド	9
ルクセンブルク	6

(2) 任務

委員会は純粋な諮問機関である。その任務は、委員会が自らのイニシアチブに基づいて活動する場合と、条約の規定に基づいて行う場合、または評議会および特別委員会から要請される場合がある。特に、委員会は各国間の共同作業に関わる問題に対し、意見を求められる。欧州理事会および欧州委員会は、必要と判断した場合、委員会に対し、意見公開までの期限を与える(期限は、委員長にその旨連絡された日付より1ヶ月間以上の期間)。この指定期限経過後は、委員会の意見は考慮されない。

アムステルダム条約は、欧州議会にも州委員会に意見を求める権利を認めている(欧州共同体条約第 265 条第 4 項)。

3 欧州連合への州常任代表

欧州連合加盟各国は、欧州連合組織に常任代表を置く。同代表は、欧州連合の活動の進展を監督し、その成果に向け貢献する。この代表委員の数名は、加盟国の常任代表者会議(COREPER)定期会議に参加する。この会議は欧州連合理事会の作業準備を行う。

イタリアにおいては、従来は、常任代表委員には、概して欧州連合関連問題に精通する外交官が指名され、1996 年までは州代表の参加は認められていなかった。しかし、1996 年法律第 52 号第 58 条は、州もしくは自治県代表 4 人を常任代表委員として任命することを規定した。任命は外務大臣に一任されるが、実質的な指名は、国家・州会議による。これらの常任代表委員に加え、欧州連合農業政策の進展を監督する者 1 人が任命される。

また、国家・州会議の権限において、州は政府に対してその職務に関わる事項、問題を指摘し、その内容は外務省が常任代表に伝達する指針に考慮されるべきであるとされている(1996 年法律第 52 号第 58 条第 2-2 項)。

4. 国家・州会議の欧州連合への関与

(1) 概要

欧州連合の政策等に関する州の意見表明は、イタリアの国家・州会議を通じても行われる(本書第 5 章第 2 節参照)。1997 年委任立法令第 281 号により、国家・州会議では、以下の目的のために年 2 回の会議が開催される。

- ・ 州の権限に関わる問題について、州より表明される要求と欧州連合決議案との政治的

調整

- ・ 欧州連合の法令の草案への意見表明
- ・ 州の権限に関する欧州連合指令および欧州裁判所判決を実現するために行われる、国家行政の決議に対する意見表明

また、各国に割り当てられた欧州連合補助金の有効活用を目的とし、キャピナ（本章第2節参照）との共同作業を行うことも、会議の役割の1つである。

（2）特別会議（*sessione speciale della conferenza*）

国家・州会議においては、州および県の利益に関わる欧州連合の政策のみを扱う特別会議が設置されている。政府は当該会議の結果を国会に報告する義務を負う（1997年委任立法令第281号）。

会議においては、原則として以下についての意見を表明することが求められる。

- ・ 州の権限に関する欧州連合決議の原案、実施に関わる指針
- ・ 州の権限の行使にあたり、欧州連合の義務を遵守し遂行するための基準および方法
- ・ 欧州連合法案に関する所見

第5節 州および地方団体の全国組織

1 イタリア全国コムーネ協会

（1）概要

イタリア全国コムーネ協会（*Associazione Nazionale Comuni Italiani* : ANCI）は国等に対しコムーネを代表する機関であり、イタリアの約6,400のコムーネが加盟している。これは人口ベースで約90%をカバーしている。また、各州には支部が置かれている。

活動内容としては以下のようなものがある。

- ・ 中央省庁に対し、加盟コムーネの利害を代表する。
- ・ 加盟コムーネに関わる問題および公共行政に係る全分野についての調査・研究を進める。
- ・ 地方自治に関して議論する場に代表者を参加させる。
- ・ 地方団体職員に関する問題を検討する。公行政代表交渉委員会（ALAN）に出席して、地方団体における全国団体労働協約（CCNL）の内容に関与する（本書第3章第2節参照）。
- ・ 市民の地方制度に関する知識の普及、地方行政への市民の積極的参加を促進する。
- ・ 加盟団体の国際関係活動および地方レベルの国際協力活動を促進・調整する。

（2）組織

同協会の最も重要な課題を検討する年次総会は、毎年開催される。また会長、全国理事

会、幹部会、執行委員会、監査委員会等が設置される。

（３）情報誌

ANCIは二つの情報誌を発行している。「ANCI RIVISTA」は行政や自治についての新しい話題を世界レベルで提供する会員向け月刊誌である。「ANCI NOTIZIE」はコムーネ向けの情報週刊誌であり、法律、行政部門の正しい知識や新たな法律等の概要、ANCIの全国組織および州組織の活動を伝える。

ホームページによる情報発信も行っている（<http://www.anci.it/anci.cfm>）。

（４）ANCITEL

1988年にANCIが設立した株式会社であり、地方団体が関心を持つ多様な分野について、情報やコンサルティング・サービスを提供する。中でも会員団体の質問に答え、アドバイスを与える「ANCI Risponde（ANCIがお答えします）」は、豊富なデータバンクを備え、有効な情報提供サービスとなっている。また、ANCITELは内務省の委託で同省と地方団体の間のコーディネーター役を果たしている。

（５）その他

ANCIは1996年より国家・都市会議（conferenza stato-città）の構成員となり、会員地方団体の中から選出された14人のシンダコが参加している。また、ANCIは統一会議（conferenza unificata）の構成員でもある。

また国際地方自治体連合（英略：IULA）の会員であり、欧州地方自治体・州協議会（伊・仏略：CCRE／英略：CEMR）の会員でもある。

２ イタリア県連合会

（１）概要

イタリア県連合会（Unione delle Province d'Italia：UPI）は1908年に設立され、本部はローマにある。県によって構成され、国会や政府または国の他の組織などに対して県および大都市を代表する。

憲法および地方自治法典の原則に則った行政秩序の確立により、県の自治権を強化することを、その活動の目的とする。また県および大都市の抱える問題を解決するために調査・研究を行う他、各種のセミナーも実施している。

（２）組織

州知事およびその代理などが出席する総会が開催され、県に関わる重要な問題について協議し、また連合の全体方針に関する決定などを行う。

理事長、各州支部長、および総会によって選出された者からなる執行部会は、総会の提案した事業方針を実現し、連合の活動を主導する。また理事長の下に事務局（ufficio di

presidenza) がおかれる。

3 地方自治全国連盟 (lega nazionale delle autonomie locali)

イタリアの州、県、コムーネおよび山岳部共同体を会員とし、地方の自治の推進を目的として、地方団体の組織および事業における改革の実施に対する支援を行っている。

4 山岳部地方団体全国連合会

(1) 概要

山岳部地方団体全国連合会 (Unione Nazionale Comuni Comunita Enti Montani : UNCEM) は、1952年に設立された。現在、山岳部共同体が361団体、区域の一部または全部が山岳部であるコムーネ約4,200、山岳部を含む県およびその他の地方団体が加盟している。全国土の54%、1千万人を超える人口を対象とする。

会員地方団体を代表して社会、経済、環境保全等の分野で山岳地域の発展を促進することを目的とする。また各州に配置された連絡事務所のほか、様々な研究会、会議を通じて会員地方団体間の交流を図るとともに、他の地方団体の連合組織とも深い関係を持っている。

(2) 活動

規約に定められた山岳地域の発展という目的を達するため、次のような活動を行っている。

- ・ 半月毎に会報「UNCEM NOTIZIE」を会員に配布して関心の高いニュース等を迅速に伝える。
- ・ 山岳地域および関連する住民と中央政府、州、地方団体等の当局また労働組合等の諸機関との関係において、制度的、経済的、社会的テーマを取り上げ、話し合う集会や討論会、会議の開催を奨励し、またこれに参加する。
- ・ 国家・都市会議 (conferenza stato-città)、統一会議 (conferenza unificata) (本章第2節参照) に参加する
- ・ 欧州地方自治体・州協議会 (下記5参照) の活動に参加する。また山岳部自治体欧州議員連盟 (Associazione Europea degli Eletti della Montagna) を設立し、これに加盟している。
- ・ その他記者発表、ホームページ (<http://www.uncem.net/>) の管理等を行う。

5 欧州地方自治体・州協議会イタリア協会

(1) 概要

欧州地方自治体・州協議会イタリア協会 (Associazione Italiana per il Consiglio dei

Comuni e delle Regioni d'Europa : AICCRE) は、欧州地方自治体・州協議会（伊・仏略：CCRE／英略：CEMR）のイタリア支部である。

欧州地方自治体・州協議会は、コムーネ（市町村）、県、州が参加する欧州規模の団体である。欧州における地方団体（州レベルを含む）の自治の強化や、管理運営上の諸問題について蓄積された経験の相互交換を行う。また、欧州の諸機関において地方団体の利益を代表し、それらの機関と定期協議をもつ。さらに地方団体間の交流・姉妹提携を促進する。

（２）活動

活動目的としては、以下のようなものがある。

- ・ イタリアの地方団体および州に対し、欧州の諸機関や制度についての情報提供を促し、欧州連合が定めるプログラムやプロジェクトの利用を奨励する。
- ・ 欧州諸国の州および地方団体とイタリアの地方団体・州との間での交流や姉妹提携などの実施を支援し、相互理解・相互協力を図る。
- ・ 少数民族および少数言語使用民族の要求を支援する。

6 公役務イタリア連盟

（１）概要

公役務イタリア連盟 (la confederazione nazionale dei servizi : Confservizi) は、地域における公益事業を運営する企業およびその他の団体を代表する組織であり、7つの事業別全国連合および17の地方協会により構成される。国内、国際機関において会員を代表するとともに、調査等を行っている。

産業的公役務部門（水道、ガス、電力、環境衛生、地方交通）および行政的公役務部門（保健、薬品、文化、公共住宅）で活動する州・地方公共サービス運営機関など約1,600社を会員とする。

表 5-3 公役務イタリア連盟会員内訳

区 分	団体数
公社	314
有限責任会社	649
直営企業	296
公的団体	114
非営利団体（財団等）	37
医療機関等	153
その他	34
計	1,597

（出典：CONFSERVIZIホームページ）

（２）活動

公役務イタリア連盟の主たる目的は、関係当局との間において、団体会員を代表することであるが、その他にも以下のようなことを行っている。

- ・ 地方公共サービスに関する法律等の研究
- ・ 公共サービス機関への企業家的思考の導入促進
- ・ 法律、納税、金融面におけるコンサルティングおよびサポート
- ・ 企業の海外進出のサポート

第6節 外国の地方団体との関係

1 外国の地方団体との関係

イタリアのコムーネは、国の外交政策と矛盾していないか否かを外務省に確認の上、外国の基礎的自治体と姉妹・友好提携することができる。国境沿いの地方団体は、外務省の合意の上、国境を越えた協定を結ぶことができる。州および県の中にも、外国の地方団体等と、活発に姉妹交流等を行っている団体がある。

また、州および地方団体は欧州地方自治体・州協議会（前節参照）に自由に加盟することができる。

コムーネおよび県は、国際協力・国際協調のために、その予算において、経常収入の0.8%までを支出することができる（地方自治法典第272条第2項）。直接に地方団体が国際協力・国際協調活動を行うほか、イタリア全国コムーネ協会（ANCI）等を通じた国際協力活動も行われている。

2 日本の地方団体との関係

日本とイタリアの間で姉妹都市提携が行われたのは、1960年の鹿児島市とナポリ市が始まりである。2003年12月末現在、日本の府県および市町村とイタリアの州・県・コムーネの間には、31件の姉妹・友好提携が締結されている。日本との姉妹・友好提携数については、世界でイタリアは12番目になり、欧州内ではドイツ、フランス、ロシア、オーストリアについて5番目になる。

交流事業の内容を見ると、教育、文化、スポーツまたは行政分野における交流が大きな比重を占めている。青年交流訪問団の派遣・受入、絵画作品や手紙の交換などをはじめとする教育分野での青少年の交流が見られるほか、わが国と他国との交流に比べて、文化分野における交流が比較的盛んである点が特徴である。

2002年には青森県とリグーリア州、大阪府とロンバルディア州が姉妹提携を結ぶなど、現在もなお新たな交流が始められており、両国の地方レベルの交流は今後とも活発に行われるものと予想される。

表 5-4 日伊姉妹・友好交流一覧(2003 年 10 月末現在)

	イタリア	日本	提携年月日
州	エミリア＝ロマーニャ州	茨城県	1986.4.17
	リグーリア州	青森県	2002.5.7
	ロンバルディア州	大阪府	2002.7.9
県	ローマ県	宮城県	2001.10.8
	クロッセート県	柏原市	1999.5.12
コムーネ	ナポリ	鹿児島市	1960.5.3
	ビエラ	桐生市	1963.10.12
	フィレンツェ	京都市	1965.9.22
	チビタベッキア	石巻市	1971.10.12
	コモ	十日町市	1975.2.27
	サンレモ	熱海市	1976.11.10
	フィレンツェ	岐阜市	1978.2.8
	ファエンツァ	土岐市	1979.11.22
	ミラノ	大阪市	1981.6.8
	チエルタルド	甘楽町	1983.10.20
	サレルノ	遠野市	1984.8.8
	リエティ	伊東市	1985.7.21
	ポルデノーネ	大川市	1987.9.19
	マロスティカ	天童市	1989.4.22
	ヴェローナ	長浜市	1992.7.30
	モンティチェリ・ドンジーナ	田子町	1992.9.11
	アバノテルメ	伊香保町	1993.3.31
	ピストイア	白川町	1994.10.30
	ピエトサンタ	宇都宮市	1995.8.3
	ローマ	東京都	1996.7.5
	オルヴィエート	前橋市	1997.12.12
	クロッセート	柏原市	1999.5.12
	ベザーノ	歌津町	1999.11.7
	フォリーノ	渋川市	2000.5.23
	ペシャ	宣野座村	2001.9.7
	ソレント	熊野市	2001.11.29

(出典：「2003 日本の姉妹自治体一覧」自治体国際化協会)

* コムーネ名からは市・町・村を省略している。(例：ローマ市など)

第6章 まとめ

1 三層制の地方制度

イタリアの地方自治制度は、州、県、コムーネ（＝市町村）の三層制である。同じ三層制をとっているフランスと異なり、イタリアの州は、地方自治法典にいう地方団体ではなく、一定の分野で立法権（州法律の制定）を有している。一方で、州選挙制度、州の会計制度などについての基本的な事項は国の法律によって定められており、また、ドイツのように連邦制を構成する単位ではない。

イタリアの地方制度を俯瞰すると、地方団体に関しては、その機関、主要事務、選挙、財政、会計に関する規定は、ほとんど国が定める地方自治法典に記載されている。一方、州に関しては、憲法にその組織の基本原則が定められ、選挙、会計などの個別の分野について、国の法律の定める原則に基づき、各州の定める州法律で定められている。

基礎的自治体であるコムーネは約 8,100 存在し、ほぼスペインと同数であり、欧州連合諸国内でも多い部類に属する。平均の人口規模は 7,000 人であり、日本と比べると小規模である。従前は、コムーネの合併を奨励する政策が進められていたが、現在では、コムーネの合併の道を残しつつも、コムーネ共同体などの広域行政組織によって行政事務を処理することが可能になり、多くの小規模コムーネの間で設置されている。

表 6-1 地方制度の根拠法令（一部）

区 分	州	地方団体
基本組織	共和国憲法	地方自治法典 (1990 年法律第 142 号)
選挙制度	1995 年法律第 43 号他	
会計制度	2000 年委任立法令第 76 号	
権限・事務配分	1997 年法律第 59 号他	
公務員制度	2001 年委任立法令第 165 号他	

2 行政事務

憲法上に、事務配分については「補完性の原則」に従うことが明示され、行政事務を基礎的自治体によって行わせることが原則とされている。また、1997 年のバッサニーニ法により、行政権限の再配分（国から地方への権限移譲）が行われ、行政事務におけるコムーネ、県、州の役割が増大した。また、地方自治法典では、地方団体が行使できる権限は包括的に定められている。これは、フランスや日本の規定の仕方に近く、限定列举方式の英国とは異なる。

また、2001 年の憲法改正により、従来は州に権限が与えられた分野が限定列举されていたのに対して、国が権限を有する分野が限定列举され、国と州が共管する分野が明示され

ると共に、それ以外の分野に関する立法権は州に属することとされた。

3 内部組織

州および地方団体のいずれにおいても、代表者である首長（州知事、県知事、シンダコ）、議決機関である議会（州議会、県議会、コムーネ議会）、および執行機関である理事会（州理事会、県理事会、コムーネ理事会）が存在する。たとえば州知事が、州理事長とよばれるように、州および地方団体の首長は、理事会の長を務める。すなわち、首長と理事会の関係は、議院内閣制における首相と内閣の関係に近似している。

なお、多くの場合、議会の長である議長が首長とは別に存在するが、基本的には議会の招集など議会運営にかかわる任務を負い、行政執行そのものに関する直接の権限は持たない。

4 地方選挙制度

イタリアの地方選挙制度は、州と地方団体において異なっているが、いずれも比例代表制を原則としつつも、多数派プレミアム制を加味することにより、議会内に多数派が形成されるように定められている。また、州および地方団体の全てにおいて、首長を直接選挙するように制度改正がなされた。

なお、フランスやスペインにみられるのと同様に、一定の制限はあるものの、公選職の兼任が可能とされている。

5 地方財政

英国やスウェーデンなどと異なり、イタリアでは直接税、間接税とも多様な地方税目が存在する。ただし、2001年の憲法改正後も、租税制度に関することは国の権限とされており、州および地方団体は国の定める法律の範囲内で地方税を課している。2000年においては、州と地方団体を合わせた地方財政全体で見た歳入に占める税収の割合は、3割を超える程度である。1990年以降、コムーネにおいてコムーネ固定資産税が導入され、州において州生産活動税（IRAP）が導入されるなど、州および地方団体における歳入の中で税収の占めるウェイトが増加してきている。

1997年の税制改革により、州および地方団体の全てにおいて、国税である個人所得税に対する附加税を課することが認められるようになった。

6 地方行財政の監督

イタリアでは、州および地方団体に対する国の監督が存在するが、2001年の憲法改正をはじめとする制度改革により、関与の方法が間接的になっている（州法律に対する憲法裁

判所への国からの疑義の提出など)。

ただし、現在でも、内務省による地方団体の首長の解任権が存在するなど、地方長官をはじめとする国の機関による、地方団体の活動に対する一定の監督が存在する。

7 まとめ

三層制の地方制度、北部の一部の州に見られる連邦制を求める動き、また小規模な基礎的自治体など、イタリアの地方制度は一見してわが国とは大きく異なっているように思われる。

しかし、イタリアの地方制度には、多様な地方税目、地方団体への一般的な権限の付与、多様な広域行政組織など、わが国に類似した点も多い。現在のイタリアの地方制度は、ナポレオンによるイタリア支配の時代に全国で統一して定められた制度に由来する。そのフランスの制度は、明治期にわが国で形成された地方制度のモデルであった。そのような歴史的背景のゆえに、両者の制度はもともとと同じ制度をモデルとして形成され、また異なる過程を経て現在に至っている。現在もなお、双方の制度にはいくつかの類似点が存在し、またその変遷過程の比較も興味深いものである。

特に、近年において継続的に進められてきた地方分権改革の過程は、わが国にとって注目に値するものである。この数年の間に、バッサニーニ法による地方へ事務の移譲、補完性の原則の憲法への導入、また州生産活動税等の導入をはじめとする地方税改革による州および地方団体の自主財源の安定化などの改革が積み重ねられてきた。急速ともいえるスピードで制度改革がなされており、今もなお、地方分権改革の途上にあるイタリアの動向は、同様に地方分権強化への変革期にあるわが国においても、参考にしうる多くの点を含んでいると思われる。

なお、イタリアの地方制度は今も変革期にある。2001年の憲法改正に基づいた地方自治法典等の改正が現在議論されており、本書に述べた地方制度も、その少なくない点が、今後近いうちに制度改正されることも予想される。今後とも、その動向を継続的に追跡していく必要があることを改めて指摘しておきたい。

巻末資料

2002 年ジェノヴァ県知事・県議会議員選挙投票用紙

(表紙)

**ELEZIONE DEL PRESIDENTE DELLA PROVINCIA
E DEL CONSIGLIO PROVINCIALE
di GENOVA**

26 Maggio 2002

COLLEGIO di

SCHEDA PER LA VOTAZIONE

FIRMA DELLO SCRUTATORE

BOLLO
DELLA
SEZIONE

(1 ページ)

Mariachiara MALAGOLI (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Pasquale ROMEO (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Andrea PROTO (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Andrea PESCIANO (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Marco FALLABRINI (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Giacomo BERTONE (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
Cosimo SURACE (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO

(2 ページ)

Vincenzo GUBITOSI (CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)		Nome CANDIDATO
---	---	-----------------------

The main body of the form is a large, light green rectangular area with a subtle grid pattern, intended for the candidate's statement or program. It is framed by a yellow border.

(3 ページ)

	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO

Alessandro Giovanni REPETTO
(CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)

(4 ページ)

	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO
	Nome CANDIDATO

Alessandro Giovanni REPETTO
(CANDIDATO ALLA CARICA DI PRESIDENTE DELLA PROVINCIA)

主要参考文献

1. 日本語文献

- 長手喜典 『イタリア経済の再発見』 東洋書店 1991 年
山下茂他 『増補改定版 比較地方自治』 第一法規 1992 年
工藤裕子 「イタリアの地方自治と地方選挙制度改革」 選挙時報 第 43 巻第 9 号
全国市区選挙管理委員会連合会編 1994 年
『クレア・レポート No176 イタリアの地方自治』 (財) 自治体国際化協会 1998 年
馬場康雄・岡沢憲英編 『イタリアの政治』 早稲田大学出版部 1999 年
馬場康雄・岡沢憲英編 『イタリアの経済』 早稲田大学出版部 1999 年
竹下譲編 『世界の地方自治制度』 イマジン出版 1999 年
馬場康雄・平島健司編 『ヨーロッパ政治ハンドブック』 東京大学出版会 2000 年
樋口陽一・吉田善明編 『解説 世界憲法集 第 4 版』 三省堂 2001 年
藤井良広 『EU の知識<新版>』 日本経済新聞社 2002 年
『ジェットロ・ミラノ・レポート 2002 年 第 33 号 イタリアの地域振興事業』
ジェットロ・ミラノ・センター 2002 年
『欧州諸国地方行財政制度調査報告書』 (財) 地方財務協会 2002 年
『欧州諸国地方行財政制度調査報告書』 (財) 地方財務協会 2003 年
『世界年鑑 2003』 共同通信社 2003 年

2. イタリア語文献

- 「Statistiche delle Amministrazioni pubbliche anno1999」 ISTAT 2000
「Lexicon 2000」 SIMONE 2000
「DIRITTO DEGLI ENTI LOCALI」 SIMONE 2001
「amministrazione civile, gennaio 2002」 MAGGIOLI EDITORE 2002
「Elementi di diritto degli Enti Locali」 MAGGIORI EDITORE 2002
「DIRITTO TRIBUTARIO」 SIMONE 2002
「Il nuovo Testo Unico degli Enti Locali」 MAGGIORI EDITORE 2002
「NUOVO ORDINAMENTO REGIONALE」 SIMONE 2002
「ELEMENTI di Legislazione Comunale」 SIMONE 2002
「ANNUARIO STATISTICO ITALIANO」 ISTAT 2002
「ELEMENTI di Diritto Regionale」 SIMONE 2003

「il Comune」 SIMONE 2003

3. 英語文献

「STRUCTURE AND OPERATION OF LOCAL AND REGIONAL DEMOCRACY
ITALY」, Council of Europe, 1999

4. フランス語文献

「La décentralization dans les États de l'Union européenne」
sous la direction d'Alain Delcamp et John Loughlin, documentation Française, 2003

5. ホームページ

(1) 中央省庁

イタリア内務省 (<http://www.interno.it/>)

(2) 州

アブルッツォ州 (<http://www.regione.abruzzo.it/>)

バジリカータ州 (<http://www.basilicatanet.it/>)

カラブリア州 (<http://www.regione.calabria.it/>)

カンパーニア州 (<http://www.regione.campania.it/>)

エミリア・ロマーニャ州 (<http://www.regione.emilia-romagna.it/>)

フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア州 (<http://www.regione.fvg.it/welcome.asp>)

ラツィオ州 (<http://www.regione.lazio.it/home.shtml>)

リグーリア州 (<http://www.regione.liguria.it/>)

ロンバルディア州 (<http://www.regione.lombardia.it/>)

マルケ州 (<http://www.regione.marche.it/>)

モリーゼ州 (<http://www.regione.molise.it/>)

ピエモンテ州 (<http://www.regione.piemonte.it/>)

プーリア州 (<http://www.regione.puglia.it/>)

サルデーニャ州 (<http://www.regione.sardegna.it/>)

シチリア州 (<http://www.regione.sicilia.it/>)

トスカーナ州 (<http://www.regione.toscana.it/>)

トレンティーノ＝アルト・アーディジェ州 (<http://www.laregione.ch/>)

ウンブリア州 (<http://www.regione.umbria.it/canale.asp>)

ヴァッレ・ダオスタ州 (<http://www.regione.vda.it/>)

ヴェネト州 (<http://www.regione.veneto.it/>)

(3) 地方団体

ジェノヴァ県 (<http://www.provincia.genova.it/>)
ローマ市 (<http://www.comune.roma.it/>)
ピアチェンザ市 (<http://www.comune.piacenza.it/>)

(4) その他

イタリア全国コムーネ協会 (<http://www.anci.it/anci.cfm>)

<執筆者>

監修 所 長 山下 茂
次 長 伊藤 典夫
担当 所長補佐 小林 信宏
所長補佐 久保田 学

(本書は、久保田所長補佐が 2001 年 4 月から 2002 年 3 月にかけて調査し、小林所長補佐が 2002 年 4 月から 2004 年 1 月にかけて調査・執筆したものである。)

<表紙写真提供>

イタリア政府観光局

イタリアの地方自治

平成16年3月31日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会 (CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

 100 本書は再生紙を使用しています

